



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

かいけつサポート 事業者ガイドブック

～認証紛争解決事業者の詳細を一覧に～

〔令和5年2月1日現在〕

「かいけつサポート」は
法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスです。

法務省

はじめに

- 1 各事業者のページに掲載されている情報は、令和5年2月1日現在の情報です。
- 2 本ガイドブックに掲載されている事業者は、令和5年2月1日現在で認証を受けている事業者です。最新の情報は、法務省の「かいけつサポート」のホームページ (<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>) を御覧ください。
- 3 各事業者のページ（3ページ以降）は、各事業者が作成した情報を法務省で取りまとめたものです。
- 4 目次の事業者名の後ろの括弧書きは、事業者が認証紛争解決手続を行う事務所の名称です。
- 5 事業者によっては、取り扱う紛争の範囲が複数の都道府県にまたがっている場合があります（例えば、東京都に住所がある事業者であっても、東京都以外の都道府県で発生した紛争も取り扱っている場合があります。）。また、ウェブ会議システム等を利用したオンラインによる調停を実施している場合もあります。詳しくは、各事業者のホームページを御覧いただくか、各事業者に直接お尋ねください。
- 6 目次における各種法人の法人名は、以下のとおりの略称で表記しています。
 - 特定非営利活動法人・・・NPO法人
 - 一般社団法人・・・・・・・・（一社）
 - 公益社団法人・・・・・・・・（公社）
 - 一般財団法人・・・・・・・・（一財）
 - 公益財団法人・・・・・・・・（公財）
 - 学校法人・・・・・・・・（学）
 - 株式会社・・・・・・・・（株）

目 次

- 「かいけつサポート」って何? 1
- 「かいけつサポート」を利用するには 2

1. 全国対応可能（事業者が出張・オンライン等で実施可能）な事業者

《民事一般》

- (株) AtoJ (One Negotiation) 3
- 東京司法書士会（東京司法書士会調停センター“すてつき”） 4
- 神奈川県弁護士会（神奈川県弁護士会紛争解決センター） 5
- (公社) 民間総合調停センター 6
- ミドルマン(株) (Teuchi) 7
- 福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）） 8
- 福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州センター）） 9
- 福岡県弁護士会（福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米センター）） 10

《商事一般》

- (一社) 日本商事仲裁協会 11
- (公財) 全国中小企業振興機関協会（下請かけこみ寺本部） 12
- (一社) 日本フランチャイズチェーン協会（コンビニエンスストア相談センター） 13

《消費者関係》

- U&I アドバイザリーサービス(株)（オンラインADRプラットフォーム） 14
- (公財) 自動車製造物責任相談センター 15
- (一財) 家電製品協会（家電製品PLセンター） 16
- (株) ユアサポ（ユアサポ） 17

《事業再生関係》

- (一社) 事業再生実務家協会（ADR事業本部） 18

《事業承継関係》

- (一社) 日本企業再建研究会（事業承継ADRセンター） 19

《金融・保険関係》

- NPO法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 20

《労働関係》

- (一社) 日本ハラスメント協会（ハラスメントADRセンター） 21

《生活環境関係》

- (公社) 日本不動産鑑定士協会連合会（不動産鑑定士調停センター） 22
- (一社) 日本マンション管理士会連合会（マンション紛争解決センター） 23
- (一社) 日本不動産仲裁機構（日本不動産仲裁機構ADRセンター） 24

《生活環境関係、交通事故関係》

- 東京都行政書士会（行政書士ADRセンター東京） 25

《家事関係》

- (一社) Actellus (ファミリー調停センターActellus) … 26
- 小泉道子 (家族のためのADRセンター) …… 27
- (一社) びじっと・離婚と子ども問題支援センター (ADRくりあ) …… 28
- (一社) りむすび (りむすびADRセンター) …… 29

《スポーツ関係》

- (公財) 日本スポーツ仲裁機構 …… 30

《エネルギー関係》

- 電力広域的運営推進機関 …… 31

2. 北海道

《民事一般》

- 札幌司法書士会 (札幌司法書士会ADRセンター) …… 32

《知的財産関係》

- 日本知的財産仲裁センター (日本知的財産仲裁センター (JIPAC) 北海道支所) … 33

《労働関係》

- 北海道社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター北海道) …… 34

《生活環境関係》

- 北海道行政書士会 (行政書士会北海道ADRセンター) …… 35
- 札幌土地家屋調査士会 (さっぽろ境界問題解決センター) …… 36

3. 青森県

《民事一般》

- 青森県司法書士会 (青森県司法書士会調停センター「まる〜く」) …… 37

《労働関係》

- 青森県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター青森) …… 38

4. 岩手県

《労働関係》

- 岩手県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター岩手) …… 39

5. 宮城県

《民事一般》

- 宮城県司法書士会 (宮城県司法書士会調停センター) …… 40

《知的財産関係》

- 日本知的財産仲裁センター (日本知的財産仲裁センター (JIPAC) 東北支所) …… 41

《労働関係》

- 宮城県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター宮城) …… 42

《生活環境関係》

- 宮城県土地家屋調査士会 (みやぎ境界紛争解決支援センター) …… 43

《生活環境関係、交通事故関係》

宮城県行政書士会（行政書士会ADRセンター宮城）…………… 4 4

6. 秋田県

《民事一般》

秋田県司法書士会（秋田県司法書士会調停センター）…………… 4 5

《労働関係》

秋田県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター秋田）…………… 4 6

《生活環境関係》

秋田県土地家屋調査士会（秋田境界ADR相談室）…………… 4 7

7. 山形県

《民事一般》

山形県司法書士会（山形県司法書士会調停センター「ハーモニー」）…………… 4 8

《労働関係》

山形県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター山形）…………… 4 9

8. 福島県

《民事一般》

福島県司法書士会（福島県司法書士会調停センター）…………… 5 0

《労働関係》

福島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター福島）…………… 5 1

9. 茨城県

《民事一般》

茨城司法書士会（茨城司法書士会調停センター）…………… 5 2

《労働関係》

茨城県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター茨城）…………… 5 3

《生活環境関係》

茨城土地家屋調査士会（境界問題解決支援センターいばらき）…………… 5 4

10. 栃木県

《民事一般》

栃木県司法書士会（栃木県司法書士会調停センター こんぱす）…………… 5 5

《生活環境関係》

栃木県土地家屋調査士会（境界問題解決センターとちぎ）…………… 5 6

11. 群馬県

《労働関係》

群馬県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター群馬）…………… 5 7

12. 埼玉県

《民事一般》

埼玉司法書士会（埼玉司法書士会はなしあい解決支援センター“いっぽ”） … 5 8

《労働関係》

埼玉県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター埼玉） …… 5 9

《生活環境関係、交通事故関係、家事関係》

埼玉県行政書士会（行政書士ADRセンター埼玉） …… 6 0

13. 千葉県

《民事一般》

千葉司法書士会（千葉司法書士会調停センター） …… 6 1

《労働関係》

千葉県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター千葉） …… 6 2

《生活環境関係》

千葉県土地家屋調査士会（境界問題相談センターちば） …… 6 3

14. 東京都

《民事一般》

（一社）I L C（I L Cセンター） …… 6 4

《商事一般》

（公財）東京都中小企業振興公社（下請取引紛争解決センター 下請センター東京） … 6 5

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（J I P A C）東京本部） … 6 6

（一財）ソフトウェア情報センター（ソフトウェア紛争解決センター） … 6 7

（一社）ユニオン・デ・ファブリカン（U D F - A D Rセンター） …… 6 8

《消費者関係》

N P O法人留学協会（留学トラブル解決機関） …… 6 9

（一社）日本流通自主管理協会（ブランド110番） …… 7 0

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（Consumer ADR） … 7 1

（学）立教学院（立教大学観光ADRセンター） …… 7 2

《事業再生関係》

企業再建・承継コンサルタント協同組合（中小企業経営再建紛争解決センター 略称：企業再建ADR） … 7 3

《金融・保険関係》

（一社）日本共済協会（日本共済協会共済相談所） …… 7 4

《労働関係》

全国社会保険労務士会連合会（社労士会労働紛争解決センター） …… 7 5

N P O法人個別労使紛争処理センター（労使紛争解決サポート首都圏） … 7 6

東京都社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター東京） …… 7 7

《労働関係、家事関係》

(一社) 日本産業カウンセラー協会 (ADRセンター) …………… 78

《交通事故関係》

(一財) 日本自転車普及協会 (自転車ADRセンター) …………… 79

《家事関係》

(公社) 家庭問題情報センター (東京ファミリー相談室) …………… 80

15. 神奈川県

《民事一般》

神奈川県司法書士会 (神奈川県司法書士会調停センター) …………… 81

《労働関係》

神奈川県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター神奈川) …… 82

《生活環境関係》

神奈川県土地家屋調査士会 (境界問題相談センターかながわ) …………… 83

《生活環境関係、交通事故関係》

神奈川県行政書士会 (行政書士ADRセンター神奈川) …………… 84

16. 新潟県

《民事一般》

新潟県司法書士会 (新潟県司法書士会 話し合いサポートセンター) …… 85

《労働関係》

新潟県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター新潟) …………… 86

《生活環境関係》

新潟県土地家屋調査士会 (境界紛争解決支援センターにいがた) …………… 87

《生活環境関係、交通事故関係》

新潟県行政書士会 (行政書士ADRセンター新潟) …………… 88

17. 富山県

《労働関係》

富山県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター富山) …………… 89

18. 石川県

《労働関係》

石川県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター石川) …………… 90

《生活環境関係》

石川県土地家屋調査士会 (境界問題相談センターいしかわ) …………… 91

19. 福井県

《労働関係》

福井県社会保険労務士会 (社労士会労働紛争解決センター福井) …………… 92

20. 山梨県

《民事一般》

山梨県司法書士会（山梨県司法書士会調停センター ちよっくらはなすけ） … 9 3

《労働関係》

山梨県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター山梨） …… 9 4

21. 長野県

《民事一般》

長野県司法書士会（長野県司法書士会調停センター） …… 9 5

《労働関係》

長野県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター長野） …… 9 6

《生活環境関係》

長野県土地家屋調査士会（境界問題解決支援センター長野） …… 9 7

《生活環境関係、交通事故関係》

長野県行政書士会（長野県行政書士紛争解決センター） …… 9 8

22. 岐阜県

《民事一般》

岐阜県司法書士会（岐阜県司法書士会司法書士調停センター 愛称:あゆみ） … 9 9

《労働関係》

岐阜県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター岐阜） …… 1 0 0

《生活環境関係》

岐阜県土地家屋調査士会（境界紛争解決センターぎふ） …… 1 0 1

23. 静岡県

《民事一般》

静岡県司法書士会（静岡県司法書士会調停センターふらっと） …… 1 0 2

《労働関係》

静岡県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター静岡） …… 1 0 3

《生活環境関係》

静岡県行政書士会（行政書士ADRセンター静岡） …… 1 0 4

静岡県土地家屋調査士会（静岡境界紛争解決センター） …… 1 0 5

24. 愛知県

《民事一般》

愛知県弁護士会（愛知県弁護士会紛争解決センター） …… 1 0 6

愛知県弁護士会（愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター） …… 1 0 7

《民事一般、生活環境関係、家事関係》

愛知県司法書士会（愛知県司法書士会調停センター） …… 1 0 8

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター(JIPAC)名古屋支部） … 1 0 9

《労働関係》

愛知県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター愛知） …… 1 1 0

《生活環境関係》

愛知県土地家屋調査士会（あいち境界問題相談センター） …… 1 1 1

《生活環境関係、交通事故関係》

愛知県行政書士会（行政書士ADRセンター愛知） …… 1 1 2

《家事関係》

（公社）家庭問題情報センター（名古屋ファミリー相談室） …… 1 1 3

25. 三重県

《労働関係》

三重県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター三重） …… 1 1 4

《生活環境関係、交通事故関係》

三重県行政書士会（行政書士ADRセンター三重） …… 1 1 5

26. 滋賀県

《民事一般》

滋賀県司法書士会（滋賀県司法書士会調停センター「和（なごみ）」） …… 1 1 6

《労働関係》

滋賀県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター滋賀） …… 1 1 7

《生活環境関係》

滋賀県土地家屋調査士会（境界問題解決支援センター滋賀） …… 1 1 8

27. 京都府

《民事一般》

京都弁護士会（京都弁護士会紛争解決センター） …… 1 1 9

京都司法書士会（京都司法書士会調停センター） …… 1 2 0

《労働関係》

京都府社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター京都） …… 1 2 1

《生活環境関係》

京都土地家屋調査士会（京都境界問題解決支援センター） …… 1 2 2

《家事関係》

京都府行政書士会（京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター） …… 1 2 3

28. 大阪府

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター(JIPAC)関西支部） …… 1 2 4

《消費者関係》

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（Consumer ADR） …… 1 2 5

《労働関係》

大阪府社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター大阪） …… 1 2 6

《生活環境関係》

大阪土地家屋調査士会（境界問題相談センターおおさか） …… 1 2 7

《生活環境関係、交通事故関係》

大阪府行政書士会（行政書士ADRセンター大阪） …… 1 2 8

《家事関係》

（公社）家庭問題情報センター（大阪ファミリー相談室） …… 1 2 9

29. 兵庫県

《民事一般》

兵庫県弁護士会（兵庫県弁護士会紛争解決センター） …… 1 3 0

兵庫県司法書士会（兵庫県司法書士会調停センターぼると） …… 1 3 1

《労働関係》

兵庫県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター兵庫） …… 1 3 2

《生活環境関係》

兵庫県土地家屋調査士会（境界問題相談センターひょうご） …… 1 3 3

《生活環境関係、交通事故関係》

兵庫県行政書士会（行政書士ADRセンター兵庫） …… 1 3 4

30. 奈良県

《労働関係》

奈良県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター奈良） …… 1 3 5

《生活環境関係、交通事故関係》

奈良県行政書士会（行政書士ADRセンター奈良） …… 1 3 6

31. 和歌山県

《民事一般》

和歌山弁護士会（和歌山弁護士会紛争解決センター） …… 1 3 7

《労使関係》

和歌山県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター和歌山） …… 1 3 8

《生活環境関係》

和歌山県土地家屋調査士会（境界問題相談センターわかやま） …… 1 3 9

《生活環境関係、交通事故関係》

和歌山県行政書士会（行政書士ADRセンター和歌山） …… 1 4 0

32. 鳥取県

《民事一般》

鳥取県司法書士会（鳥取県司法書士会調停センター） …… 1 4 1

《労働関係》

鳥取県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター鳥取） …… 1 4 2

33. 島根県

《労働関係》

島根県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター島根） …… 1 4 3

34. 岡山県

《労働関係》

岡山県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター岡山） …… 1 4 4

《交通事故関係》

岡山県行政書士会（行政書士ADRセンター岡山） …… 1 4 5

35. 広島県

《民事一般》

広島司法書士会（広島司法書士会調停センター） …… 1 4 6

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（J I P A C）中国支所） …… 1 4 7

《労働関係》

広島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター広島） …… 1 4 8

36. 山口県

《民事一般》

山口県司法書士会（山口県司法書士会調停センター） …… 1 4 9

《労働関係》

山口県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター山口） …… 1 5 0

《生活環境関係》

山口県行政書士会（行政書士ADRセンターやまぐち） …… 1 5 1

山口土地家屋調査士会（境界問題解決支援センターやまぐち） …… 1 5 2

37. 徳島県

《労働関係》

徳島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター徳島） …… 1 5 3

《生活環境関係》

徳島県土地家屋調査士会（境界問題解決センターとくしま） …… 1 5 4

38. 香川県

《民事一般》

香川県司法書士会（香川県司法書士会調停センター） …… 1 5 5

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（JIPAC）四国支所） …… 156

《労働関係》

香川県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター香川） …… 157

《生活環境関係》

香川県土地家屋調査士会（境界問題相談センターかがわ） …… 158

《生活環境関係、交通事故関係》

香川県行政書士会（行政書士ADRセンター香川） …… 159

39. 愛媛県

《労働関係》

愛媛県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター愛媛） …… 160

《生活環境関係》

愛媛県土地家屋調査士会（境界問題相談センター愛媛） …… 161

40. 高知県

《労働関係》

高知県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター高知） …… 162

《生活環境関係》

高知県土地家屋調査士会（境界問題ADRセンターこうち） …… 163

41. 福岡県

《民事一般》

福岡県司法書士会（福岡県司法書士会ADRセンター） …… 164

《知的財産関係》

日本知的財産仲裁センター（日本知的財産仲裁センター（JIPAC）九州支所） …… 165

《労働関係》

福岡県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター福岡） …… 166

《生活環境関係》

NPO法人福岡マンション管理組合連合会（マンション問題解決センター） …… 167

福岡県土地家屋調査士会（境界問題解決センターふくおか） …… 168

《生活環境関係、交通事故関係》

福岡県行政書士会（行政書士ADRセンター福岡） …… 169

42. 佐賀県

《民事一般》

佐賀県司法書士会（佐賀県司法書士会調停センター） …… 170

《労働関係》

佐賀県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター佐賀） …… 171

43. 長崎県

《労働関係》

長崎県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター長崎） …… 172

44. 熊本県

《民事一般》

熊本県司法書士会（熊本県司法書士会調停センター） …… 173

《労働関係》

熊本県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター熊本） …… 174

45. 大分県

《民事一般》

大分県司法書士会（大分県司法書士会調停センター） …… 175

46. 宮崎県

《民事一般》

宮崎県司法書士会（宮崎県司法書士会調停センター） …… 176

《労働関係》

宮崎県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター宮崎） …… 177

《生活環境関係》

宮崎県土地家屋調査士会（境界問題相談センターみやざき） …… 178

47. 鹿児島県

《民事一般》

鹿児島県司法書士会（鹿児島県司法書士会調停センター） …… 179

《労働関係》

鹿児島県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター鹿児島） …… 180

《生活環境関係》

鹿児島県土地家屋調査士会（境界問題相談センターかごしま） …… 181

48. 沖縄県

《労働関係》

沖縄県社会保険労務士会（社労士会労働紛争解決センター沖縄） …… 182



「かいけつサポート」って何？

■ 裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、裁判によらずに話し合いで解決したいというものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。



■ 話し合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。



■ 法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。



■ 裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あり	なし

認証ADR機関の基本情報

事業者名	株式会社AtoJ
住所	大阪府大阪市西淀川区姫島6丁目2-15
名称	One Negotiation(ワンネゴ)
	TEL: 06-4980-0453
	E-mail: info@atoj.jp
	URL: https://service.1nego.jp/
	認証番号【176】
	認証年月日 令和4年7月13日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

お金のトラブルといえば、ワンネゴ。
家賃・診療費・業務委託費・月会費など、あらゆるお金のトラブルを取り扱います。
すべてオンラインで完結するため、パソコンやスマホさえあれば、全国どこからでも利用可能です。

アピールポイント

現役弁護士が開発。相手に支払う意思があるのか、支払条件で折り合える余地はあるのか、話し合いによる解決の可能性をスピーディに判断できます。

- ①早い 申立ては10分程度で完了。申立てから2週間～1ヶ月で終了します。
- ②安い 申立ては無料。オンライン調停に移行する際に25,000円、成立手数料は相手方が支払った金額の24.2%です。
- ③分かりやすい 用意された選択肢をタップするだけで、論点整理ができます。オンライン調停では、経験豊富な現役弁護士が話し合いをサポートします。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	25,000円(追加で期日を行う場合は、11,000円/回)
成立手数料	相手方が解決金等として支払った金額の24.2%
その他	金額はいずれも税込額です。以上の他、ご要望に応じて、証明書発行手数料等が発生する場合があります。

実施方法

事前相談	なし
実施日時	24時間365日対応(ただし、オンライン調停は調停人の都合による)
手続実施者の構成	弁護士
解決までの標準期間	約2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可(専用の交渉システムを利用した論点整理及びzoomを利用したオンライン調停)

解決事例・相談事例等


申立て・解決事例

- ・10万円前後の業務委託料に関する紛争
- ・オークションサイトでの売買代金に関する紛争

その他想定する事例

- ・家賃の滞納、月会費・月謝・月額利用料等の滞納(毎月継続的に発生する費用に関する紛争)
- ・診療費、業務委託料の支払い(後払いとなる取引に関する紛争)
- ・貸金の返済に関する紛争

その他特記事項等





ワンネゴ


現役の弁護士が開発した
お金のトラブルを解決する
新時代のデジタルサービス

2022年12月 サービス開始!

「ワンネゴ」で検索



WEBサイト



申立ては
こちらから

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京司法書士会
住所	東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F
名称	東京司法書士会 調停センター すてつき
	TEL: 03-3353-8844(月～金 9:00～12:00、13:00～17:00)
	E-mail: cyotei_center@tokyokai.or.jp
	URL: https://www.tokyokai.jp/consult/center.html
	認証番号【022】
	認証年月日 平成20年12月10日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事に関する紛争(全般)】

相続、親族間の問題、不動産トラブル、近隣トラブルなど法的紛争を広く取り扱います。
全国対応可能です(調停は原則として東京・四谷の司法書士会館で行います。手続実施者の交通費等の実費を御負担いただければ手続実施者が出張することもできます。)

アピールポイント

- ・当センターは、平成20年の認証取得以降、毎年広範な事案の相談を取り扱い、豊富な経験と実績があります。
- ・相続に関する事案を多数取り扱い、解決に導いています。
- ・不動産登記に関する専門家・司法書士が調停人として紛争解決に当たります。
- ・調停は平日(午前9時～午後8時)の他、希望により土・日・祝祭日も行っております。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込)
成立手数料	30,000円(税込)から。詳細は下記のURLを御参照ください。 https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0022.html
その他	司法書士会館以外の場所で調停を行う場合は旅費・会場費等がかかります。

実施方法

事前相談	電話又は面談による無料相談を実施しています。
実施日時	月～金(午前9時～午後8時) 希望により土・日・祝祭日も可
手続実施者の構成	司法書士2名(事案に応じて弁護士が含まれる場合があります。)
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	メール又はホームページから相談申込みができます。
オンライン調停	WEB会議システムを使った調停も実施できます。

解決事例・相談事例等

1. 母親の相続について、兄弟姉妹間に長年にわたる根深い感情問題があり、預貯金と空家が10年以上も未分割のままになっていたが、問題を次世代に残したくないと当センターに調停申込みがされ、粘り強い話し合いの結果、遺産分割協議が成立した。
2. 行き先不明の財産があるとして遺産の範囲を争い、一部の相続人が他の相続人に対して強い不信感があったために家庭裁判所で調停不成立となった案件が、当事者同席での話し合いの結果、遺産分割協議が成立した。
3. 家族の共有で建築した自宅について、共有者の一人が持分を処分したいとして、他の共有者を相手と話し合いの結果、他の共有者が買取りをする合意がされた。
4. 私有地の通路をめぐる隣家の家族同士の紛争について、通行方法などについて合意が成立した。
5. 夫の不倫相手の女性と妻との間の紛争について、損害賠償請求権の有無等について合意した。
6. 隣家の家族間で、窓からの目線の配慮、エアコン室外機の音、換気扇の向きなどについて、当事者同席での話し合いの結果、お互い改善に協力する旨の合意がされた。

その他特記事項等

まずは、御相談ください。(相談は無料です。)
相談のお申込みは、当センターのホームページにある申込フォームを御利用ください。
<https://www.tokyokai.jp/consult/center.html>
※QRコードのリンク先から当センターのHPを御覧いただけます。→



認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県弁護士会		
住所	横浜市中区日本大通9番地		
名称	神奈川県弁護士会紛争解決センター		
	TEL: 045-211-7716		
	E-mail:	認証番号【009】	
	URL: https://www.kanaben.or.jp/	認証年月日	平成20年3月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般)
不動産関係、家族関係、貸金・債務関係を始め民事のトラブルを広く扱います。
※ 全国対応可能(ただし、事業者の事務所から現地に出張して手続を実施する場合、旅費及び日当その他費用をあらかじめ納付する必要があります。)

アピールポイント

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効完成猶予効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用しやすくなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ(<https://www.kanaben.or.jp/>)からもダウンロードできます。
お問合せは、電話045-211-7716まで。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)申立人負担
期日手数料	1期日につき申立人相手方各自5,500円(税込)ずつ
成立手数料	和解が成立した期日又は仲裁判断がなされた期日までに開催された期日の回数に22,000円(税込)を乗じて得た額に55,000円(税込)を加算した額
その他	上記のほか、鑑定費用、測量費用などが生じる場合あり。

実施方法

事前相談	実施していない。 但し、事案によっては、弁護士会が運営している法律相談を案内している。
実施日時	土日祝日及び年末年始、1/4、1/5を除く平日/午前10時～午後5時(正午～午後1時を除く)
手続実施者の構成	原則弁護士1名。ただし、事案により、複数の弁護士や建築士等他分野の専門家も加えた合議体による。
解決までの標準期間	約3ヶ月程度
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可(但し、あっせん人等が許可した場合に限る)

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・雨漏りを原因とする建築紛争について、原因調査を行った上で補修工事をするとの合意のみならず、補修後の補償問題も補修工事終了後に話し合うとの合意がなされ紛争解決が図られた。
・エステ施術によって火傷した事故について、あっせん人が裁判になった場合に予想される慰謝料額を当事者双方に提示し、当事者双方が納得の上、1回のあっせん期日で解決が図られた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいけつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0009.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 民間総合調停センター		
住所	大阪府大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会館1階		
名称	公益社団法人 民間総合調停センター		
	TEL: 06-6364-7644		
	E-mail:	認証番号【043】	
	URL: https://minkanchotei.or.jp/	認証年月日 平成21年9月14日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(全般) ※民事上の紛争であれば、全て取り扱います。
【対応可能地域】全国の紛争を取り扱い可能(ただし、対応は事業者の事務所のみ)

アピールポイント

- ・各種専門家団体(大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府不動産鑑定士協会、大阪府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会大阪府本部、日本公認会計士協会近畿会、大阪府建築士事務所協会、大阪社会福祉士会、大阪府社会保険労務士会、大阪府建築士会、近畿税理士会、大阪府臨床心理士会、大阪府マンション管理士会等)、消費者団体、自治体等が協力し、広い分野について、高い専門性を用いて和解あっせんにあたります。
- ・申立書の書き方等を説明、アドバイスいたします(無料)。
- ・期日は、夜間、土曜日にも実施することができます。
- ・利用時間中にお子様を預かる、一時保育サービスをご用意しています(無料)。

手数料

申請手数料	1件10,000円(税込)(国際家事事件は1件30,000円(税込)) ※ 紛争額に関わらず定額。但し、複数の紛争が含まれる場合は増額。 ※ 相手方が応諾しない場合は、7,000円を返金。 ※ 災害ADRの場合は、申請手数料は免除いたします。
期日手数料	なし
成立手数料	詳細はかいけつサポート(https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0043.html)参照。
その他	上記のほか、必要に応じて鑑定費用等がある。

実施方法

事前相談	実施なし
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(但し、正午～午後1時及び土日祝祭日は除く)。
手続実施者の構成	当センター参加の各種専門家団体等から推薦された実施者の中から、申立ての内容に即した専門家3名を選任いたします。但し、「国際家事事件」は2名の専門家が担当いたします。
解決までの標準期間	約4か月間程度
オンラインによる申込み	原則不可
オンライン調停	Web会議システム(ZoomまたはSkype)を利用した調停が可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

金銭貸借に関する問題、交通事故(自転車事故含む)に関する問題、境界問題、医事紛争、建築紛争、不動産・住宅に関する問題、近隣紛争、相続問題、夫婦・親子間の問題、労働問題、消費者問題、福祉に関する問題、知的財産に関する問題など多数。

その他特記事項等

複数の専門家団体が協力して、紛争解決にあたる、全国で唯一の団体です。対応可能分野が広いことはもちろん、複数の問題がからまった紛争でも、ここで一気に解決することを目指します。申立書作成のための無料相談もごさいますので、どうぞお気軽にお問合せください。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	ミドルマン株式会社		
住所	東京都目黒区下目黒2-21-28セントヒルズ目黒905		
名称	Teuchi(テウチ)		
	TEL: オンライン対応のため非公開		認証番号【171】
	E-mail: info@middleman.jp		認証年月日 令和3年10月1日
	URL: info@middleman.jp		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】離婚、相続、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱います。
オンライン完結サービスですので全国対応可能。

アピールポイント

- Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。
- 申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーに、トラブルの和解条件交渉を進められます。
- オンラインチャット完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要がありません。
- 料金は約3万円～。成約手数料は一切いただきません。リーズナブルな価格でご利用いただけます。

手数料

申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合:1,650円(税込) 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合:3,300円(税込)
期日手数料	ご利用料金については、申立料金及び調停料金にて構成されています。申立料金については定額ですが、調停料金につきましては、取り扱う類型や事案の性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサイトからご確認ください。
成立手数料	
その他	

実施方法

事前相談	手続相談(無料)
実施日時	24時間365日対応
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士
解決までの標準期間	2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可(専用チャットシステムを利用)

解決事例・相談事例等

想定する利用者(例)
 【離婚】相手と直接やりとりしたくない / 忙しくて話し合う時間がとれない
 【敷金】解約したマンションの敷金が戻ってこない / 原状回復費用が敷金では足りない
 【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた / 言いがかりをつけられ代金が未払い

その他特記事項等

子どもの未来を守るため



Teuchi for 離婚



HP



無料診断



無料相談



説明動画

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会	
住所	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階	
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）	
	TEL: 092-741-3208	認証番号【094】
	E-mail: info@fben.jp	認証年月日 平成23年3月29日
	URL: https://fben.jp/	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般) 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など
 【ハーグ条約対応ADR】国境を超えた日本への子の連れ去り等が発生した場合に子の返還又は面会交流を求める事件
 【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター(天神、北九州、久留米)で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント

- 1 弁護士による解決**
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
- 2 取り扱う紛争に制限はありません。**
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。
- 3 柔軟な手続**
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	(解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%+16万5000円、3000万円超0.55%+33万円)(税込)
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。ハーグ条約対応ADRは原則費用負担なし。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け(天神弁護士センター:092-741-3208)、紹介状を作成してもらう必要があります。
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施(ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで)
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。ハーグ条約対応ADRは原則として弁護士2名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	不可(ただし、ハーグ条約対応ADRは可能)
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります(ADR法27条)。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。【ハーグ条約対応ADR】子との面会交流について和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数(※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。)

	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和3年度	33	31	7	13	11
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会		
住所	福岡県北九州市小倉北区金田1-4-2		
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州センター）		
	TEL: 093-561-0360		認証番号【094】
	E-mail: info@fben.jp		認証年月日 平成23年3月29日
	URL: https://fben.jp/		

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）～ 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など

【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神、北九州、久留米）で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント

1 弁護士による解決

様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。

2 取り扱う紛争に制限はありません。

上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。

3 柔軟な手続

事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%+16万5000円、3000万円超0.55%+33万円）（税込）
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け（北九州法律相談センター：093-561-0360）、紹介状を作成してもらう必要があります。
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしない離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不承諾	③その他
令和3年度	33	31	7	13	11
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会		
住所	福岡県久留米市篠山町11番地5		
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米センター）		
	TEL: 0942-30-0144		認証番号【094】
	E-mail: info@fben.jp		認証年月日 平成23年3月29日
	URL: https://fben.jp/		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般)～交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など

【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが、手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター(天神、北九州、久留米)で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント

1 弁護士による解決

様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。

2 取り扱う紛争に制限はありません。

上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。

3 柔軟な手続

事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	(解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%+3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%+16万5000円、3000万円超0.55%+33万円)(税込)
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け(久留米法律相談センター:0942-30-0144)、紹介状を作成してもらう必要があります。
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施(ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで)
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります(ADR法27条)。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数 (※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。)

	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不承諾	③その他
令和3年度	33	31	7	13	11
令和2年度	30	30	12	14	4
令和元年度	26	26	11	11	4

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 日本商事仲裁協会
住所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 廣瀬ビル3階
名称	一般社団法人 日本商事仲裁協会 東京本部
	TEL: 03-5280-5161
	E-mail: mediation@jcaa.or.jp
	URL: http://www.jcaa.or.jp
	認証番号【007】
	認証年月日 平成19年12月27日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【商事一般】商事に関する紛争。全国対応可能。

アピールポイント

- 歴史と実績
約70年の歴史とともに、これまで取り扱った国内・国際の調停の事件数は数百件に及びます。
- 迅速な紛争解決
調停人の選任から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を図ります。
- 小規模な紛争から、大規模な紛争まで
数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱っています。

手数料

申請手数料	申立料金:5万5千円 調停手続が開始されない場合は、申立人に返還します。
期日手数料	該当なし(当事者全員が別段の合意をしない限り)
成立手数料	該当なし(当事者全員が別段の合意をしない限り)
その他	調停人報償金:当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は調停人1人当たり5万5千円 管理料金:調停人報償金の総額の10% 上記のほか、調停期日開催のための借室料、調停人経費{交通費、宿泊費(食事代その他の費用を含め一泊あたり6万円)、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの}

実施方法

事前相談	電話、面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前9時30分～午後5時(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など
解決までの標準期間	調停人選任から3か月以内
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て(メールに申立書を添付して提出)は可能です。
オンライン調停	オンライン調停(Web会議システムなどを利用した調停)は可能です。 調停人や当事者の意向に応じ、オンライン会議のホストを務めたり、オンラインでの会議が滞りなく進むようサポートを行います。

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・A社は長年取引関係のあるB社に対して、衣料品を発注した。
- ・B社は衣料品を納入し、代金1500万円をA社に請求したが、A社からは代金の支払いがなかった。
- ・B社は、A社が一括して代金を支払うことができない財務状態なのではないかと考えていたが、一部でも支払ってもらいたいと強く望んでいた。
- ・当協会が選任した調停人は、A社から個別に財務状態について丁寧に確認しつつ、1日かけて支払い条件について調停した。
- ・A社はB社に対し、700万円を5年かけて分割して支払うことで和解が成立した。

その他特記事項等

- 調停規則(2020)
調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項についてきめ細やかな規定を置くとともに、調停手続の主張等の取扱いについても詳細な規定を置いています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人 全国中小企業振興機関協会
住所	東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル
名称	下請かけこみ寺本部
	TEL: 03-5541-6655
	E-mail: kakekomi@zenkyo.or.jp
	URL: http://www.zenkyo.or.jp/
	認証番号【011】
	認証年月日 平成20年5月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【商事一般】下請取引に関する紛争
(中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル)
※全国対応可能(各都道府県に窓口及び手続き実施者が配置されています。)

アピールポイント

下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じています。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者として100名を超える弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しています。相談及び調停手続きの費用は無料です。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、その印紙代を当事者間で均等に負担。

実施方法

事前相談	平日の月曜日～金曜日(土日祝日を除く)9時～17時(但し、12時～13時を除く)
実施日時	平日の月曜日～金曜日(土日祝日を除く)9時～17時(但し、12時～13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

代金の未払い、契約解除、損害賠償請求
※金融取引に関する紛争、労働関係に関する紛争及び消費者契約に関する法律は除きます。

その他特記事項等

下請かけこみ寺



認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
住所	東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F
名称	コンビニエンスストア相談センター
	TEL: 代表: (03)5777-8701 相談受付: (03)6402-3155
	E-mail: soudan@jfa-fc.or.jp
	URL: https://www.jfa-fc.or.jp/
	認証番号【170】
	認証年月日 令和3年5月17日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争(日本国内限定)。

アピールポイント

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の見込みがある場合に調停手続きをご案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の仲介をサポートし、原則的に1～3回以内での解決を目指します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円(第2回目以降)
成立手数料	55,000円
その他	

実施方法

事前相談	フランチャイズ相談センターで無料相談を実施
実施日時	月曜日・木曜日 13:00～17:00(祝日及び年末年始等は除く)
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人を選任
解決までの標準期間	約2ヵ月～6ヵ月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当センターが認める場合のみ可

解決事例・相談事例等

特記事項なし

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当協会ホームページやかいけつサポートホームページ(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0170.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	U&Iアドバイザーサービス株式会社
住所	東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル36階
名称	オンラインADRプラットフォーム
	TEL: (03)5575-8019
	E-mail: odr@uryuitoga.com
	URL: https://ui-advisory.com/
	認証番号【175】
	認証年月日 令和4年7月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の目的の価額が100万円以下の電子商取引における商品若しくは役務又はその代金に関する紛争(全国対応可)。ただし、あらかじめ本手続の利用契約のある事業者が当事者となる紛争に限る。

アピールポイント

本サービスは原則としてオンラインで完結する手続であり、チャットを利用していつでも気軽に手続を行うことができます。利用契約を締結する事業者の方々にとっては、商品・サービスに関するトラブルを効果的かつ効率的に解決することが見込めるほか、ODRを附帯サービスとしていること自体が顧客等に対する付加価値・信頼性の担保となり、顧客等からの信頼獲得、満足度の向上に繋げることができます。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	なし
実施日時	随時
手続実施者の構成	弁護士のほか、消費生活アドバイザー、消費生活相談員又は消費生活コンサルタントとしての実務経験を3年以上有する者等
解決までの標準期間	2週間程度
オンラインによる申込み	オンラインのみ
オンライン調停	オンラインのみ

解決事例・相談事例等

非公開

その他特記事項等

一般消費者の方に広くご利用頂けることを目指してありますが、トラブルの相手方があらかじめ利用契約を締結していないと本サービスを利用することはできないため、お問合せの前にこの点をご理解頂きますようお願い申し上げます。
導入を検討されている事業者の方は、お気軽にご連絡頂ければ幸いです。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター		
住所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階		
名称	自動車製造物責任相談センター		
	TEL: 0120-028-222		
	E-mail: jidousha@adr.or.jp	認証番号【004】	
	URL: http://www.adr.or.jp/	認証年月日 平成19年11月5日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】商品の欠陥に関する紛争
(自動車、バイク(原動機付自転車含む)及びそれらの部品、用品)
製品の製造物責任(PL)及び品質に関わるトラブル
全国対応可能(電話を利用した和解の斡旋も可能です)

アピールポイント

- ・当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
- ・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家(和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる審査委員会)が対応します。
- ・事務所に来訪できない方のために、和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
- ・和解の斡旋は無料、審査は当事者双方から5,000円と非常に低廉安価です。
- ・相談受付 月～金曜日(除く祝日・年末年始) コロナ禍特別対応 10:30-12:00 13:00-16:00

手数料

申請手数料	和解の斡旋:なし 審査:申立人、相手方の双方から5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	電話による無料事前相談を実施
実施日時	和解の斡旋:平日14時～ 審査:平日18時～(日時は指定します)
手続実施者の構成	和解の斡旋:弁護士 審査:弁護士、法学者、工学者等6名
解決までの標準期間	和解の斡旋:約2カ月 審査:約5カ月(申立から和解書締結まで)
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	電話・web会議システムなどを利用した和解の斡旋・審査

解決事例・相談事例等

- ・車の不具合が原因で発生した事故による、生命・身体や、車以外の財産(第三者の財産を含む)の損害補償に関する紛争の解決
- ・車の品質や不具合での、メーカー・販売会社等と修理費用負担などに関する紛争の解決

その他特記事項等

公益財団法人
 **自動車製造物責任相談センター**

まずはお気軽に
お電話ください **TEL 0120-028-222**

より詳しい情報はホームページで <http://www.adr.or.jp/>



スマホ専用画面

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 家電製品協会		
住所	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階		
名称	家電製品PLセンター		
	TEL: 0120-551-110(フリーダイヤル)		認証番号【003】
	E-mail: Webサイトにて受付		認証年月日 平成19年9月21日
	URL: www.aeha.or.jp/plc/		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争(据付工事等に起因する事故の紛争は除く)
※全国対応可能

アピールポイント

当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。

- (1) 中立・公正
客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。
- (2) 迅速な対応
裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。
- (3) 相談・斡旋は無料
「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円

手数料

申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」:無料 「裁定手続」:10,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担

実施方法

事前相談	—
実施日時	平日9:30~17:00 / 土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く
手続実施者の構成	斡旋:カウンセラーまたは顧問弁護士 裁定:弁護士等3~5名
解決までの標準期間	斡旋:約4か月 裁定:約6か月
オンラインによる申込み	—
オンライン調停	—

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・家電製品からの発火による、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決
- ・家電製品による負傷事故の補償に関する紛争の解決
- ・家電製品からの水漏れによる、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決

その他特記事項等



家電製品PLセンター

Webサイトはこちら 

<https://www.aeha.or.jp/plc/>





フリーダイヤル  **0120-551-110** ここ一線は110番! 平日 9:30~17:00
(土・日・祝日及び当協会休日を除く)

家電製品による事故や品質・安全性等のご相談は

認証ADR機関の基本情報

事業者名	株式会社ユアサポ
住所	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
名称	ユアサポ
TEL:	
E-mail: info@yoursup.co.jp	
URL: https://yoursup.co.jp/	
	認証番号【173】
	認証年月日 令和4年7月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

デジタルプラットフォームに関する紛争(全国対応可)

アピールポイント

近年急増の一途をたどる、インターネット上の取引トラブルに対して、インターネットの商習慣に詳しい調停員がご対応させていただきます。

手数料

申請手数料	(1)紛争金額が100,000円までの部分:一律50,000円(消費税別) (2)紛争金額が100,000円を超える部分:50,000円に紛争金額の10%に消費税を加えた金額(消費税別)
期日手数料	
成立手数料	和解金額の15%に消費税を加えた金額
その他	

実施方法

事前相談	オンライン面談による無償の事前相談を実施
実施日時	月曜日から金曜日の午前10時から午後6時まで
手続実施者の構成	弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

インターネット上での商取引で発生する当事者間トラブル(例:)

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当社ホームページやかいけつサポートホームページ(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0173.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人事業再生実務家協会		
住所	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号 近鉄虎ノ門ビル10階		
名称	事業再生実務家協会 事業再生ADR事業本部		
	TEL: 03-6402-3870		
	E-mail: adr@turnaround.jp	認証番号【162】	
	URL: https://turnaround.jp/adr/index.php	認証年月日	平成31年3月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】事業再生に関する紛争
【対応地域】日本国内すべて

アピールポイント

優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健全な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裡に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては再生計画案により上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。

手数料

申請手数料	審査料:550,000円(税込/一律)
期日手数料	業務委託金:2,200,000円(税込/案件規模により変わります。詳細はご相談下さい)
成立手数料	業務委託中間金:2,200,000円(税込/案件規模により変わります。詳細はご相談下さい)
その他	報酬金:4,400,000円～(税込/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)

実施方法

事前相談	月～金/10:00～12:00、13:00～17:00(祝日を除く)。
実施日時	月～金/10:00～12:00、13:00～17:00(祝日を除く)。
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士、コンサルタントにより構成。手続実施者登録弁護士35名、同公認会計士13名、同コンサル2名。
解決までの標準期間	平均4～5か月
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出も受付可。
オンライン調停	2023年度から債権者会議へのオンライン参加も可能となる予定。

解決事例・相談事例等

【主な原因】外的要因の影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例や先細る収益事業の改善に着手せず、金融機関からの融資を受けるために、粉飾会計を行っていたことが発覚、実態は債務超過であった事例など。

【解決策】事業再生ADR手続で債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた事例、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、負債を旧社に残し、同社を清算した事例など。

その他特記事項等

- ・手続時に「経営者保証に関するガイドライン」を利用する場合は、上記手数料の審査料を除く手数料合計の5%をいただきます。
- ・詳細は、「事業再生実務家協会 事業再生ADR」で検索していただくか、<https://www.turnaround.jp/adr/index.php> をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本企業再建研究会		
住所	東京都港区西新橋一丁目5番11号 第11東洋海事ビル9階		
名称	事業承継ADRセンター		
	TEL: 03-3591-7381		
	E-mail: info@kigyosaiken.or.jp	認証番号【113】	
	URL: http://www.kigyosaiken.or.jp	認証年月日 平成24年4月17日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争
全国の紛争を取扱い可能

アピールポイント

- ・当会は、日本経済の中核を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。
- ・当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。
- ・複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を結集し、解決を目指していきます。

手数料

申請手数料	1万6,500円(消費税込)
期日手数料	49万5,000円(消費税込) ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。

実施方法

事前相談	申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応
実施日時	月曜日から金曜日まで/午前9時から午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名、公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【想定事例】
- ・相続などの類型(タテ承継)
中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者(株主や従業員など)との間の紛争
 - ・M&Aや事業譲渡などの類型(ヨコ承継)
中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の取締役(株主)間の紛争

その他特記事項等

- ・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。
- ・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立てのご連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。

まずはご相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
住所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
名称	証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
	TEL: 0120-64-5005
E-mail:	認証番号【056】
URL: https://www.finmac.or.jp/	認証年月日 平成22年1月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。
【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。
(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)

アピールポイント

- ・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。
- ・専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。
- ・あっせん(紛争解決のための話し合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士(あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。
- ・相談、苦情は電話等で無料でお受けします。
- ・お受けした相談、苦情及びあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。

手数料

申請手数料	損害賠償金額に応じて税込2,090円～52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページをご覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)

実施方法

事前相談	【無料の事前相談を必ず実施】 1. お電話の場合:フリーダイヤル0120-64-5005で承ります。 2. ファックスの場合:03-3669-9833で承ります。 3. ご相談フォームの場合:「 https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/ 」をご利用ください。 4. 郵送の場合:下記あてにお願いします。 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日～1月3日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	4ヵ月以内(ただし事案による)
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能
オンライン調停	—

解決事例・相談事例等

- ・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。
- ・証券会社から株式の取引報告書が届いた。証券会社の担当者と株式の銘柄について相談はしたが買った覚えはない。担当者が勝手に買ったものと思われる。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。

その他特記事項等

- ・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。
(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryō/index_03/)
- ・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひご覧ください。
(<https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi>)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本ハラスメント協会		
住所	大阪市西区立売堀1-4-12 立売堀スクエアビル8F		
名称	ハラスメントADRセンター		
	TEL: 06-6556-6413		
	E-mail: adr@jpn-harassment.or.jp	認証番号【174】	
	URL: https://harasumentt.jimdofree.com/	認証年月日 令和4年7月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【全国の職場におけるハラスメントに関する紛争】
ハラスメント種類: パワハラ・セクハラ・マタハラ・就活ハラスメント(就活セクハラ・オワハラ)
(ただし、就活ハラスメントについては、当該行為により被害を受けた現に就職活動中の学生及び当該行為を行った者が属する企業を双方の当事者とするものに限ります。)
・オンライン調停の場合、全国対応可能
・対面調停の場合、大阪府のみ対応可能

アピールポイント

- ・全国初、職場における「ハラスメント紛争」に特化したADRセンター。
- ・調停人はハラスメント専門家・村寄要が担当。柔軟な話し合いで早期解決が可能。
- ・Web会議システム「Zoom」によるオンライン調停は全国対応可能。
- ・当センターを運営する日本ハラスメント協会は企業、官公庁、学校法人等のハラスメント外部相談窓口を受託していることから、小規模～大規模なハラスメント事案への対応事例を蓄積しています。

手数料

申請手数料	(申立人) 110,000円(税込)
期日手数料	(当事者) 各回11,000円(税込)
成立手数料	和解契約書に解決額として記載される経済的利益の額(別表により算出した額)
その他	不要

実施方法

事前相談	電話無料相談可(1回のみ30分まで)※申立を検討中の本人限定
実施日時	月～金/午前10時～午後6時(土日・祝・年末年始休業日を除く)
手続実施者の構成	ハラスメント専門家1名(ハラスメントに関する専門業務経験3年以上)
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

【相談事例】
「会社にパワハラ被害を訴えても何も対応してくれない」
「会社にセクハラ被害を訴えたら、セカンドハラスメントを受けた」
「会社からハラスメントを受けて、不当に評価をされている。不当に処分をされた」
「就活中にセクハラ被害に遭ったが、加害者が在籍する会社が責任を取らない」

その他特記事項等

【専門性を活かした関連サービスの受託実績】
・ハラスメント社外相談窓口・内部通報窓口の外部委託
・ハラスメント研修・ハラスメント研修動画コンテンツ販売
・パワハラ加害者研修(パワハラ更生プログラム)の実施
・パワハラ第三者委員会の設置
・ハラスメント匿名アンケートの実施
・ハラスメント資格の発行(ハラスメント対策認定アドバイザー資格講座)



認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会		
住所	東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル9階		
名称	不動産鑑定士調停センター		
	TEL: 03-3434-2304		
	E-mail: adr@fudousan-kanteishi.or.jp	認証番号【076】	
	URL: https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/	認証年月日 平成22年8月25日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争
- ・地代及び家賃の値上げ、値下げトラブル
 - ・借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更の価格トラブル
 - ・借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料のトラブル
 - ・担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
 - ・土地や建物に関するトラブル
 - ・遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能(オンライン調停又は手続実施者が出張いたします)

アピールポイント

- ・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士との協力を得て解決を目指します。
- ・遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争解決の実績があります。
- ・遺産相続に伴う紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	33,000円(税込)
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%+130,000円(税別)
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。

実施方法

事前相談	不動産鑑定士による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前9時～午後5時
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- 不動産の相続に伴うトラブル
 - 地代のトラブル

その他特記事項等

事前相談は無料です。まずは、メール、お電話にて御連絡ください。



ADR(裁判外紛争解決)事業者
不動産鑑定士調停センター
(法務大臣認証第76号)



認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本マンション管理士会連合会		
住所	東京都文京区春日2-13-1芳文堂ビル4階		
名称	マンション紛争解決センター®		
	TEL: 03-5801-0869		
	E-mail: adr-info@nikkanren.org	認証番号【157】	
	URL: https://www.nikkanren.org	認証年月日 平成30年8月24日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 紛争の分野: マンション管理に関する紛争
マンション居住者(区分所有者、借入人等)間、居住者と管理組合、
管理組合と管理会社といった、マンションに関わりのある人や組織の間での
マンション管理に関する紛争を扱います。
- 対応可能地域: 全国対応が可能です(ADR実施者が出張します)。

アピールポイント

- ① 国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士で、かつ、センター主催の講習会を受講及び試験に合格した者(以下、「ADR実施者」という。)が紛争解決に当たります。
- ② 紛争当事者のご希望により、東京、大阪のセンター調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。
- ③ 申し込み後、紛争の相手が応諾しなければ、申請手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を返金します。

手数料

申請手数料	33,000円(税込み。申請者負担)
期日手数料	5,500円(税込み。期日ごとに、当事者双方がそれぞれ負担)
成立手数料	11,000円(税込み。当事者双方で負担割合を協議)
その他	手続実施者の出張(宿泊)費用は当事者の負担。

実施方法

事前相談	当センターで扱う範囲の紛争かの事前確認をします。
実施日時	当事者と手続実施者の話し合いで決定します。
手続実施者の構成	手続実施者2名構成を原則とします。
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	検討中です。

解決事例・相談事例等

- * ペット・騒音等の近隣間の迷惑行為 * 管理費滞納、共用部分・専有部分の修繕費の負担問題等、区分所有者と管理組合とのトラブル * 管理組合と管理会社とのトラブル * 専用使用権のある窓、玄関扉等の修繕トラブル * 漏水事故の補償をめぐるトラブル

その他特記事項等

- 当センターは「対話促進型同席調停方式」を採用しています。
- ・「紛争解決後も当事者はマンションで共に暮らしていくこと」を考慮しています。
 - ・そのため、手続実施者が解決策を提示するのではなく、あくまで当事者間の話し合いにより、自らが解決策を見出し、お互いに納得することを目指しています。
 - ・手続実施者は、円滑な話し合いの場を提供し、建設的で協調できる解決を導くナビゲーターとして、当事者間の対話の促進を支援します。
- なお、申請後、調停が円滑に開始できるように、当事者双方に助言・対応します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本不動産仲裁機構
住所	東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル2F
名称	日本不動産仲裁機構ADRセンター
	TEL: 03-3524-8013
	E-mail: info@jha-adr.org
	URL: http://jha-adr.org/
	認証番号【151】
	認証年月日 平成29年3月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争
全国対応可能(手続実施者が出張、またはオンライン調停により手続を実施します)

アピールポイント

- ・不動産の取引・管理・施工・相続等に関する様々な分野ごとの専門家団体(住宅建築、インスペクション、敷金、シックハウス、住宅ローン、競売、民泊、太陽光発電、相続診断等)の協力を得て、当事者に最適な解決を目指しています。
- ・全国どこの問題でも、当事者が希望する場所やWEB会議などによる方法で手続を実施できます。
- ・当事者同士が直接対面しなくても、相互の電話等により手続を進めることもできます。
- ・申立てに対して相手方が応じない場合には、申立手数料の半額が返還されます。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	1期日あたり11,000円(税込) 原則として、当事者双方が半額ずつ負担
成立手数料	11,000円(税込)より。解決額により異なります。 原則として、当事者双方が半額ずつ負担していただきます。
その他	手続実施者出張の場合は出張費用

実施方法

事前相談	無料の事前相談受付用のメールフォームを設置しています。 https://jha-adr.org/consultation/adr.html
実施日時	原則として月～金/午前10時～午後5時(祝祭日・年末年始休業日を除く)
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能 https://jha-adr.org/consultation/adr.html
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・不動産の売買契約の解除に関するトラブルについて、売主である不動産業者と買主である消費者の間で和解が成立し、目的不動産の返還と代金の一部返還という形で利用者の意向に沿った解決がなされた。
- ・戸建物件のベランダ防水工事に関するトラブルで、当事者一方の費用負担による修繕工事がなされることで和解した。

その他特記事項等

- 当機構に寄せられるトラブルのご相談事例
- ・売買契約における瑕疵の発覚
- ・競落物件の占有者退去について
- ・住宅ローンに関するトラブル
- ・サブリースに関連する契約トラブル
- ・リフォームに関するトラブル
- ・住宅施工に関するトラブル
- ・騒音などによる隣人トラブル
- ・民泊に関するトラブル
- ・太陽光発電機器について
- ・家賃滞納のトラブル
- ・家賃等の増減額交渉について
- ・相続不動産に関する問題

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京都行政書士会
住所	東京都渋谷区神泉町8-16 渋谷ファーストプレイス4F
名称	行政書士ADRセンター東京
	TEL: 03-5489-7441
E-mail:	
URL: https://www.adr.tokyo-gyosei.or.jp/	認証番号【030】 認証年月日 平成21年5月25日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】

1. ペットに関するトラブル

●東京都内で飼われている(飼われていた)ペットに関するトラブルや東京都内で起こったペットに関するトラブル
(例)ペットの売買、獣医療、ペットによる障害、ペットの死傷、ペットの里親(譲渡など)、ペットの預かり、その他ペットトラブル全般

2. 賃貸住宅の敷金返還・原状回復に関するトラブル

●東京都内の賃貸住宅(アパートやマンションなど)についての敷金の返還や原状回復費用に関するトラブル
(例)敷金が返還されない、請求された原状回復費用に納得がいけない、原状回復費用の支払いを拒否されているなど

3. 外国人の職場や学校におけるトラブル

●東京都内の会社や事業所で働いている外国人の労働環境や職場環境に関するトラブル
(例)文化的な価値観、宗教・慣習などの違いから起こるトラブル、セクハラ、パワハラ、配置転換、差別的な取扱いなど
●東京都内の学校での外国人の児童・生徒の教育環境に関するトラブル
(例)文化的な価値観、宗教・慣習などの違いから起こるトラブル、いじめ、不登校、差別的な取扱いなど

【交通事故関係】

4. 自転車事故に関するトラブル

●東京都内で発生した自転車、自転車と歩行者、自転車の物損事故など

※全国対応可能

アピールポイント

- ・お申し込みの前には、無料の事前相談が受けられるので安心です。
- ・御希望に応じて土日祝日や夜間にも事前相談や調停を実施することができます。
- ・都内で唯一ペットトラブルを専門にしているなど、各分野に特化した専門の行政書士が調停人を務めます。
- ・相談の電話受付、事前相談、手続管理も全て、所定の研修を受けた行政書士が担当します。
- ・お申込みの案件ごとに専任の行政書士がケースマネージャーを務めますので安心です。
- ・調停で合意が整ったら、その日のうちに合意書を作成してお渡ししています。
- ・認証取得10年以上の実績と経験があります。お気軽に御相談ください。

手数料

申請手数料	3,600円
期日手数料	3,600円
成立手数料	不要
その他	・出張調停の希望があった場合は所定の費用が掛かります。 ・上記手数料の支払が困難な方については減免手続を用意しています。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施。(電話又はオンラインでの対応も可能)
実施日時	電話:火・木・土/10時~16時 調停・事前相談:希望に応じて日時を設定
手続実施者の構成	行政書士1名以上(事案の内容により弁護士1名が加わる)
解決までの標準期間	約1か月~3か月
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	一部可

解決事例・相談事例等

【事例】

- ・ペットを獣医師に診せたら死んでしまった・犬に咬まれて大ケガをした
- ・里親で譲渡したネコを返してほしい
- ・同居中に飼っていたネコの所有権問題・地域猫トラブル・ドッグランにおけるトラブル
- ・逸失利益を含む自転車事故の損害賠償請求・自転車事故によるケガの治療費や休業補償の損害賠償
- ・自転車事故の過失割合に関する争い
- ・使い方に問題のある賃貸住宅の原状回復費用・賃貸マンションの敷金の未返還・原状回復の工事見積への不満
- ・外国人児童への教員の差別的な対応・外国人であることを理由とするいじめ
- ・文化の違いを理由とする配置転換
- ・お互いの慣習を知らないことでの外国人のトラブル、その他

その他特記事項等

行政書士ADRセンター東京の調停の特徴

『安心・納得・手軽』

安心……法律書類作成(行政書士法に定めるものに限る)のプロである行政書士が合意書を作成するので、トラブルの拡大や蒸し返しへの予防に最適です。また、調停は非公開で行われ、当事者のプライバシーを厳重に守ります。

納得……当事者が主体となって話し合いを行うスタイルを採用しているので、円満な解決が目指せます。

手軽……日程は土日や夜間など柔軟に設定できます。専任の行政書士がケースマネージャーとして手続をサポートします。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 Actellus
住所	福岡県福岡市東区和白3丁目9番22-205号
名称	ファミリー調停センター Actellus
	TEL: (080)1732-1967
	E-mail: info@actellus.or.jp
	URL: https://actellus.or.jp
	認証番号【177】
	認証年月日 令和4年12月12日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・婚姻関係および内縁関係の維持または解消に関する紛争
【夫婦関係調整(離婚・円満)、財産分与や婚姻費用(別居時生活費)等の経済紛争を含む】
 - ・子どもの養育に関する紛争【親権、監護、養育費、面会交流、親子関係など】
 - ・遺産相続に関する紛争
- ・対応可能地域:全国(オンラインが基本ですが、福岡市内・近郊においては対面可能です)

アピールポイント

- ・当センターでは、家庭裁判所調停委員(10年以上の実績)及びカウンセラーとして経験豊富なスタッフが、法律的な側面、心理的な側面、両面から問題解決をサポート。
- ・スタッフは、「家族問題に関するプロフェッショナル」であると共に「話を聴き、解決に向けて調整するプロフェッショナル」です。経験に裏打ちされたスキルと、豊富な知識をベースに、相談者の視点や心情に寄り添いながら、相談者にとってより良い選択と解決を支えます。

手数料

申請手数料	11,000円(当事者双方負担)(消費税込)
期日手数料	11,000円/回(当事者双方が11,000円ずつ負担)(消費税込)
成立手数料	22,000円(消費税込)+別表の基準により算出した額
その他	手続実施者が出張対応する場合は、別途出張費用

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施
実施日時	月～土/午前9時～午後8時(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	家事調停委員経験者 弁護士 家庭裁判所調査官経験者
解決までの標準期間	3ヶ月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- ・離婚したいが、本人同士では話ができない ・離婚を切り出されたが、どうすればよいか分からない
- ・離婚したいが応じてもらえない ・離婚は決まっているが、条件面(養育費・財産分与等)でもめている
- ・夫婦関係を修復したい ・子が小さいので離婚を迷っている ・生活費(婚姻費用)がもらえない
- ・別居している子と会わせてもらえない ・子の教育方針でもめている ・離婚後、子を共同で養育したい
- ・離婚したが養育費をもらえていない ・遺産相続でもめている ・遺産相続の決め方が分からない

その他特記事項等

話しませんか。見つけませんか。明日への道しるべ



Actellus

認証ADR機関の基本情報

事業者名	小泉 道子
住所	東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル504
名称	家族のためのADRセンター TEL: 03-6883-6177 E-mail: info@rikon-terace.com URL: https://rikon-terrace.com
	認証番号【153】 認証年月日 平成29年12月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】

①夫婦関係等の関する紛争(離婚など) ②相続 ③親族間のもめごと

【対応可能地域】

全国(zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応)

アピールポイント

- ・平日夜間や土曜日でも利用可
- ・zoomを利用したのオンライン調停が可能
- ・家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供
- ・早期解決
- ・取扱件数多数(親族関係調停取扱件数全国トップクラス)
- ・ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込、双方)
成立手数料	無料
その他	

実施方法

事前相談	制度説明のみ(個別案件のご相談は有料です)
実施日時	月曜から土曜の午前9時から午後8時
手続実施者の構成	弁護士、家庭裁判所調査官及び家事調停委員経験者
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

<夫婦関係>

- ・修復に向けての話し合いや婚姻費用・面会交流といった別居条件に関する話し合いもサポートします。
 - ・DVで住所を秘匿したい、同じ場所に行けないという場合はzoomを利用した調停も可能です。
 - ・夫婦だけでは離婚条件が決まらない、そんな場合のアドバイスもいたします。
- その他、生前贈与や寄与分の有無・遺産の分け方等で争いがある場合の遺産分割協議も可能です。

その他特記事項等



離婚や相続を始めとするご家族間の問題は、法律の問題と気持ちの問題が複雑に入りまじっています。当センターでは、心理と法律に詳しい専門家が公平中立な立場でお話し合いを仲介いたします。

まずは、おひとりで悩まず、相談にいらしてください。
早期解決・穏やかな解決を目指してサポートいたします。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター		
住所	神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号		
名称	ADRくりあ		
	TEL: 045-263-6565		
	E-mail: visit.clear@gmail.com	認証番号【167】	
	URL: http://www.npo-visit.net	認証年月日 令和2年4月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【取扱分野】子の監護(面会交流)に関する紛争
「子どものためにどうしていけばいいか？」を話し合います。
面会交流と家族関係調整等(これらに関連する金銭紛争を含む)を取り扱います。
【対応地域】全国対応可能(Zoomによるオンライン調停)

アピールポイント

- ①全国対応
Zoomによるオンライン調停なので管轄はありません。
- ②ワンストップサービス
面会交流の支援から紛争解決までワンストップでサービスを提供。
- ③面会交流の現場の情報を連携
両親と子ども全員に関与している支援部と調停人が情報連携をいたします。

手数料

申請手数料	11,000円(双方) (びじっと利用者は半額です)
期日手数料	11,000円(双方)
成立手数料	16,500円(双方)
その他	ADR事前共有プラン3,300円(双方)、事前相談3,300円(任意)

実施方法

事前相談	オンライン(zoom)
実施日時	平日、土日祝日、開始時刻8:00~20:00
手続実施者の構成	弁護士、面会交流支援者、から2名構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	Googleフォームで申込み
オンライン調停	Zoomで実施

解決事例・相談事例等

- 離婚時に取り決めたとおりに面会交流が実施されないので、状況を改善したい。
- 離婚時に取り決めた条件見直し時期になったので、条件を見直したい。
- 現在、支援者付添のもとで面会しているが、付添なしの面会に変更したい。
- 現在おこなっている面会交流で発生している問題を協議し、解決したい。
- 面会時に守るべきルールを設定・合意して、安心して面会交流をおこないたい。
- 子どもに特別な配慮が必要なため、個別の面会計画を策定してから面会交流をおこないたい。

その他特記事項等



- 15年に渡り培ってきた面会交流支援の専門的知識と面会現場の実務経験を十分に活か
子どものための面会交流を支援します。
- 平日土日祝昼夜の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態で
- 相手方へ住所秘匿したままでの調停が可能です。管轄はありません。
- どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人りむすび
住所	東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階
名称	りむすびADRセンター
	TEL: 050-3442-5797
	E-mail: rimusubi@gmail.com
	URL: https://www.rimusubi.com/adr
	認証番号【172】
	認証年月日 令和4年3月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

夫婦関係等に関する紛争
子の監護に関する紛争

アピールポイント

- ・カウンセリングを重んじ夫婦間の気持ちの整理を行い葛藤を下げながらADRを実施します。
- ・弁護士とカウンセラーが調停者のため、条件面、感情面両方のサポートをしながら納得感のある協議を進めていきます。
- ・カウンセラーは面会交流・共同養育支援を行っているため、離婚後の子育てについての相談もできます。
- ・ADR終了後も引き続きカウンセリングサポートを行います。
- ・オンラインでのADRも可能なため全国、海外などエリア問わずサポートします。

手数料

申請手数料	申立人が相手方へ意向確認を行った場合:不要 当センターが相手方へ意向確認を行った場合:22,000円
期日手数料	46,200円 /90分 × 1~3回
成立手数料	不要
その他	合意書作成:44,000円

実施方法

事前相談	ADRのご質問:無料、個別相談:有料(13,200円/90分)にて実施
実施日時	9時~21時(定休日なし)
手続実施者の構成	弁護士1名、カウンセラー1名の2名構成
解決までの標準期間	約3ヶ月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

- ・離婚に向けた協議の際、夫婦それぞれカウンセリングを行い、不安や不満などを整理した上でADRを実施したことで、相手の批判をせず建設的に話し合いを進めることができ、現在は親同士として協力しながら共同養育を実施できている。
- ・離婚に向けた協議の際、妻側が自分の気持ちを夫に伝えることができ、夫が受け入れ謝罪や感謝の気持ちを直接伝えられたことで、夫婦のわだかまりが解消し、現在離婚は保留、別居しながら共同養育を実践できている。

その他特記事項等

りむすびwebサイト

LINE公式アカウント



認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構		
住所	東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 905		
名称	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構		
	TEL: 03-6812-9257		
	E-mail: info@jsaa.jp	認証番号【001】	
	URL: http://www.jsaa.jp/	認証年月日 平成21年9月4日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【スポーツ関係】スポーツに関する紛争、全国対応可能

アピールポイント

- ・当機構は、平成19年の認証取得以降、調停事案の手続きが開始した事案の総数は21件、その内和解成立件数は4件あります。また、相談事案等を含めたスポーツ紛争(仲裁案件を含む)の総取扱事案数は約1,000件に上り、経験・実績が豊富です。
- ・紛争内容に応じ、経験豊富なスポーツ紛争の専門家(弁護士・大学の法学関係教授等)である調停人の協力を得て解決を目指しています。
- ・当機構は、調停の手続に必要な費用の支援を行うために、手続費用支援に関する規則を定めており、当事者からの支援要請に基づき審査をし、その結果当機構が手続費用支援を可と認めた場合は、一事案一当事者につき、最大で30万円(税別)の支援金の支給を受けることが可能です。

手数料

申請手数料	調停申立料金25,714円 調停応諾料金25,714円
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	調停人・事務局職員の交通費等、調停期日の会場費等がかかる場合があります。

実施方法

事前相談	電話・メール等
実施日時	月～金(祝日は除く)10:00～17:00
手続実施者の構成	1名構成を原則とする。
解決までの標準期間	約3.5か月
オンラインによる申込み	可能(Eメール)
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- ・移籍に関する競技者・チーム間の紛争
- ・解雇に関する競技者・チーム間の紛争
- ・大会参加に関する競技者・競技団体間の紛争
- ・団体の運営改善に関する競技者親族・競技団体間の紛争

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当法人ホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0001.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	電力広域的運営推進機関
住所	東京都江東区豊洲6-2-15
名称	電力広域的運営推進機関
	TEL: 03-6632-0909
	E-mail: funsokaiketsu-o@occto.or.jp
	URL: http://www.occto.or.jp/
	認証番号【141】
	認証年月日 平成27年 8月26日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【エネルギー関係】

電力系統の利用に関する紛争。
送配電等業務に関する電気供給事業者(電気を供給する事業を営む者)間の紛争を扱います。全国対応可能(東京の事務所にて、ご相談対応いたします)

アピールポイント

- ・電気供給事業者さまからの送配電等に係る業務に関するご相談について主に技術面を専門に取り扱っています。
- ・電気事業関連の制度や専門的な技術に関する内容について、ご希望に沿って適切な説明を行う等、丁寧に対応しています。

手数料

申請手数料	(あっせん)22,000円(税込)、(調停)220,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	旅費、交通費等は自費でお願いします。

実施方法

事前相談	相談窓口へお問合せ下さい。
実施日時	月～金/午前9時～12時、13時～17時40分
手続実施者の構成	電気工学、経済学、法学等の専門家及び弁護士等
解決までの標準期間	3～6か月
オンラインによる申込み	メールにより申し込みを受け付けています。
オンライン調停	web会議等によるオンラインにて対応予定しております。

解決事例・相談事例等

【相談事例】

- ・系統アクセスに必要な工事費負担金または工期に関する案件
- ・系統連系に必要な設備や条件に関する案件
- ・連系後に必要となる運用の条件に関する案件

その他特記事項等

電力広域的運営推進機関では3つの目的の実現に向け、取り組んでいます。
①電力の安定供給の確保
②電気料金の最大限の抑制
③電気利用の選択肢や企業機会の拡大

認証ADR機関の基本情報

事業者名	札幌司法書士会		
住所	北海道札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6F		
名称	札幌司法書士会ADRセンター		
	TEL: 011-272-0090		
	E-mail: jimukyoku@sapporo-shiho.or.jp	認証番号【101】	
	URL: https://sapporo-shiho.or.jp/consult/adr.html	認証年月日	平成23年6月29日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～ 賃貸借関係、貸金・債務関係、不動産関係、不法行為関係を中心に法的紛争を広く扱います。
対応可能地域は要相談

アピールポイント

- ・ パートナー司法書士による手続相談を受けることができます。
- ・ パートナー司法書士とは、紛争解決手続を御利用いただくに当たり必要な手続についての相談や説明、センターとの連絡調整等、当事者の方に対する各種の支援を担当する者です。
- ・ 御希望に応じて、紛争の目的の価格が140万円以下の民事に関する紛争についての法律相談をパートナー司法書士に依頼することができます。

手数料

申請手数料	金3,300円(税込)
期日手数料	各期日ごとに金11,000円(税込)。ただし、当事者の一方が欠席した状態で開催された期日につき出席当事者が金5,500円(税込)
成立手数料	金33,000円(税込)
その他	閲覧・謄写手数料 33円(税込) / 枚、証明書の交付 1,100円(税込)

実施方法

事前相談	可
実施日時	月～金 / 午前9時～午後5時(原則)(年末年始、祝祭日を除く。) ただし、紛争解決手続の実施期日の開催については上記以外でも開催可能(要相談)
手続実施者の構成	司法書士1名以上
解決までの標準期間	3か月～6か月程度
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・ 借借人から大家への敷金返還を求め、実施期日にて敷金を原状回復費用と精算した事案
- ・ 職場の同僚に貸し付けた金銭の返還方法について話し合いをした事案
- ・ 交際終了後に、交際中の書面を交わさずに貸し付けた金銭の返還を求めた事案
- ・ 共同で企画したイベントの立替金・経費について、分担割合を話し合いで決めた事案 など

その他特記事項等

両当事者それぞれにパートナー司法書士を選任しての
手厚いエンパワメントが特徴です！

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター		
住所	北海道札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館内		
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 北海道支所		
	TEL: 011-251-7730		
	E-mail:	認証番号【119】	
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日 平成24年11月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3: 商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

《1》背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

《2》申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

《3》被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

《4》争点 商標登録の有効性。

《5》結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

《6》本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	北海道社会保険労務士会		
住所	札幌市中央区南4条西11丁目1293番地13 サニー南四条ビル2階		
名称	社労士会労働紛争解決センター北海道		
	TEL: 011-520-1951		
	E-mail: hsr-info@hokkaido-sr.or.jp	認証番号【067】	
	URL: https://www.hokkaido-sr.or.jp	認証年月日 平成22年4月5日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争(解雇・退職・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
※ 北海道のみ対応可能

アピールポイント

- ・ADR法に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。
- ・北海道社会保険労務士会で運営している総合労働相談所では、あっせん手続申立書作成の支援を行っております。お気軽にご相談ください。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	必要に応じて通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費等がある。

実施方法

事前相談	総合労働相談所での相談が可能
実施日時	毎週水曜日及び毎月第2土曜日の10:00~20:00(原則)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名による構成(原則)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可(郵送による提出は可能)
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- 【想定事例】
- ・身に覚えのない理由で解雇されたので、その解雇取消しを求める。
 - ・上司の嫌がらせが原因で体調を崩し、退職せざるを得なくなったことに対し慰謝料を請求する。
 - ・仕事について意見を述べたことに対して配置転換させられ、そのために退職せざるを得なくなったので、補償金を請求する。

その他特記事項等

- ・WEBを使用したオンラインあっせんができます。遠隔地の方、また感染症対策でご利用ください。(詳しくはお問い合わせください)
- ・利用者側からの申立て実績があります。
- ・幅広く労働問題に対応しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	北海道行政書士会		
住所	札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館		
名称	行政書士会北海道ADRセンター		
	TEL: 011-221-1221(代表)		
	E-mail: gyosei@mrd.biglobe.ne.jp	認証番号【126】	
	URL: http://www.do-gyosei.or.jp	認証年月日 平成25年5月20日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】

敷金返還等に関する紛争

～ 札幌管内の居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還・原状回復に関する紛争

外国人の職場環境等に関する紛争

～ 札幌管内の事業所に就労する外国人を当事者の一方とする、労働環境・職場環境等に関する紛争

札幌管内の学校に就学する外国人を当事者の一方とする、教育環境等に関する紛争

アピールポイント

2年間の養成研修を終了した二人の行政書士調停人が、当事者間の対話を促進することで紛争の背後にある動機から相互理解を図り、紛争の解決を目指します。さらに、弁護士調停人が同席することで、当事者の法的疑問に即座に対応できる体制をとっています。

手数料

申請手数料	5,000円(税込)
期日手数料	第1回目:5,000円(税込) 第2回目以降:調停ごとに、申込人、相手方がそれぞれ2,500円を納付
成立手数料	なし
その他	出張の場合の日当・交通費、外国語通訳人の報酬は別途請求

実施方法

事前相談	平日午前9時から午後5時まで(祝日・休日・年末年始・夏季休暇を除く)
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(この時間以外も応相談、祝日・休日・年末年始・夏季休暇を除く)
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	申込み受付から2か月以内
オンラインによる申込み	不可(規定なし)
オンライン調停	不可(規定なし)

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の請求額及びその項目をめぐる紛争
- ・賃貸人の感情的な対応を契機とした戸建住宅退去に伴う原状回復費用減額をめぐる紛争
- ・確約した賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の分割払についての不履行をめぐる紛争

その他特記事項等

平成30年から令和3年度までの取扱件数

受理件数	10件
終了件数	10件
うち和解成立	4件
相手方の不応諾	3件
その他	3件



北海道行政書士会
マスコットキャラクター
ター たくまくん®

認証ADR機関の基本情報

事業者名	札幌土地家屋調査士会		
住所	札幌市中央区南4条西6丁目8番地晴ればれビル		
名称	さっぽろ境界問題解決センター		
	TEL: 011-281-8711		
	E-mail: sta@mbr.nifty.com	認証番号【125】	
	URL: http://www.saccho.com	認証年月日 平成25年3月15日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

相隣関係【土地境界線】
札幌法務局若しくはその支局又は出張所の管轄する区域内の土地の土地境界線の紛争

アピールポイント

- ・境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から境界問題の調査、整理をしてお互いに納得いく方法での解決をお手伝いします。
- ・法務局の筆界特定制度で登記された土地の範囲「筆界」と所有者の権利が及ぶ範囲「所有権界」が一致しない場合の当事者間の話し合いのお手伝いをします。

手数料

申請手数料	22,000円(消費税含む)
期日手数料	11,000円(申立人及び相手方負担)(消費税含む)
成立手数料	最低額は220,000円(消費税含む)、最高額は550,000円(消費税含む)
その他	上記の他、基本調査費用、測量・鑑定費用、旅費等、閲覧・謄写手数料等がある

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】隣同士で現在使っている土地の界(所有権界)と公図の界(筆界)が以前から違っていると
思っていた当事者が、当センターを利用し境界鑑定測量を実施し、調停委員の助言を参考にお互いに
納得いく解決策で合意することが出来ました。その後土地家屋調査士がお手伝いし合意内容に沿った
事柄を不動産登記に反映させることも出来ました。

その他特記事項等

遠慮なく「さっぽろ境界問題解決センター」にご相談ください。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律
の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆さまのご相談に応じ、公正、迅速、円満な形でトラブ
ルの解決を目指すようお手伝い致します。まずはお電話ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	青森県司法書士会
住所	青森県青森市長島三丁目5番16号
名称	青森県司法書士会調停センター「まる〜く」
	TEL: 017-776-8398
E-mail:	
URL: https://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/maru/	認証番号【146】 認証年月日 平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野

・【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)

対応可能地域

・青森県のみ対応可能

アピールポイント

1. 青森県内で初めて法務大臣の認証を得た裁判外紛争解決手続の民間紛争事業者です。
2. 裁判をするほどの紛争ではなく、紛争を話し合いで解決したい方にとって最適な手続です。
3. 認定司法書士が公平・中立な立場で手続実施者となって当事者の聞き、話し合いのお手伝いをします。
4. 2024年3月31日までは申込手数料、期日手数料及び合意成立手数料が無料です。
5. 相談が必要な場合は、青森県司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。

手数料

申請手数料	11,000円 (ただし、2024年3月31日までは無料とする予定です。)
期日手数料	11,000円 (ただし、2024年3月31日までは無料とする予定です。)
成立手数料	33,000円 (ただし、2024年3月31日までは無料とする予定です。)
その他	上記のほか、閲覧・謄写費用、証明書発行費用等があります。

実施方法

事前相談	可
実施日時	月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで(祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日までの日をいう。)並びに8月13日から8月16日までを除く)
手続実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】

・金銭の貸し借りのトラブル、未払家賃の請求、隣地への雪の問題等

その他特記事項等



もめごとの解決をあきらめる前に、まずはお気軽にご連絡ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	青森県社会保険労務士会
住所	青森県青森市本町5丁目5-6
名称	社労士会労働紛争解決センター青森
	TEL: 017-773-5179
	E-mail: jimkyoku@sr-aomori.info
	URL: http://www.sr-aomori.info/index.html
	認証番号【156】
	認証年月日 平成30年6月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働条件その他労働問題に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争原則として青森県内のみ対応可能

アピールポイント

事業主と労働者の間の労働条件その他労働関係の紛争を解決したいときは、「社労士会労働紛争解決センター青森」をご利用ください。個別労働紛争解決の専門資格である特定社会保険労務士や弁護士など労働社会保険法令に精通する専門家があっせん委員となって、和解に導くお手伝いをいたします。

手数料

申請手数料	1,100円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合などの費用

実施方法

事前相談	面談等による事前相談を実施
実施日時	月～金／午前9時～午後5時(8/13～16、12/29～1/3、祝日を除く)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士等から2名以上選任(事案により1名の場合有)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

事例なし

その他特記事項等



青森県社会保険労務士会HPはこちら

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岩手県社会保険労務士会
住所	岩手県盛岡市山王町1-1
名称	社労士会労働紛争解決センター岩手
	TEL: 019-651-2373
	E-mail: kenkai@iwate-sr.jp
	URL: https://www.iwate-sr.jp/
	認証番号【130】
	認証年月日 平成25年11月28日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
【対応可能地域】岩手県内

アピールポイント

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速に解決(和解の仲介)を目指します。

手数料

申請手数料	3,000円(税別) ただし、令和5年8月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	手続きに要する費用や、あっせん委員が出張した場合の旅費等が発生した場合には、実費を請求します。

実施方法

事前相談	対応していません
実施日時	原則として、毎月第2金曜日及び第2土曜日午後1時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士又は弁護士の資格を有するあっせん員2名
解決までの標準期間	約1ヶ月
オンラインによる申込み	HPからの申込に対応しています
オンライン調停	対応していません

解決事例・相談事例等

【解決事例】
職場内における従業員同士のトラブルに関するあっせんにおいて、一部使用者責任が認定され、円満に解決されました。

その他特記事項等

その他、詳細な情報については、当会ホームページやかいけつサポートホームページ(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0130.html>)を御覧下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県司法書士会
住所	宮城県仙台市青葉区春日町8番1号
名称	宮城県司法書士会調停センター
	TEL: 022-263-6755
	E-mail: slmyg@miyashikai.jp
	URL: https://miyashikai.jp/
	認証番号【042】
	認証年月日 平成21年9月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限ります。)
～ 賃貸借関係、労使関係、相隣関係、商品・サービスの販売関係を中心に法的紛争を広く扱います。
※ 宮城県のみ対応可能です。

アピールポイント

大家と賃借人との間の賃貸借トラブルや、知り合いとの間の金銭貸借など、トラブルの相手方との人間関係を壊すことなく問題解決を図りたい場合などに御利用いただくと幸いです。調停の実施日時は、原則下記のとおりですが、センターと当事者の合意により、それ以外の日時にも行うことができます。ぜひお気軽に御相談ください。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込)
成立手数料	33,000円(税込)
その他	閲覧 550円(税込)/1回、謄写 22円(税込)/1枚、証明書発行 550円(税込)/1通

実施方法

事前相談	有り
実施日時	当事者・手続実施者間の日程を調整の上、適宜実施(原則、平日午前10時から午後5時)
手続実施者の構成	司法書士2名の構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・賃貸物件引渡しに伴う敷金精算トラブル
 - ・外構工事に関する依頼主と業者間のトラブル
- 【想定事例】
- ・知人間の金銭の貸し借りについてのトラブル

その他特記事項等

宮城県司法書士会調停センターの調停では、裁判で白黒の決着をつけるのとは違い、当事者(御利用いただく皆様)による合意の積み重ねによって、自由な解決方法を模索し創り出すことができます。紛争解決の主役はあくまでも当事者の方々です。
もめ事の渦の中に巻き込まれていると、感情的になりお互い話している事柄がかみ合わなくなっていることがしばしば起こります。調停人である司法書士は中立・公正・公平な立場から会話を促進し、「話し合い」がきちんと行えるように場を支えるためのトレーニングを積んでいます。私たち司法書士が本当の意味での「話し合い」を行える場を提供します。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 東北支所
	TEL: 022-223-1005
E-mail:	認証番号【119】
URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日 平成24年11月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。 ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。 ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。 	
手数料	
申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費
実施方法	
事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】事例3:商標権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/より)</p> <p>◀1▶背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。</p> <p>◀2▶申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。</p> <p>◀3▶被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。</p> <p>◀4▶争点 商標登録の有効性。</p> <p>◀5▶結論</p> <p>(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。</p> <p>(2) Y社は在庫品について広告をしない。</p> <p>◀6▶本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。</p>	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当センターホームページやかいつサポート(https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	宮城県社会保険労務士会
住所	宮城県仙台市青葉区本町一丁目9番5号 五城ビル4階
名称	社労士会労働紛争解決センター宮城
	TEL: (022)223-0573
	E-mail: m-sharo@alto.ocn.ne.jp
	URL: https://www.sharo-miyagi.com
	認証番号【075】
	認証年月日 平成22年8月13日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
労働関係紛争、職場におけるハラスメントの紛争 宮城県のみ対応可能	
アピールポイント	
解雇やセクハラなど、深刻な職場のトラブルを個人で解決するのは、肉体的にも、精神的にも大きな負担になるものです。特定社会保険労務士は、依頼者の皆さまがご安心・ご納得いただけるように、トラブル解決まで親身になってサポートします。	
手数料	
申請手数料	11,000円(令和5年7月1日まで無料とする予定です。)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案によっては弁護士1名が加わる)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・退職金が少なすぎるという申立て ・懲戒解雇が不服だとする申立て ・賃金未払いに関する申立て 	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート(https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0075.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県土地家屋調査士会
住所	宮城県仙台市青葉区二日町18番3号
名称	みやぎ境界紛争解決支援センター
	TEL: 022-225-3804
E-mail:	認証番号【064】
URL: https://miyagi-chousashi.jp	認証年月日 平成22年3月23日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

対応可能地域は原則として、対象物件の所在地が宮城県内であること

アピールポイント

- ・土地家屋調査士と弁護士が調停委員になっているので、実情に合った公平で柔軟な解決が可能です。
- ・調停に当たり、当事者の合意形成をサポートし、和解後の紛争防止の為、登記手続や境界杭の埋設も可能な和解契約書の作成を目指します。
- ・筆界特定された筆界点に境界標を設置するための簡易調停を行うことができます。

手数料

申請手数料	調停申立費用20,000円
期日手数料	期日ごとに20,000円 ※原則当事者間で折半
成立手数料	期日3回までに成立した場合176,000円 ※原則当事者間で折半
その他	必要に応じて調査費用30,000円(原則一律) ※鑑定費用は随時見積

実施方法

事前相談	事前相談は、面談により1時間ごと5,000円にて実施 調停相談は、面談により1時間ごと15,000円にて実施
実施日時	月～金(祝日を除く)／午前10時～午後4時
手続実施者の構成	事前相談は、土地家屋調査士2名構成 調停相談及び調停は、土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	2023年度に対応可能予定 ※ただし、当事者の居住地が遠隔地の場合に限る

解決事例・相談事例等

【解決事例】
筆界、所有権界及びそれに付随するトラブル。

その他特記事項等

毎月第3木曜日に無料相談会を実施しております。
土地家屋調査士1名と仙台法務局職員1名が対応し、問題を解決するための方向性を一緒に考えていきます。どうぞお気軽にご利用ください。

完全予約制・相談時間各回30分程度

毎月第3木曜日 ①13時30分～ ②14時30分～ ③15時30分～

予約電話番号 022-225-3961 (受付 午前10時～午後4時) ※前週金曜日予約締切

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	宮城県行政書士会
住所	仙台市青葉区国分町3丁目3番5号
名称	行政書士ADRセンター宮城
	TEL: 022-797-9701
	E-mail:
	URL: https://miyagi-gyosei.or.jp/adr/
	認証番号【147】
	認証年月日 平成28年4月5日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故に関する紛争(宮城県内において発生した自転車事故) ・敷金返還等に関する紛争(宮城県内に所在する居住用賃貸借建物) 	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・平日だけでなく、土曜日にも相談の受付をしています。 ・トラブルの当事者にとって、お互いに納得のいく解決を支援します。 ・遠方の方には、出張での相談等の対応も可能です。 ・市県民税非課税世帯等の方、学生の方には申込手数料の減免制度があります。 	
手数料	
申請手数料	3,000円(税込)、市県民税非課税世帯等・学生の減免制度あり
期日手数料	4,000円(税込)
成立手数料	なし
その他	上記のほか、交通費、宿泊費、資料のコピー代
実施方法	
事前相談	電話または面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月曜日～土曜日の午前10時～午後4時(祝日、年末年始、夏季休暇を除きます。)
手続実施者の構成	ADRセンターが実施する調停人候補者養成研修を修了した行政書士、弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決した事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の原状回復費用に関するトラブルについても、自転車事故に関するトラブルについても、当センターにおける調停において、話し合いをもって円満に解決することができた。 	
その他特記事項等	
<p>当センターでは、敷金返還等に関するトラブル、自転車事故に関するトラブルを取り扱っていますが、それに当てはまらないトラブルについても適切な機関を紹介していますので、トラブルにお悩みの際はお問い合わせください。</p> <p>相手方への連絡の際は、お手紙などを通じて当センターの概要、趣旨などについて丁寧に説明し、話し合いに応じてもらえるように努めています。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	秋田県司法書士会
住所	秋田県秋田市山王六丁目3番4号
名称	秋田県司法書士会調停センター
	TEL: 018-824-0187
	E-mail: LEJ01732@nifty.com
	URL: https://akita-shiho.or.jp/
	認証番号【128】
	認証年月日 平成25年10月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
(司法書司法第3条第1項第7号に規定する紛争) ※秋田県のみ対応可能

アピールポイント

1. 御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
2. 相談が必要な場合は、秋田県司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	22,000円
その他	上記の他、実費(郵便料金)、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談
実施日時	月～金(祝日除く)午前9時～午後5時
手続実施者の構成	司法書士2名以内
解決までの標準期間	3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・小作している農地の返還と小作料の支払いを約束し合意した。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0128.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	秋田県社会保険労務士会
住所	秋田県秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
名称	社労士会労働紛争解決センター秋田
	TEL: 018-853-9061
	E-mail: akita@akita-sr.or.jp
	URL: https://akita-sr.jp
	認証番号【093】
	認証年月日 平成23年3月23日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【労働関係】:個別労働関係紛争 (賃金・解雇・労使関係一般・職場内でのトラブルなど、個々の労働者と事業主との間の紛争が対象となります)</p> <p>【対応可能地域】:秋田県のみ対応可能 (秋田県内で就労されている(いた)方又は事業主を想定しています)</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かし解決を目指します。 ・被申立人があっせんに応じたものについては、ほとんどが和解に至っております。 	
手数料	
申請手数料	3,000円(ただし2025年3月31日まで無料とする予定です)
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	無料
実施方法	
事前相談	秋田県社会保険労務士会の総合労働相談所をご利用ください 毎週火・金曜日(祝日、8/13~16、12/28~1/5は除く)の13時~17時 ※要予約
実施日時	月~金/午前9時~5時
手続実施者の構成	原則 特定社会保険労務士 2名、弁護士 1名 の3名構成
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降給について異議があったため給与の再考について申立て。希望した従前額へ戻すことを約束し、未払分全額を支払うことで合意。 ・会社側が労働時間の把握を怠っていたが、申立人が毎日の勤務時間を完全にメモしていたため、請求のほぼ満額を会社側が支払うことで合意。 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いが同席することがないため、あっせん委員はそれぞれの主張をしっかりと伺うことができます。手続きは非公開ですのでプライバシーは守られます。 ・解決にはお互いの歩み寄りが最も重要となることから、申し立てられた内容についてあっせん委員の社会保険労務士がその知見と経験を活かして担当弁護士と労働各法や判例などを踏まえて、中立な立場で解決に向けた和解案を提示します。 	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	秋田県土地家屋調査士会
住所	秋田県秋田市山王六丁目1番13号
名称	秋田境界ADR相談室
	TEL: 018-896-1220
E-mail:	
URL: http://www.akita-chousashi.org/	認証番号【160】 認証年月日 平成31年1月24日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争
(秋田県に所在する土地に係る境界紛争を対象とする。)

アピールポイント

- ・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
- ・申立ての前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談に当たります。
- ・開催場所や時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。
- ・受付面談については、無料で行っています。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	27,500円 1回目申立人負担、2回目以降は原則当事者が均等に負担。
成立手数料	220,000円 負担割合は、当該当事者の意見を聞いて調停委員会が定める。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、現地調査、閲覧・謄写費用がある。

実施方法

事前相談	毎月第1土曜日 午後2時～午後5時(1時間以内)
実施日時	月～金曜日 午前9時～午後4時30分(祝祭日・年末年始等を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3～5か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
筆界、所有権界及びそれに付随するトラブル

その他特記事項等

相手方が話し合いに応じない場合には、手数料は返還します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山形県司法書士会
住所	山形市小白川町一丁目16番26号
名称	山形県司法書士会調停センター「ハーモニー」
	TEL: 023-623-7054
	E-mail: ys-office@yamagata-shiho.jp
	URL: https://www.yamagata-shiho.jp
	認証番号【133】
	認証年月日 平成27年1月5日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争
(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争)
※ 山形県のみ対応可能

アピールポイント

当センターでは、当事者の話し合いによって、トラブルの解決や和解の成立を目指します。
まずは、お互いの気持ちを聞いてみて、そして、話をしてみませんか。トレーニングを積んだ司法書士が調停人となり、トラブル解決のお手伝いをします。
必要と認められる場合には、下記以外の日時(平日の夜間、土曜、日曜)も調停を開催できます。
なお、手数料は、2024年3月31日までは半額です。
また、調停開催に至らなくても、相談から解決につながったケースもあります。

手数料

申請手数料	11,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
期日手数料	11,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
成立手数料	33,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
その他	上記のほか、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	電話による無料の手續相談・申込相談を実施
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(祝祭日及び年末年始並びにお盆期間を除く)
手續実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	取り扱い無し
オンライン調停	取り扱い無し

解決事例・相談事例等

道路使用に関するトラブル
近隣の騒音等に関するトラブル

その他特記事項等

「あなたには、トラブルを解決するチカラがあります。」
調停センターハーモニーでは、お互いの話し合いによって「身近な困りごと」を解決することを目的としています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山形県社会保険労務士会
住所	山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル8階
名称	社労士会労働紛争解決センター山形
	TEL: 023-631-2959
	E-mail: info@sr-yamagata.or.jp
	URL: https://www.sr-yamagata.or.jp
	認証番号【044】
	認証年月日 平成21年10月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 1 会社における労使関係のトラブル(例:解雇、賃金未払い、時間外労働、パワーハラスメント等、職場環境問題、人間関係トラブル)など
- 2 労働条件やその他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争関係など

【対応地域】山形県内所在の事業所(本社等が県外所在の場合も可)

アピールポイント

労務管理の専門家である社会保険労務士があっせんの手続きを行います。
あっせんは毎月第1～第4土曜日に実施します。

申立費用は2024年3月31日まで無料としております。

手数料

申請手数料	5,500円(税込) ただし、2024年3月31日まで無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	その他の費用負担はありません。

実施方法

事前相談	毎月第2、第4土曜日に無料相談会を実施しています。 事前に相談のお申込みをしてください。(TEL023-631-2959)
実施日時	毎月第1～第4土曜日 13:30～18:00
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名
解決までの標準期間	1回の期日で解決
オンラインによる申込み	非対応
オンライン調停	非対応

解決事例・相談事例等

【想定事例】

- ・労働契約に関するトラブル(急に解雇された等。)
- ・賃金、残業代の未払い等に関するトラブル(給料の支払いがない等。)
- ・職場のいじめに関するトラブル(性的な嫌がらせを受けた。SNSで誹謗中傷された。ハラスメント関係。)
- ・退職金に関するトラブル等(退職金の減額または不支給等。)

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター山形

職場・事業主などとのトラブルは、
特定社会保険労務士にぜひご相談ください。

社会保険労務士は、「働く人を大切にする企業づくり」を推進しています。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	福島県司法書士会
住所	福島県福島市新浜町6番28号
名称	福島県司法書士会調停センター
	TEL: 024-534-7502
	E-mail: XLU01263@nifty.ne.jp
	URL: http://fk-shiho.com
	認証番号【054】
	認証年月日 平成22年1月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限りです。)
～例えば、お金のトラブル 近隣のトラブル 商売のトラブル 事故のトラブル 不動産のトラブル
などの紛争の価額が140万円以下のものを広く扱います。
原則は本センター所在地ですが、例外的に福島県内の他の場所でも対応可能です。

アピールポイント

- ◎ 簡易裁判所の代理権を有する司法書士が、話し合いのお手伝いをします。
- ◎ 所定の条件が整えば、遠方まで移動せず比較的近隣で手続を行うことができます。
- ◎ 話し合いの日時についても柔軟に対応可能です。
- ◎ 定形の書類を作るなど難しい決まりがなく、利用できます。
- ◎ 激甚災害によって起きたトラブルの場合や争いの価額が金10万円以下の少額の場合など、手数料が減免される制度があります。

手数料

申請手数料	申立人:11,000円(税込) 相手方:11,000円(税込) ただし、申立人が相手方分を負担することも可
期日手数料	不要
成立手数料	双方の負担で33,000円(税込)
その他	上記のほか、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	手続を実施する前に無料で相談を受け付けています
実施日時	受付は、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く)午前9時～午後5時 ただし、調停は合意により上記以外の日時も可
手続実施者の構成	司法書士1名が原則。相当の理由がある場合には2名以上の構成も可
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・隣家の屋根の雪が落ちてきたため、損害賠償を請求したトラブル。相手方の費用負担で雪止めを設置することとなり、和解が成立した。
- ・引っ越しを業者に依頼したが、当事者間に誤解があり、スムーズに引っ越しができず、損害賠償を請求したトラブル。解決金を支払うことで、和解が成立した。

その他特記事項等

・こちらのページも御覧ください。 <https://fk-shiho.com/mediation/>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福島県社会保険労務士会
住所	福島県福島市御山字三本松19-3
名称	社労士会労働紛争解決センター福島
	TEL: 024-535-4430
E-mail:	認証番号【049】
URL: https://fukushima-sr.jp	認証年月日 平成21年12月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】 職場における解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境などの労働に関する紛争を取り扱います。
- 【対応地域】 福島県のみ対応可能

アピールポイント

- ・労働法に精通し、実務経験及び能力がある社会保険労務士が担当します。また、弁護士の協力を得て解決を目指します。
- ・社会保険労務士会が実施する相談機関(福島県社労士会総合相談所)で何度でも相談(無料)に応じています。
- ・あっせん期日は、原則センターで行い、出席者の都合のつく日で調整します。
- ・あっせんは、当事者が顔をあわせないようにし、相互にそれぞれの言い分を聞いて進めていきます。
- ・特定社会保険労務士や弁護士を代理人に選任すれば、あっせん期日に当事者が同席しなくともあっせん手続きができます。
- ・令和7年3月31日までは、申立費用、手続費用共に無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円(税込) ただし、令和7年3月31日まで無料
期日手数料	5,500円(税込) ただし、令和7年3月31日まで無料
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	福島県社労士会総合相談所で事前の相談を実施(無料)
実施日時	月曜日～金曜日/9:30～17:00
手続実施者の構成	社会保険労務士1名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	対応していない
オンライン調停	対応していない

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・残業代未払
 - ・配置転換による不利益
 - ・パワハラ、マタハラ等のハラスメント
 - ・退職、解雇に関わること

その他特記事項等

あっせん申立ての前に無料で相談ができます。

相談機関 : 福島県社労士会総合相談所(福島県社会保険労務士会内)

相談日・時間 : 毎週水曜日 13:00～17:00

専用電話番号: 024-526-2270(予約優先)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城司法書士会
住所	茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号
名称	茨城司法書士会調停センター
	TEL: 029-225-0111
	E-mail: LEU04726@nifty.ne.jp
	URL: https://www.ibashi.or.jp/
	認証番号【103】
	認証年月日 平成23年9月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)～相隣関係、不動産関係、貸金・債務関係を中心に法的紛争を扱う。
※対応可能地域は茨城県全域

アピールポイント

- ・合意した内容を、合意したその日に文書にしてお渡しします。
- ・司法書士総合相談センター茨城(予約電話 029-224-5155)にて、事前に無料相談できます。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円
成立手数料	なし
その他	上記のほか、閲覧・謄写費用、証明書発行費用等があります。

実施方法

事前相談	司法書士総合相談センター茨城にて、事前相談を利用可能
実施日時	平日/午前9時～午後5時(調停は、合意により上記以外の日時も可能)
手続実施者の構成	司法書士2名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

- ・暴言等による相隣トラブル
- ・賃貸借契約に関するトラブル

その他特記事項等

平成29年4月1日より、期日手数料を値下げし、成立手数料を完全無料化しました。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	茨城県社会保険労務士会
住所	〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目2470-2
名称	社労士会労働紛争解決センター茨城
	TEL: 029-350-4864
	E-mail: adr@ibaraki-sr.com
	URL: https://www.ibaraki-sr.com
	認証番号【052】
	認証年月日 平成21年12月18日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【労働関係】労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) ～労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争(集团的労働紛争や、募集・採用に関する紛争は取り扱うことができません)。 申立人又は相手方の住所又は所在地が茨城県にあること。</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働・社会保険関係諸法令を専門とする国家資格者の団体が運営するあっせん機関です。 ・特定社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。 ・社会保険労務士会が運営する労働相談窓口で気軽に相談でき、専門の担当者(社会保険労務士)が対応しますので、安心してご利用いただけます。 	
手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	申立人の文書送料等の実費につきましては申立人にご負担いただきます。
実施方法	
事前相談	茨城県社会保険労務士会が実施する総合労働相談所をご利用ください。
実施日時	関係者調整のうえ随時(土・日、祝日は休み)
手続実施者の構成	受付担当は事務局、センター長、あっせんに際して2名のあっせん委員
解決までの標準期間	申立受理後1～2か月程度(目安)
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇(解雇権濫用)、解雇の手続きについての争い、パワーハラスメントについて、解決金の支払いによる和解。 ・有期雇用契約の終了に関するトラブルについて解決金の支払いによる和解。 ・休業期間中の雇用契約終了に関する争いについて雇用契約関係の存在の確認による和解等。 	
その他特記事項等	
<p>「社労士会労働紛争解決センター茨城」のあっせん委員は、例えば事業所と労働者との間で紛争が起き、雇用の継続が不可能になった場合においても、その後それぞれの事業活動や生活があることを踏まえながら、労働法に関する専門知識や経験を生かして和解による解決を目指します。 社労士会労働紛争解決センターのあっせんについてはすべて非公開であり、あっせんの関係者以外に知られることはありません。また、あっせん委員を含め関係者には守秘義務が課せられています。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城土地家屋調査士会		
住所	茨城県水戸市大足1078番地の1		
名称	境界問題解決支援センターいばらき		
	TEL: 029-259-7401		
	E-mail: ibacho@sweet.ocn.ne.jp	認証番号【086】	
	URL: http://www.ibacho.or.jp/	認証年月日	平成23年2月8日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地境界に関する紛争（茨城県内）

アピールポイント

筆界、境界認定の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働して土地境界が不明であることから発生する紛争を柔軟な手法で解決を目指します。
申立ての前段で、「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の相談にあたります。
事案によっては現地で調停手続もあり、関係者の負担を軽減します。

手数料

申請手数料	33,000円
期日手数料	申立人・相手方 各11,000円
成立手数料	220,000円
その他	事案により調査、測量費用が別途発生します。

実施方法

事前相談	毎月第1水曜日(1月を除く) 13:00～16:00
実施日時	平日 9:00～16:00
手続実施者の構成	土地家屋調査士 2名 弁護士 1名
解決までの標準期間	3～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

〈想定事例〉

建物を新築するに当たり、敷地を測量したところ、隣の家の塀がこちらに越境していることから、境界紛争が発生した。

本来の境界(筆界)を主張したところ、相手方は親の代からの占有状況を主張するため、双方の話し合いが平行線となりセンターの調停手続を利用することになった。

調停員を交えた話し合いの結果、一方が金銭を、もう一方が登記手続を負担することで和解した。

その他特記事項等

土地の境界は大丈夫?

お隣の土地との境界は
はっきりしていますか?
境界標(杭)はありますか?



詳しくは

<https://ibacho.or.jp/>

を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県司法書士会		
住所	栃木県宇都宮市幸町1番4号		
名称	栃木県司法書士会調停センター こんぱす		
	TEL: 028-614-1122		
	E-mail: info@tochigi-shihou.com	認証番号【138】	
	URL: https://www.tochigi-shihou.com/compass/	認証年月日 平成27年5月15日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～不動産のトラブルやお金のトラブル、隣人トラブル等を中心に、幅広く扱います。
対応可能地域:栃木県内全域

アピールポイント

- ・当センターの調停は、中立・公正な調停人(司法書士2名)が同席し、当事者の話し合いを円滑に進めるお手伝いをします。話し合いを進める中で、当事者の自由な発想で解決方法を創り出し、トラブルを解決します。主役は当事者自身であり、当センターの調停人は、その話し合いのサポートをします。
- ・調停期日や開催時間は、御希望に応じて適宜対応いたします。

手数料

申請手数料	申込事件1件につき金16,500円(税込)
期日手数料	初回期日は無料 2回目以降、期日ごとに、申込人5,500円(税込) 相手方5,500円(税込)
成立手数料	申込人11,000円(税込) 相手方11,000円(税込)
その他	上記の他に、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	行わない
実施日時	土曜日または日曜日の午前9時から午後5時(年末年始、お盆期間を除く) ※御希望により日時は適宜対応いたします。
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	行わない
オンライン調停	行わない

解決事例・相談事例等

【解決事例】
家賃の未払トラブルにつき和解が成立しました。当センターを利用することで利用者双方とも冷静な話し合いができたため、1回の話し合いでお互いが納得ができる解決策を導き出すことができました。

【想定事例】
・お金の貸し借りのトラブル ・隣人トラブル ・その他、民事紛争全般

その他特記事項等

- ・申請手数料16,500円は、申込みが受理されなかった場合は全額を、相手方が調停に応じないため調停が開始しなかった場合は金11,000円を、それぞれ返金いたします。
- ・上記に関わらず、令和6年3月31日までは申請手数料については、無料となります。
ご不明な点はお問い合わせください。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県土地家屋調査士会		
住所	栃木県宇都宮市野沢町3番地3		
名称	境界問題解決センターとちぎ		
	TEL: 028-307-2187		
	E-mail: tochiadr@moon.ucatv.ne.jp	認証番号【095】	
	URL: http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html	認証年月日	平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】栃木県内の土地の境界に関する紛争

アピールポイント

- ・当センターでは、調停実施前に無料で事前相談(受付面談)を実施し、その後希望により有料の相談(土地家屋調査士1名と弁護士1名で対応)も受け付けています。調停解決事例は少ないですが、相談レベルで利用者の満足を得るような専門家アドバイスを提供することにも心掛けています。
- ・土地の境界問題では利用者が高齢なケースが多いため、今後、現地調停や休日相談なども実施するよう検討しています。
- ・法務局で実施している筆界特定制度との連携を行っています。
- ・境界トラブルでは当事者が警察に通報するケースが多く、当センターから警察へも周知活動を行っていることから、警察からの紹介が多いという特徴があります。

手数料

申請手数料	20,000円(税込)
期日手数料	21,000円(税込)
成立手数料	105,000円より(税込)
その他	調査・測量・境界鑑定費用等は必要に応じて随時見積

実施方法

事前相談	毎月5の付く日(土日祝休日の場合を除く)
実施日時	月～金/午前9時～午後4時(祝祭日・夏季・年末年始休業日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名 計3名の構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

土地の一部について取得時効が成立している事案での調停事件では、センター紹介の土地家屋調査士が測量・分筆登記を行い、司法書士の協力を得て時効取得を原因とする所有権移転登記を行い、和解合意が即時に登記と直結した事案がありました。

その他特記事項等

土地境界問題でお困りの方 ぜひご相談ください。

境界問題解決センターとちぎ
<http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	群馬県社会保険労務士会
住所	群馬県前橋市元総社町528番地9
名称	社労士会労働紛争解決センター群馬
	TEL: 027-253-5621
E-mail:	認証番号【087】
URL: http://www.gunma-sharoushi.com	認証年月日 平成23年2月8日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働条件その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争について「あっせん」の手続きを行います。
群馬県内のみ対応可能です。

アピールポイント

個別労働紛争(賃金不払い・解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ・いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争等)における労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴取し、「あっせん」の手続きにより公正中立の立場から、簡易・迅速・低廉での円満解決を目指します。

手数料

申請手数料	5,500円(税込) 但し令和7年3月31日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談(総合労働相談所)を実施
実施日時	受付日時は(平日)月～金午前8時30分～午後5時15分(8/14～16・12/29～1/3・祝日は除く) 但しあっせんは当事者の希望する日時を調整して決めます。
手続実施者の構成	あっせん委員3名(特定社会保険労務士2名・弁護士1名)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	行っていない
オンライン調停	行っていない

解決事例・相談事例等

現在まで、懲戒処分の不服申し立てで双方の調整、退職金請求での相応の金額確定、雇用保険の遡及加入等解決事例があります。
また、あっせんでは解決にはいたらなかったですが、パワハラ等の慰謝料請求、安全配慮義務違反の問題も相談事例になっております。

その他特記事項等

群馬県社会保険労務士会ホームページの「社労士に相談する」という見出しで、「かいけつサポート」(認証紛争解決サービス)として掲載し、詳細を周知をしています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉司法書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
名称	埼玉司法書士会はなしあい解決支援センター”いっぽ”
	TEL: 048-862-6600
E-mail:	認証番号【132】
URL: http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/	認証年月日 平成26年6月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)

※ 埼玉県及び隣接する県について対応可能

アピールポイント

- ・ 休日、夜間の調停にも柔軟に対応します。
- ・ 利用者双方の同席を原則に話し合いによる自主的な紛争解決を援助します。
- ・ 話し合いは利用者の安全、安心に配慮して行います。
- ・ 手続は所定の対話仲介訓練を受けた実務経験の豊富な司法書士(法務大臣認定)が行います。

手数料

申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	2,200円(税込)
成立手数料	不要
その他	和解契約書作成手数料5,500円(税込)

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施
実施日時	毎週月曜日～金曜日 午前10時から午後5時まで
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	おおよそ3～4か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・ 敷金返還に関するトラブル
- ・ 器物破損に関するトラブル
- ・ 治療に関するトラブル
- ・ 商品使用に関するトラブル

その他特記事項等

話し合いはお互い交互にさせていただき、その内容を手続実施者が整理をしながら、当事者自身が納得出来る解決内容を見つけていけるように話し合いを進めていきます。

解決内容は当事者自身で考えて決めることが出来ます。また、お互いに和解となった場合には当事者にとってより良い解決内容となる傾向があります。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県社会保険労務士会		
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F		
名称	社労士会労働紛争解決センター埼玉		
	TEL: 048-826-4864		
	E-mail: saitama@saitamakai.or.jp	認証番号【053】	
	URL: https://www.saitamakai.or.jp	認証年月日 平成21年12月18日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】労働関係紛争
【対応可能地域】事業場または本社の所在地が埼玉県内の場合は、対応可能

アピールポイント

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知識と経験を活かして、無料、簡易、迅速に解決します。
あっせんは原則、月曜日から土曜日(祝日を除く)の午前10時から午後8時までの希望する時間に行いますので、平日夜間、土曜日に設定することが可能です。
当センターは、埼玉県社会保険労務士会が開設する、総合労働相談所(無料相談所)と連携し、トラブルの解決に当たります。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施(総合労働相談所/毎週水曜日・予約制)
実施日時	月～土/午前10時から午後8時まで(祝日及び12月29日～1月4日を除く)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則
解決までの標準期間	原則、申立日より1ヶ月以内に設定し、1回(2～3時間程度)で解決
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

●未払残業代・未払賃金の支払いを求める ●いじめ・嫌がらせによりうつ病となり退職した。精神的損害に対する補償金の支払いを求める ●解雇の撤回を求める。無理ならば経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求める ●元従業員から未払残業代を請求されている など

その他特記事項等

まずは、御相談ください。
【総合労働相談所】相談日:毎週水曜日 10時～16時(祝日を除く。)
電話:048-826-4860(相談は無料です。面談、事前予約制。)
その他詳細な情報については、当会ホームページを御覧ください。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県行政書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
名称	行政書士ADRセンター埼玉
	TEL: (048)833-1132
	E-mail: adr-saitama@kca.biglobe.ne.jp
	URL: adr-saitama.com
	認証番号【114】
	認証年月日 平成24年6月4日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 1 未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚給付に関する紛争(離婚紛争/当事者のいずれか一方が埼玉県又は埼玉県に隣接する都県に居住する場合に対応可能)
 - 2 相続に伴う遺産分割協議に関する紛争(相続紛争/被相続財産が埼玉県内に所在している場合の相続及び相続人又は被相続人が埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に居住又は居住していた場合に対応可能)
 - 3 車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号)の交通による死傷又は物の損害に起因する損害賠償に関する紛争のうち、物の損害(車両の損害等)又は加害車両が農耕作業用小型特殊自動車(小型耕運機)や軽車両(自転車等)などの自動車賠償責任保険(共済)の対象外車種である場合の紛争(交通事故紛争/埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県において発生した場合に対応可能)
 - 4 居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は原状の回復に関する紛争(賃貸借建物紛争/埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県に所在する場合に対応可能)
- ※ただし、上記4分野とも公序良俗に反する内容、当事者双方が国籍法(昭和25年法律第147号)第4条第1項に定める日本国民でない者の場合は取り扱いません。

アピールポイント

行政書士は身近な街の法律家として市民の方々が抱える様々な問題の解決のお手伝いをしています。特に当センターでは弁護士を手続管理弁護士、調停人として加え、紛争の公平かつ合理的な解決に貢献しています。

手数料

申請手数料	3,600円
期日手数料	3,600円
成立手数料	0円
その他	出張手数料 実費

実施方法

事前相談	火曜日、木曜日、土曜日の10時～16時(年末年始、夏季休業中、国民の祝日を除く)
実施日時	火曜日、木曜日、土曜日の10時～16時(年末年始、夏季休業中、国民の祝日を除く)
手続実施者の構成	行政書士1名、弁護士1名(賃貸借建物紛争のみ:行政書士2名)
解決までの標準期間	2ヶ月程度
オンラインによる申込み	未実施(実施検討中)
オンライン調停	未実施(実施検討中)

解決事例・相談事例等

- 解決事例
- 1 自転車と歩行者との接触による歩行者の負傷事故にともなう損害賠償紛争
 - 2 父親の死亡に伴う兄弟間の遺産分割紛争
 - 3 居住用建物の退去に伴う原状回復費用に関する紛争
- 相談事例
- 1 離婚に伴う財産分与に関する紛争

その他特記事項等

土曜日に調停、相談を実施することも出来ます。また、当事者双方の合意があれば、当センター以外の場所で調停を行う出張調停も可能です。
電話でのお問い合わせは月曜日から土曜日の9時から18時まで対応しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉司法書士会
住所	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号
名称	千葉司法書士会調停センター
	TEL: 043-246-2666
E-mail:	
URL: https://chiba.shihoshoshikai.or.jp/	認証番号【090】 認証年月日 平成23年3月9日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～不動産賃貸借関係、相隣関係、不法行為関係など
対応可能地域: 千葉県内

アピールポイント

- ・ 千葉県内全ての司法書士が加入する千葉司法書士会が設置した機関です。
- ・ 調停場所は千葉司法書士会館(千葉市美浜区)が原則ですが、当事者の事情により千葉県内各所で調停を行っています。
- ・ 調停の日時についても、土日開催、夜間に行う等当事者の事情により柔軟に設定しています。
- ・ ちば司法書士総合相談センターと連携していますので、希望すれば随時無料で法律相談を受けることもできます。
- ・ 費用は申込人が負担する申請手数料5,500円(税込)以外にはいただきません。

手数料

申請手数料	5,500円(税込)を申込人に御負担いただきます
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	記録の閲覧330円(税込)、謄写6枚まで330円(税込)

実施方法

事前相談	受付面談を実施します
実施日時	当事者の要望に応じ柔軟に対応します
手続実施者の構成	司法書士2名を原則とします
解決までの標準期間	数週間～3か月程度
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・ 家賃の滞納に関する大家と店子間のトラブルについて、一部減額の上、残金を分割払いとすることで和解が成立した。
 - ・ 水漏れに関するアパート上下階住人間のトラブルについて、上階の住人が水漏れにより破損した電化製品の代金を支払うことで和解が成立した。

その他特記事項等

当調停センターの調停人は、全員司法書士です。お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	千葉県社会保険労務士会
住所	〒260-0015 千葉市中央区富士見 2丁目7番5号 富士見ハイネスビル7F
名称	社労士会労働紛争解決センター千葉
	TEL: 043-223-6002
	E-mail: info@sr-chiba.org
	URL: https://www.sr-chiba.org/consult/adr
	認証番号【039】
	認証年月日 平成21年8月27日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】個別労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) ～個々の労働者と事業主との労働関係の紛争～	
【対応可能地域】千葉県内	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働問題の専門家である社会保険労務士が、公正・中立の立場で双方からお話をお聞きし、納得できる和解を目指して話し合いを進めます。あっせんの申立てを受理した後、原則1回のあっせんで解決を図ることを目標にします。 ・個別労働紛争を抱えて困っている方の申立に関する相談体制が充実しています。 ・原則、平日の9:00～17:00に実施しますが、在職中や就職活動中の方の希望に沿い、遅い時間や休日の実施を考慮します。 ・あっせん委員は、より良いあっせん手続ができるよう定期的な研修などで研鑽を積んでいます。 	
手数料	
申請手数料	3,300円(ただし、令和6年5月1日まで無料)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	特になし
実施方法	
事前相談	面談による無料相談を実施
実施日時	原則月～金/9:00～17:00(時間外、休日希望の場合応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案により弁護士が加わることもある)
解決までの標準期間	1～2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇、パワーハラスメントによる退職について解決金の支払い ・退職時の残業代不払い ・契約更新手続の不備による賃金未払い ・時間外労働の解釈の違いによる割増賃金未払い 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・社労士会労働紛争解決センター千葉のホームページに詳しいご案内を掲載していますのでご覧ください。https://www.sr-chiba.org/consult/adr ・あっせんの申立てを考えている方、事前に相談を希望される方へ無料の事前相談を実施しています。制度の概要や申立書の書き方、手続きの進め方について丁寧にご説明します。 	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉県土地家屋調査士会		
住所	千葉県千葉市中央区中央港一丁目23番25号		
名称	境界問題相談センターちば		
	TEL: 043-204-2300		認証番号【036】
	E-mail: adr@mountain.ocn.ne.jp		認証年月日 平成21年8月17日
	URL: http://www.chiba-chosashi.or.jp		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
 基本的には、千葉県内の土地が対象となりますが、千葉県外の近隣の土地であっても対応可能な場合がありますので、まずはご相談ください。

アピールポイント

- ・当センターでは、境界の問題について土地家屋調査士と弁護士が調停員として話し合いに入り、民事紛争の早期解決のお手伝いをしています。
- ・また、確認した境界に境界標の埋設を行い、合意内容に基づいて登記手続きを行うなど、境界にかかわるすべての紛争解決を目指しています。
- ・平成18年のセンター開設以来、調停受理件数の総数は90件です。そのうち、和解成立件数は22件で、経験と実績を積んでいます。
- ・調停は、現地調停や土日・夜間の開催等ご希望に合わせて柔軟に対応しています。

手数料

申請手数料	33,000円
期日手数料	22,000円
成立手数料	解決額が100万円までは、一律11万円(解決額により加算)
その他	上記のほか、必要に応じて調査・測量費用、鑑定費用、登記費用等の手数料があります。

実施方法

事前相談	対応していません。
実施日時	月～金/午前9時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・先祖代々の土地境界紛争が、3回の調停で見事解決に至った。
 - ・みんなが共有する道路も仲良く使うことができるようになった。

その他特記事項等

土地家屋調査士は、土地の境界を明らかにする専門家です。境界問題はお任せください!!

千葉県土地家屋調査士会
 マスコットキャラクター おさるのさっしー

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人ILC
住所	東京都中央区八丁堀四丁目11番7号 神谷ビル601号
名称	ILCセンター
	TEL: 03-6277-8384
	E-mail: info@info-ilc.org
	URL: http://www.info-ilc.org
	認証番号【145】
	認証年月日 平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般)
離婚・相続・消費者トラブル・交通事故・いじめなど身近なお悩み事を広く扱います。
(対応可能地域は、原則として首都圏及びその周辺)

アピールポイント

- ・当センターは、元裁判官、弁護士、調停委員を中心とした勉強会を母体とし、平成28年に発足しました。
- ・紛争内容に応じ、約40名の経験豊かな専門家の中から最適と思われる2名が当事者に配慮してサポートします。
- ・中学・高等学校などと連携し、学校や保護者が抱えているいじめ問題などの相談、解決に応じます。
- ・老人ホーム・介護施設と連携し、お年寄り特有の問題の解決に当たります。
- ・事前の相談は無料で受け付け、紛争の内容をお伺いします。

手数料

申請手数料	10,000円(税別)相手方が話し合いに応じない場合は半額を返済
期日手数料	10,000円(税別)(第1期日は申込人負担、その後は申込人、相手方がそれぞれ均等負担)
成立手数料	紛争解決価格に応じて、1～6%の合意手数料
その他	事前相談及び相談手続きは無料

実施方法

事前相談	不要
実施日時	平日:午前10時～午後4時
手続実施者の構成	弁護士、元民事・家事調停委員など40名の専門家が2人体制
解決までの標準期間	約3ヶ月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし


解決事例・相談事例等

[解決事例] ・不法行為(傷害事件)に対する紛争
・傷害保険金支払い請求事件
・学校での生徒同士のいじめに対する学校側の対応
・遺言状の効力についての相続人間の紛争
・自転車による交通被害に対する賠償請求 など

その他特記事項等

- ・電話相談などの件数推移
2019年度 61件、 2020年度 52件 2021年度 49件 2022年度(見込) 50件
- ・調停制度普及のため、模擬調停(実演)を過去2回実施
(大学生協と連携して、大学生を対象に、学生が狙われ易い契約トラブル調停)
(税理士法人と連携して遺産分割調停)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
住所	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階		
名称	下請取引紛争解決センター(下請センター東京)		
	TEL: 03-3251-9390	認証番号【016】	
	E-mail: s-center@tokyo-kosha.or.jp	認証年月日 平成20年7月9日	
	URL: https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/index.html		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

○次のいずれかに該当する紛争であって、東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する事業者が申立人又は相手方となるもの

- ①下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
 - ②下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争
 - ③企業間の売買取引、賃貸借取引、消費貸借取引、使用貸借取引、委任取引、共同開発に係る紛争
 - ④①から③に掲げる紛争に準ずるもの
- ※建設業法の適用対象となる建設工事に係る紛争は除きます。

アピールポイント

- ・まずは、当センターへご相談ください。
経験豊富な専門相談員が対応いたします。また、法的助言が必要な場合、無料の弁護士相談もご利用いただけます(要事前予約、原則1案件1回1時間以内)。
- ・調停をご希望の場合も、まずはご相談ください(ご相談いただいた後、申出に必要な書類についてご案内いたします)。
- ・申出に必要な書類一式を整えてご申請いただき、受理、手続を開始後、被申立人への意思確認まで、おおむね2週間程度時間をいただいています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	月曜日から金曜日(土日・祝祭日・年末年始を除く)9:00~12:00 / 13:00~17:00
実施日時	月曜日から金曜日(土日・祝祭日・年末年始を除く)9:00~12:00 / 13:00~17:00
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	第1回の調停期日から概ね3ヶ月程度
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【相談事例】

- ・長年取引のある発注先から、受け取った図面の指示に基づき研磨加工を行い納品したところ、図面の規格と異なるといわれ、その補修・修正に係る費用を請求され、相談に来社されました。その後、専門相談員の効果的なアドバイスに基づき取引先と交渉した結果、和解に至りました。

その他特記事項等

【当センターのその他の事業】

- ・下請適正取引の普及啓発
「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」「外注取引基本契約書」等の浸透を図るための説明会・講習会を開催しています。下請代金支払遅延等防止法講習会は、企業ごとの開催にも対応していますのでお気軽にご相談ください。講師派遣料等は無料です。
- ・取引適正化相談員による企業訪問
下請法、下請ガイドライン等に詳しい相談員が都内企業を個別訪問し、普及啓発を図ります。(運営体制:事務局職員2名、専門相談員3名、調停弁護士3名、取引適正化相談員9名)



認証ADR機関の基本情報	
事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	東京都千代田区霞が関三丁目4番2号 弁理士会館1階
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 東京本部
	TEL: 03-3500-3793
	E-mail: info@ip-adr.gr.jp
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/
	認証番号【119】
	認証年月日 平成24年11月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。 ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。 ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。 	
手数料	
申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費
実施方法	
事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】事例3:商標権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/より)</p> <p>◀1▶背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。</p> <p>◀2▶申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。</p> <p>◀3▶被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。</p> <p>◀4▶争点 商標登録の有効性。</p> <p>◀5▶結論</p> <p>(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。</p> <p>(2) Y社は在庫品について広告をしない。</p> <p>◀6▶本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。</p>	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当センターホームページやかいけつサポート(https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター		
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル		
名称	ソフトウェア紛争解決センター		
	TEL: 03-3437-3071		
	E-mail: kaiketsu@softic.or.jp	認証番号【018】	
	URL: https://www.softic.or.jp/adr/	認証年月日	平成20年7月28日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

ソフトウェアに関連する紛争

- ～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等
- ～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般
- ～ 対応可能地域はお問い合わせください

アピールポイント

- ・ あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
- ・ 当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。
- ・ 案件にもよりますが、3か月～6か月の間に解決を目指します。

手数料

申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額(税別)
期日手数料	1当事者11万円/回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額(税別)
その他	必要に応じて掛かった費用の実費

実施方法

事前相談	手続の概要等に関する説明等を行う
実施日時	月～金/9時30分から16時30分(ただし、12時から13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則
解決までの標準期間	3か月～6か月を目標
オンラインによる申込み	書類の提出が必要(正式申立て時)(事前相談等はオンラインで可能)
オンライン調停	Web会議システムの利用を準備中(詳細はお問い合わせください)

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。
- 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法学的見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました。

その他特記事項等

当センターでは、「和解あっせん手続」(中立の第三者[あっせん人]が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続)のほか、「仲裁手続」(中立の第三者[仲裁人]が裁判所に代わって確定判決と同一の効力を持つ「仲裁判断」を示す手続)、「中立評価手続」(中立の第三者[中立評価人]が、技術的な事項や法的な問題等についての判断(評価)又は解決案の提示を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに中立評価書の作成を目指す)、「単独判定手続」(単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者[単独判定人]が判定を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに単独判定書の作成を目指す)を提供しています。
紛争事案に応じて最適と考えられる手続を御案内しますので、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
住所	東京都千代田区平河町1-5-5 SKビル3階
名称	UDF-ADRセンター
	TEL: 03-3239-3110
	E-mail: adr@udf-jp.org
	URL: http://www.udf-jp.org
	認証番号【106】
	認証年月日 平成23年10月3日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【知的財産関係】 商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争 ※全国対応可能(ただし、手続の実施場所はUDF-ADRセンターになります)</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ファッション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての問題を専門とする団体が運営しているセンターです。 ・係争等に至る場合が少なからずある分野ですが、裁判外紛争解決手続の機会を提供しています。 ・権利者、業者間の紛争を取り扱います。 ・侵害物品であるかないかの判断が争いの焦点になっている際などは、解決への近道の一つです。 	
手数料	
申請手数料	110,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	110,000円(税込)から550,000円(税込)
その他	上記のほか、調査料、分析料、試し買い費用等が発生する場合があります。
実施方法	
事前相談	受け付けていません
実施日時	月曜日から金曜日(国民の休日・弊法人休業日等を除く)10時から17時まで
手続実施者の構成	弁護士、弁理士による(弁護士1名を必ず含む)原則2名構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	受け付けていません
オンライン調停	オンラインの調停は行っていません。
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】 商標権侵害事例</p>	
その他特記事項等	
<p>インターネット上での商標権侵害行為に関わる事案についても相談を受けています。ただし、業者、インターネット事業者、消費者間の紛争は、取り扱っていません。(一方が権利者である紛争のみ取り扱えます)</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人 留学協会		
住所	東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号 MOビル201		
名称	留学トラブル解決機関		
	TEL: 03-5282-8600		
	E-mail: adr@ryugakukyokai.or.jp	認証番号【032】	
	URL: http://www.ryugakukyokai.or.jp/	認証年月日	平成21年6月19日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争(外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。)

アピールポイント

近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。
また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう活動を進めていきます。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円
成立手数料	(1)紛争の価格 50万円以下の場合 50万円を超え300万円以下の場合 300万円を超える場合 (2)成立手数料 5万5,000円 経済的利益額の10%の額の1.10に相当する額 (30万円+紛争の価額から 300万円を超える額を引いた額の2%) の額の1.10に相当する額
その他	

実施方法

事前相談	あり
実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする(正午から午後1時を除く)。 ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月5日までの日)を除く。
手続実施者の構成	○第1グループ 弁護士である者であって協会の正会員である者 ○第2グループ 弁護士以外の者であって次のいずれかを満たすもの (1)留学に関する事情に通じ、紛争解決の専門的知識を有するものであると理事会が認めた者(当協会の理事、各委員会の委員長・副委員長の職にある者に限る。) (2)当協会が資格認定試験を実施する海外留学アドバイザーの資格を有する者又はこれと同等の能力を有するとADR委員長が認めた者であって、留学に関する事情に通じ、紛争解決の専門的知識を有するものであると理事会が認めた者
解決までの標準期間	3ヶ月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

日本人留学生と留学業者との返金トラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページやかいけつサポートホームページ(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0032.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 日本流通自主管理協会
住所	東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル4F
名称	ブランド110番
	TEL: 0120-786-470
	E-mail: info@aacd.gr.jp
	URL: http://www.aacd.gr.jp
	認証番号【077】
	認証年月日 平成22年9月13日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】ブランド品に関する売買契約紛争
※全国対応は、応相談。

アピールポイント

- 購入者と販売者間でブランド品の真贋につき不安や疑いが生じトラブルになった場合、その解決を図るADR。
- 原則として、弁護士1名とブランド品に精通した日本流通自主管理協会のベテラン職員1名の計2名が対応。
- 例えば、オークションサイトで購入したブランド品が、どうしてもニセモノだと思いが、出品者は「ニセモノだとの証明書があれば返金する。」と主張しているケース。ブランド品の権利者に、ニセモノだと証明してもらうことは難しいため、ブランド110番が間に入って、ブランド品の真贋を明らかにするのではなく、話し合いで解決するお手伝いをします。
- もちろん、消費者だけでなく、権利者以外の業者間のトラブルの場合にもご利用いただけます。

手数料

申請手数料	消費者(¥1,100)、事業者(相手方の属性により¥55,000または¥165,000)。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	ケースに応じて調査費用等が発生する場合があります。

実施方法

事前相談	AACD消費者Q&Aセンターにて(0120-786-470)事前相談ができます。
実施日時	月～金/午前10時～午後6時 (年末年始・夏季休業時等を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名と(一社)日本流通自主管理協会職員1名による構成を原則とします。
解決までの標準期間	約3カ月間(推定)
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	現在検討中です。

解決事例・相談事例等

【解決想定事例】

・偽造品を買ってしまったのではと考えた消費者と、販売した商品は全く問題のないと考える販売業者間で収拾が付かなくなったケースで、当該商品を中立の立場から多角的に検証する作業を通じて合理的な解決策を提案。

その他特記事項等

右のマークは「ブランド110番」を運営する(一社)日本流通自主管理協会のロゴマークで、流通市場の中で“中立・公平”を保ち続けるという決意を表しています。「ブランド110番」においても、販売者・購入者の間に入り、中立を保ちながら、合理的に裁定を行ってまいります。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会		
住所	東京都千代田区富士見二丁目4番6号 宝5号館2F		
名称	Consumer ADR		
	TEL: 03-6434-1125		
	E-mail:		認証番号【010】
	URL: https://nacs.or.jp		認証年月日 平成20年3月19日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【消費者関係】特定商取引に関する紛争
例)訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引
- 【対応可能な地域】
消費者相談は、全国対応可能。

アピールポイント

- ①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。
- [消費者相談]
土曜日(年末年始を除く)10時～12時、13時～16時 TEL:06-4790-8110
日曜日(年末年始を除く)11時～16時 TEL:03-6450-6631
- ②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。

手数料

申請手数料	申立費用5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	土曜日、日曜日開催の電話相談を受けることが前提です。
実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで(年末年始・祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
昨年に続き、令和4年度も消費者相談室での斡旋でADR裁定に至る前に合意が成立し解決しています。
- 【相談事例】
夜中にトイレが詰まり、広告で見た業者に修理依頼をしたが、高額な修理料金を請求された。クーリング・オフ希望。未成年者の子供が定期購入で高額なサプリメントを注文したが、業者が未成年者契約の取消しに応じない。ネットで探した副業サポートの業者と高額な契約をしたが、儲からない。

その他特記事項等

消費者契約の多くがインターネット広告がきっかけとなっており、契約内容も複雑化しています。年齢、性別、個々の諸事情も様々で、自分での解決が困難な事例が多発している事を考えると、消費者に寄り添ったADRの存在は重要性が高いと思われます。是非ご相談ください。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	学校法人立教学院		
住所	東京都豊島区西池袋3-34-1		
名称	立教大学観光ADRセンター		
	TEL: 03-3985-4650		
	E-mail: kanko-adr@rikkyo.ac.jp	認証番号【112】	
	URL: http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ADRCT/	認証年月日	平成24年2月24日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・日本国内において締結された、旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争
- ・ホテル・旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争

アピールポイント

- ・平成24年認証取得、25年度から東京都消費生活総合センターとの連携を開始しました。
- ・立教大学に所属するため、社会的信用や財政面に優れています。
- ・観光に関する研究・教育の草分けといえる立教大学観光学部・観光研究所と、観光法・ADR法の研究と教育を実践する同大学法学部が連携、観光紛争に特化した法的紛争を解決します。
- ・弁護士資格を有する事件管理者が、中立的な立場から調停申立の手続を案内します。

手数料

申請手数料	5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	上記のほか、調査費用

実施方法

事前相談	無料の事前相談あり
実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	法律調停委員(弁護士、法学教授等)、観光調停委員(観光学教授、観光関係者等)の3名構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	あり(ホームページお問い合わせフォームより受付中)
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・海外旅行でキャンセル料金に関する紛争
- ・海外旅行での空港置き去り被害、添乗員の業務上過失・対応不手際に関する紛争
- ・海外旅行でのホテルグレード、現地ガイドの対応不手際に関する紛争
- ・国内宿泊施設における客室設備の仕様不備に関する紛争

その他特記事項等



【↓詳細はホームページを御覧ください。】
<https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/adrcet>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	企業再建・承継コンサルタント協同組合		
住所	東京都千代田区神田司町二丁目2番7号		
名称	中小企業経営再建紛争解決センター（略称:企業再建ADR）		
	TEL: 03-5296-2224		
	E-mail: crc-info@crc.gr.jp	認証番号【150】	
	URL: http://www.crc.gr.jp	認証年月日 平成29年2月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【事業再生分野】

本センターは、中小企業における債権債務の整理に関する紛争を取り扱います。
(中小企業と金融機関等との調整支援を中心に経営再建に関する紛争解決をいたします。)

【対応可能地域】

東京都と隣接する県に本店・支店(経営意思決定機能がある場合)がある中小企業。
但し、当該地域外でも本センターが指定する場所においてもセンター長が認めた場合は可能。

アピールポイント

- 本事業者は中小企業の経営再建支援に関し20年以上の実績があります。
- 中小企業の経営再建にまつわる債権債務関係の調整支援に特化した初めての法務省認証ADR機関です。
- 中小企業の経営再建支援の経験が豊富な手続実施者がそろっています。
弁護士以外に経営再建に必要な事業系、財務系専門家が登録しています。
- 簡易、迅速、確実に手続きを進めることができます。

手数料

申請手数料	330,000円(消費税込)
期日手数料	330,000円(消費税込)(1回当たり) 期日は3回以内の実施予定
成立手数料	1,100,000円(消費税込) ※債権額面500万円以内の場合、他規定あり。
その他	資料閲覧1,100円/1回、謄写11円/1枚、証明書 5,500円/1通(全て消費税込)

実施方法

事前相談	月から金曜日の10時から12時、13時から17時までです。 (祝祭日、年末年始、夏季休暇等を除く。)
実施日時	月から金曜日の10時から12時、13時から17時までです。 (祝祭日、年末年始、夏季休暇等を除く。)
手続実施者の構成	事業、財務等の専門家1名、弁護士1名の2名構成を原則とします。
解決までの標準期間	約1か月から3か月
オンラインによる申込み	本ページ名称欄 のE-mailにてお申し込み可能です。
オンライン調停	オンライン(Web会議システム)による調停も可能です。

解決事例・相談事例等


【想定事例】 自主的な経営再建を目指す中小企業と金融機関等との債権債務
(弁済猶予や債権放棄)の調整支援を行います。

その他特記事項等

このようにときにご相談下さい。

- ✓ 債務者、債権者との金融支援協議がスムーズに進まない
 - ✓ 実抜、合実計画の策定が出来ない状況だが、事業承継もしたい
 - ✓ サービサー、ノンバンク、リース会社等との金融調整も必要な場合
 - ✓ 経営者保証ガイドラインで経営者を救済するための金融調整が必要な場合
 - ✓ 直ちに特定調停や特別清算が難しい案件の場合
 - ✓ 債権放棄等を伴う金融調整が必要な場合 (調停後の特定調停スキームも検討)
- ※ 詳細は『企業再建ADR仕組みと活用法』銀行研修社発行をご参照ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般社団法人日本共済協会
住所	東京都新宿区新宿五丁目5番3号 建成新宿ビル6階
名称	日本共済協会共済相談所
	TEL: 03-5368-5757
E-mail:	
URL: https://www.jcia.or.jp/	認証番号【057】 認証年月日 平成22年1月26日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【対象分野】 (金融・保険関係)共済契約に関する紛争 (1)～(7)いずれかの団体(その会員団体を含む。)との間で締結した共済契約に関する紛争。 ただし、当事者間において苦情段階で解決した場合及び審査委員会が事実認定が著しく困難である等、裁定を行うに適当でないと思えた場合は除きます。</p> <p>(1) 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連) (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop) (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連) (4) 全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連) (5) 全日本火災共済協同組合連合会(日火連) (6) 全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) (7) 全国自動車共済協同組合連合会(全自共)</p> <p>【対応可能地域】 全国の紛争を取り扱い可能。ただし、審議等の対応は事業者の事務所(東京都)において行います。</p>	
アピールポイント	
<p>○中立・公正な立場で対応します。契約関係者と会員団体との間で共済に関するトラブルが起きた際に、紛争解決支援手続を行う審議会には弁護士や消費生活専門相談員など、中立・公正な第三者を選任します。</p> <p>○苦情解決手続や紛争解決支援手続にかかる費用は無料です。(ただし、審議の場に当事者が出席いただく場合の交通費、書類のコピー費用、書類の郵送料及び電話代等の実費は当事者各自の負担とさせていただきます。)</p> <p>○裁定申立てがされた場合、会員団体には、原則として裁定手続への参加を応諾する義務及び審議結果について尊重しなければならない義務が課せられています。</p>	
手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は自己負担いただきます。
実施方法	
事前相談	電話による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。)
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員(うち1名以上を弁護士とします。)
解決までの標準期間	原則4か月間
オンラインによる申込み	－(利用できません。)
オンライン調停	－(利用できません。)
解決事例・相談事例等	
<p>共済契約の成立や各種共済金(死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等)の支払等、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関するトラブル</p> <p>【解決事例】 入院共済金を請求したが、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあったもの。審議会は、全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当する、と判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。</p>	
その他特記事項等	
<p>※自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、専門紛争処理機関の対象案件のため、取り扱いません。</p>	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	全国社会保険労務士会連合会
住所	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター
	TEL: (03)6225-4887
	E-mail: 認証番号【017】
	URL: http://www.shakaihokenroumushi.jp 認証年月日 平成20年7月11日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係紛争】労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業者との間の紛争	
アピールポイント	
<p>○迅速に解決 社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、裁判のように長期間に何度も裁判所に通ったりする必要がないため、経営者と労働者の双方にとって、とても利用しやすい制度です。事案が複雑な場合や次回期日を開催すれば和解の見込みがある場合等は、複数回開催することも可能であり、柔軟に対応いたします。</p> <p>○労働問題に精通した社労士が対応 社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、労働問題に精通した社労士があっせん委員となります。内容によっては、弁護士の助言や同席もあり、適切な和解案をご提案します。</p> <p>○あっせん申立て費用が安い 社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、あっせん申立て費用の負担が少なく設定されています。裁判のように「きちんと解決したいけど、お金がかかるから何もできない」とストレスを感じることなくご利用できます。</p>	
手数料	
申請手数料	3,150円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	
実施方法	
事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ○職場のトラブル相談ダイヤル 電話による無料相談 ○総合労働相談所 面談による無料の事前相談
実施日時	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時30分まで(12月29日から1月4日まで及び祝日を除く)。但し、あっせん手続の期日は原則として水曜日及び毎月第二土曜日の午前10時から午後8時までの間に実施
手続実施者の構成	社会保険労務士、弁護士
解決までの標準期間	受付日から概ね1カ月以内にあっせんする日が決まり、原則として1回で解決
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ○労働契約に関するトラブル ○退職・雇止めに関するトラブル ○育児・介護休業に関するトラブル ○賃金問題に関するトラブル など 	
その他特記事項等	
<p>社労士会労働紛争解決センターが対象とするのは、個別労働関係紛争のみです。労働契約(賃金、解雇や出向・配属に関する事等)及びその他の労働関係(職場内でのいじめ、嫌がらせ等)に関する事項についての、個々の労働者と経営者との間の紛争が「あっせん」の対象となります。詳しくは、こちら【https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/】をご覧ください。</p> <p>【HP】</p>	
	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター
住所	東京都千代田区神田駿河台1-7-10YK駿河台ビル5階
名称	労使紛争解決サポート首都圏
	TEL: 03-3292-0703
	E-mail: info@npo-adr.com
	URL: http://www.npo-adr.com
	認証番号【033】
	認証年月日 平成21年6月26日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者(退職者を含む)と事業主との間の紛争(紛争の当事者のいずれかの住所又は所在地が、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県にある場合に限る。)

アピールポイント

社会保険(健康保険・厚生年金保険)や労働保険(労災保険・雇用保険)に絡んだ労使紛争の対応も可能です。

手数料

申請手数料	申立手数料 5,000円 郵送料1,000円 (共に税込)
期日手数料	期日開催手数料 5,000円(税込)
成立手数料	和解の価額100万円以下は6万円、 同100万円超300万円以下は6万円+(和解の価額-100万円)×6.0%、 同300万円超500万円以下は18万円+(和解の価額-300万円)×4.0%、 同500万円超1,000万円以下は26万円+(和解の価額-500万円)×2.0%、 同1,000万円超2,000万円以下は36万円+(和解の価額-1,000万円)1.0%、 同2,000万円超は46万円+(和解の価額-2,000万円)×0.6% であり、全て税込
その他	必要に応じて、出張費、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	電話及び面談による無料相談の実施
実施日時	原則として毎週火・金曜日(祝祭日を除く)12:30~16:30
手続実施者の構成	弁護士1名、社会保険労務士1名の2名構成を原則
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ① 未払残業代について(解決) ② 賃金の引き下げについて ③ 退職勧告とハラスメントについて
④ 賃金の未払について

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0033.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京都社会保険労務士会
住所	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F
名称	社労士会労働紛争解決センター東京
	TEL: 03-5289-0751
	E-mail: center_tokyo@tokyosr.jp
	URL: https://www.tokyosr.jp/adr/
	認証番号【045】
	認証年月日 平成21年10月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】

個別労働関係紛争(労働契約やその他の労働関係に関する事項についての、個々の労働者と事業主との間の紛争)～解雇、退職勧奨、出向、配置転換、雇止め、労働条件の引き下げ、採用後の内定取り消し、ハラスメント等～

【対応地域】

事業所所在地が東京都内の場合のみ対応可能

アピールポイント

当センターは、当事者双方が納得するまで問題を掘り下げ、話し合い(あっせん)による解決・和解に向けてサポートします。

特徴①: 申立費用が無料です。

特徴②: あっせん期日を平日夜間、土曜日に設定することが可能です。

特徴③: 複数の特定社会保険労務士があっせん委員として対応します。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	代理人を選任される場合は、別途、費用が必要です。(当センターで代理人の紹介は行っていません。)

実施方法

事前相談	面談による無料相談「総合労働相談所」を毎週火・木曜日／第1・第3土曜日(祝日及び年末年始を除く)に実施【要予約:03-5289-8833】
実施日時	あっせん期日は月～金曜の午後1時30分～午後8時及び土曜日の午後1時30分～午後5時(祝日及び年末年始を除く)に実施
手続実施者の構成	原則、特定社会保険労務士2名(その他、助言弁護士1名)
解決までの標準期間	約1か月から3か月
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・雇用契約の終了(解雇・雇止め)に関する紛争
- ・ハラスメントに関する紛争
- ・配置転換に関する紛争
- ・採用内定取り消しに関する紛争 等

その他特記事項等

労働・社会保険諸法令と人事労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、その知見と経験を活かし、職場のトラブルを簡易、迅速、円満に解決できるようサポートいたします！

当センターのホームページ、お問い合わせフォームより、お気軽にお問い合わせください。

右のQRコードからアクセスいただけます。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会
住所	東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階
名称	ADRセンター
	TEL: 03-3438-4568
	E-mail: adr@counselor.or.jp
	URL: www.counselor.or.jp
	認証番号【019】
	認証年月日 平成20年9月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ①【労働関係】個別労働関係紛争
 - ②【家事関係】夫婦関係等男女間に関する紛争(離婚を含む。)
- ※全国の紛争を取扱可能
但し、手続きは東京・大阪・名古屋のいずれかのADRセンターにて行います。

アピールポイント

- ・当センターのADRは、わが国では数少ない「対話促進型ADR」の手法を採用しています。弁護士は同席せず、お互いの話し合いを深めていく中で合意点を探ってゆきます。当事者同士の話し合いの中で、法令の解釈適用等何らかの法的な専門知識が必要となった場合は、当センター契約の弁護士に助言を求められるような措置もとられています。
- ・紛争当事者が資力に乏しい時、調停に要する費用(手数料等)を減免する制度もありますのでお申し出ください。

手数料

申請手数料	27,000円(税込)
期日手数料	6,000円(税込)
成立手数料	別表表示(別表の内容については、直接お問い合わせください。)
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
手続実施者の構成	原則、カウンセラー2名編成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・税理士事務所を経営する父親と従業員である息子との間の事業の継承をめぐる紛争で、調停者による粘り強い当事者間の対話の促進により6回で一定の合意に達した。
- ・夫より夫婦関係修復を目指した申立があった。話し合いの結果、別居のうえで婚姻費用額を定めることで2回で合意成立に至った。

その他特記事項等

- 本部ADRセンター以外に、次の3か所にADRセンターを設置しています。
- 東京支部ADRセンター
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目3番12号 菱化代々木ビル4階 Tel:03-6434-9130
 - 関西支部ADRセンター
大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号 エスリードビル本町8階 Tel:06-6271-9495
 - 中部支部ADRセンター
愛知県名古屋市東区東桜1-9-26 IKKOパーク栄ビル4階 Tel:052-618-7830

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	一般財団法人 日本自転車普及協会
住所	東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル4F
名称	自転車ADRセンター
	TEL: 03-4334-7959(月・木 10:00~16:00)
	E-mail: jitensha_adr@jifu.jp
	URL: http://www.bpaj.or.jp/adr/
	認証番号【123】
	認証年月日 平成25年2月21日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【紛争の分野】自転車事故に関する紛争(自転車同士の事故・自転車と歩行者の事故) 【対応可能地域】東京都及び隣接する県について対応可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故を専門に取り扱っています。 ・面談は、無料で行っています。(要予約) ・調停委員は、弁護士(3名)が担当しています。 ・期日手数料は、無料です。 	
手数料	
申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	経済的利益の額により決定する。
その他	鑑定料(事故鑑定が必要な場合)など
実施方法	
実施日時	電話受付 月・木 / 午前10時~午後4時(年末年始を除く)
手続実施者の構成	弁護士3名
解決までの標準期間	約3ヶ月~約6ヶ月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と歩行者の事故において、相手から一方的に請求された金額に納得ができなかったが、話し合いを重ね、和解成立に至った。 ・自転車同士の事故において、過失割合に争いがあったが、話し合いにより、和解成立に至った。 	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当会ホームページやかいいけつサポート (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0123.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 家庭問題情報センター
住所	東京都豊島区西池袋二丁目29番地19号池袋KTビル10階
名称	東京ファミリー相談室
	TEL: (03)3971-3741
	E-mail: adr@fpic.or.jp
	URL: http://www1.odn.ne.jp/fpic
	認証番号【027】
	認証年月日 平成21年4月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【家事関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護(養育費、面会交流など)に関する紛争
【対応可能地域】首都圏

アピールポイント

- 1 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家庭裁判所調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立の立場で対話を進めます。
- 2 日曜・夜間を含め、当事者のご希望に沿った時間帯での開催に、可能な限り対応します。
- 3 調停期日5回又は3か月の早期解決に努めます。
- 4 訴訟費用に比べ、経済的負担が少ない。
- 5 申込前の事前相談は無料で行います。

手数料

申請手数料	申込時双方各3,000円
期日手数料	期日ごとに双方各10,000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料

実施方法

実施日時	受付時間 月曜～金曜:10:00～17:00 調停実施日時 祝日・夏季休業・冬季休業を除きご要望に対応します。
手続実施者の構成	前記資格を有する当法人の会員で調停人としてふさわしい候補者名簿の中から原則男女各1名が指名されます。
解決までの標準期間	5回以内の調停の期日又は3か月以内の期間で合意が調うように努めます。
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。
オンライン調停	オンライン調停の実施については準備中です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- 1 コロナの影響もあって当事者同士の話し合い及び面会交流も思うようにならないうえ、離婚調停の申立てがあり当初別席ながら5回の話し合いを経て円満な離婚が成立した。また、公正証書作成の支援もして大変感謝された。
- 2 婚姻後半年ほどで話がかみ合わないとして別居となった若い当事者が、双方の実家の事情もあって悩みを抱えていた。面接での夫婦同席相談から、ADR調停の申立てに至った。専門家の関与により同席でじっくり話し合うことにより4回の調停で双方の約束条件が調い円満調停が成立した。

【相談事例】

相談内容は、離婚・養育費・面会交流・円満調整と多岐にわたったが、事前相談の結果、相談者は自己の主張を整理することができ、当事者同士の話し合いが可能となったり、ADR調停でも円滑な話し合いができることになった。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページをご覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	神奈川県司法書士会
住所	横浜市中区吉浜町1番地
名称	神奈川県司法書士会調停センター
	TEL: 045-641-1553
	E-mail: postmaster@shiho.or.jp
	URL: https://www.shiho.or.jp/kaiketsusupport.html
	認証番号【014】
	認証年月日 平成20年6月13日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。) 神奈川県内に限らず、賃貸住宅の原状回復や家賃等・その他貸金等の債権債務関係を 中心に法的紛争を扱います。</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・司法書士による親切丁寧な事前受付、並びにその後の手続進行、案内をサポートいたします。 ・土日、夜間の調停実施が可能です。 ・当事者の集まりやすい場所での調停実施も可能です。 ・親族や利害関係者の同席について、柔軟に対応します。 	
手数料	
申請手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合 5,000円(税別) ②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合 20,000円(税別)
期日手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合 5,000円(税別) ②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合 10,000円(税別)
成立手数料	不要
その他	
実施方法	
事前相談	電話による無料事前相談を実施
実施日時	原則毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士(認定司法書士)2名が原則
解決までの標準期間	4か月以内(目標期間)
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知人間での金銭等貸借トラブル ・賃貸住宅の原状回復請求や家賃の更新に伴うトラブル ・美容院と施術に関するトラブル ・相隣関係トラブル(ペットの騒音等) 	
その他特記事項等	
<p>賃貸借トラブル、金銭トラブル、近隣トラブル等様々な事件を取り扱っております。 調停は1回2時間～3時間、期日は原則として1回で終了しています。 なお、「調停期日を迎えた案件」は、5件のうち4件が和解(80%)です。(2020年～2022年10月まで) 当センターの目標として、トラブルを抱える当事者に寄り沿って解決をお手伝いいたします。 ・詳細はこちらを(https://www.shiho.or.jp/kaiketsusupport.html)ご覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県社会保険労務士会
住所	神奈川県横浜市中区真砂町4丁目43番地 木下商事ビル4階
名称	社労士会紛争解決センター神奈川
	TEL: 045-651-9380
E-mail:	認証番号【041】
URL: http://www.kanagawa-sr.or.jp	認証年月日 平成21年9月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・職場環境)
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争

具体例:解雇・退職トラブル、賃金・残業代未払、賃金引き下げ、パワハラ・セクハラ、配置転換などの労務トラブル全般

*申立人又は相手方の住所または所在地が神奈川県内にあること

アピールポイント

1. 労務管理の専門家である特定社会保険労務士が複数で担当し、その知見と経験を活かして
① 労使のトラブルを「あっせん」によって迅速・低費用で公正に解決します。
② 申立手続前でも無料で相談に応じます。
③ 申立手続に関しても専門の特定社会保険労務士が無料でお手伝いします。
2. 使用者側からの申請もお受けします。

手数料

申請手数料	3,300円(消費税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	神奈川県社会保険労務士会労務相談室に電話相談
実施日時	双方の参加意思を確認し、日程調整のうえ、原則1回(1日)で解決
手続実施者の構成	特定社会保険労務士・事案によって弁護士があっせん委員に加わる
解決までの標準期間	申立受付日より概ね1か月以内の解決を見込んでいます。
オンラインによる申込み	実施していません。
オンライン調停	実施していません。

解決事例・相談事例等

解雇をめぐる争いにつき、あっせんにより申立人:労働者と被申立人:使用者が合意し、金銭的解決ができ円満退職となった。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページやかいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0041.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県土地家屋調査士会		
住所	神奈川県横浜市西区楠町18番地		
名称	境界問題相談センターかながわ		
	TEL: 045-290-4505		
	E-mail: 非公開	認証番号【047】	
	URL: https://www.kanagawa-chousashi.or.jp/kyoukai_mon dai/	認証年月日	平成21年10月23日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】神奈川県内の土地の境界に関する紛争
- 【生活環境関係】神奈川県内の土地の境界に関連する相隣関係の紛争

アピールポイント

土地の境界に関する問題は、土地という不動産そのものが非常に価値の高いものであること、そして当事者の感情が強く関与することから、非常に複雑な事案に発展してしまうことがあります。また、そこには様々な法規が関連し、解決には高度な法律の知識を要するものであり、事案によっては公正かつ正確な測量の作業が必要となる場合もあります。

当センターは土地境界に関する専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が協同して、境界問題に関わる紛争の解決に取り組んでいます。また、土地家屋調査士が関与することで、問題の解決に登記申請が必要となる場合にも対応することができます。

手数料

申請手数料	55,000円
期日手数料	11,000円 ※期日ごと
成立手数料	110,000円以上550,000円以内
その他	上記の他、相談手数料、資料調査手数料、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施
実施日時	月～木／午前9時～午後5時(祝日・年末年始休業期間を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	6か月～1年
オンラインによる申込み	相談:可能、調停:不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

当事者の所有地の境界が不明であったことに起因して紛争にまで発展していたが、調停における合意の結果、土地家屋調査士による測量鑑定を実施し、境界標の復元及び設置を行い、境界確認書を取り交わすに至った。

その他特記事項等

当センターは、境界に関する紛争当事者の話し合いをサポートする調停業務だけでなく、境界問題にお悩みの方への相談業務も行っています。土地家屋調査士1名と弁護士1名が2時間まで、専門的な知識を活用して事案の詳細な検討を行い、今後の対策までを御提案しています。ぜひ当センターでの相談業務も御活用ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県行政書士会		
住所	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階		
名称	行政書士ADRセンター神奈川		
	TEL: 045-577-6322		
	E-mail: soudan@adr-gyouseisyoshi.org	認証番号【084】	
	URL: http://www.adr-gyouseisyoshi.org/	認証年月日	平成22年12月27日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】

- 愛護動物に関する紛争:神奈川県内にお住いの方の愛玩動物に関する紛争
- 敷金返還等に関する紛争:神奈川県内の居住用賃貸住宅の敷金の返還や原状回復に関する紛争
- 外国人の職場環境等に関する紛争:神奈川県内にお住いの外国人の職場・学校における紛争

【交通事故関係】

- 自転車事故に関する紛争:神奈川県内にて発生した自転車の走行に起因する事故の紛争

アピールポイント

- ・相談は無料、相談回数に制限はありません。(ただし、面談は要予約となります。)
- ・利用者の利便を考慮し、調停実施期日については柔軟に対応を致します。
- ・調停室等の設置については、守秘義務に配慮して設置しています。
- ・調停人候補者は、28名を名簿登載しています。
- ・学術委員を含む6人で構成する評価委員会により運営の向上を図っています。

手数料

申請手数料	2,200円(税込、申込人の負担)
期日手数料	4,400円(税込、第一回期日は申込人に、二回目以降は双方で折半が原則)
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	毎週火曜日・木曜日 午後1時～午後4時(祝日・年末年始を除く)
実施日時	随時
手続実施者の構成	調停人候補者名簿登載の行政書士1名・手続関与弁護士1名の2名で構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

1. 自転車が後方より歩行者と接触し転倒負傷させ、症状固定後の2回目の調停期日で合意成立
2. 敷金返還で1回目の調停実施後返金額の話合いを当事者間で行い解決(申込取り下げ事案)

【相談事例】

1. トリマーサロンでの事業者と飼い主のトラブル
2. ドッグカフェでの犬同士の喧嘩によるトラブル

その他特記事項等

相談、問い合わせ、面談予約等については、電話またはEメールにてご連絡ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県司法書士会
住所	新潟県新潟市中央区笹口1丁目11番地15
名称	新潟県司法書士会話し合いサポートセンター
	TEL: 025-244-5121
	E-mail: n-shiho@crest.ocn.ne.jp
	URL: https://niigata-shiho.net/
	認証番号【124】
	認証年月日 平成25年3月12日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
【家事事件】相続に関する紛争
対応可能地域;新潟県内全域、県外地域は一部対応可能(詳しくはお問い合わせください。)

アピールポイント

1. 当事者の皆様の都合に合わせて、土日祝日・夜間も実施可能です。
2. 申込受理後は、申込人・相手方共に1回ずつ司法書士による法律相談が無料にて受けられます(民事に関する紛争)。
3. 1事案ごとに、専属の事件管理者(司法書士)1名が付き、手続全般について御案内いたします。
4. Zoom等を利用したオンライン調停を行うことも可能です(詳しくはお問い合わせください)。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	5,500円
成立手数料	合意書作成手数料 22,000円、合意成立手数料(別表)
その他	遠隔地手数料5,500円、証明書発行手数料 550円、謄写費用 20円

実施方法

事前相談	事前相談制度なし。 申込前に提出頂く「調停利用希望申込書」により概要を把握する。
実施日時	当事者の都合に合わせて、土日祝日・夜間も実施
手続実施者の構成	民事に関する紛争:司法書士1名以上 相続に関する紛争:弁護士1名及び司法書士1名以上
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

・売掛金に関する紛争

相手方が請求金額の一部支払い、申込人は残りを放棄することで和解成立

・専門学校での学費の支払に関する紛争

申込人の学費請求につき、相手方が一部支払うことで和解成立

・既婚男性との交際に関する紛争

相手方が慰謝料を支払うこと、双方、今後の関わりを持たない旨の、合意書を作成し、和解成立

【想定事例】

・相続人の全部又は一部で遺産分割協議が調わない場合の話し合い

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0124.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県社会保険労務士会
住所	新潟県新潟市中央区東大通2丁目3番26号
名称	社労士会労働紛争解決センター新潟
	TEL: 025-250-7759
	E-mail: info@sr-niigata.jp
	URL: http://www.sr-niigata.jp/
	認証番号【058】
	認証年月日 平成22年2月10日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争
(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)

アピールポイント

平日の昼間に時間の取れない人のために、毎月第1火曜日は実施時間を午前10時午後8時までとしています。
また、新潟県社会保険労務士会のHPに解決センターの詳細を掲載しています。

手数料

申請手数料	なし (令和3年9月8日から2年間)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	上記のほか、調査費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	面談による無料相談の実施
実施日時	月～金/午前10時～午後3時、第1火曜日は午前10時～午後8時
手続実施者の構成	特定社労士2名、弁護士1名の3名構成が原則
解決までの標準期間	約2カ月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- ①労働時間、休日・休暇について
- ②労働条件の不利益変更、配置転換について
- ③解雇、退職勧奨、自己都合退職について
- ④賃金、賞与、退職金について
- ⑤職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントについて

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0058.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県土地家屋調査士会
住所	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階
名称	境界紛争解決支援センターにいがた
	TEL: 025-378-5444
	E-mail: nii-cho@nii-cho.jp
	URL: http://nii-cho.jp/
	認証番号【131】
	認証年月日 平成26年5月21日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争（新潟県内のみ対応可能）

アピールポイント

- ・調停手続の申立てに先立って、当事者の希望による無料の「受付面談」(紛争の整理と手続等の説明)を、近くの調査士事務所等で受けられます。また当事者間での交渉を前提とした、有料の調査士と弁護士による「相談手続」があります。
- ・紛争の内容によっては、他の解決手続等の紹介も行い、早期の解決を支援します。

手数料

申請手数料	受付面談: 不要、相談手続: 22,000円(期日手数料込み)、調停手続: 22,000円
期日手数料	調停手続(1回目): 27,500円(申立人負担) 調停手続(2回目以降): 27,500円(等分負担)
成立手数料	和解契約書作成: 220,000円(等分負担)
その他	上記の他、調査(資料・現地)費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	電話・メール等による「事前相談」と、面談による手数料不要の「受付面談」を実施
実施日時	月～金 午前10時～12時 午後1時～4時半 (センターの業務を行わないものとしてあらかじめ指定した日を除く)
手続実施者の構成	認定土地家屋調査士(法務大臣がADRに必要な能力があると認定した者)2名、弁護士1名で構成します。
解決までの標準期間	約3.5カ月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・長期の境界紛争を、納得できる筆界確認に基づいて解決に導きました。
- ・筆界特定後も継続する所有権範囲の紛争を、話し合いによる合意に導きました。
- ・負担の少ない解決手続の選択を、当事者に支援しました。

その他特記事項等

- ・認定土地家屋調査士のADR能力を高めるため、毎年必要な研修を実施しています。
- ・当事者の早期解決を支援するため、必要な代理人(弁護士)や補佐人(土地家屋調査士)の紹介制度(補助金有)があります。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県行政書士会
住所	新潟県新潟市中央区笹口3丁目4番地8
名称	行政書士ADRセンター新潟
	TEL: 025-248-1038
	E-mail: info@niigata-gyousei.or.jp
	URL: https://adr-niigata.com
	認証番号【070】
	認証年月日 平成22年4月26日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- (1)外国人の職場環境等に関する紛争(対応可能地域:新潟県内)
- (2)愛護動物に関する紛争(対応可能地域:新潟県内)
- (3)敷金返還等に関する紛争(対応可能地域:新潟県内)
- (4)自転車事故に関する紛争(対応可能地域:新潟県内)

アピールポイント

- (1)所属する手続実施者は、取り扱う紛争範囲に対する広範な知識と調停手続に向けての実践的な訓練を積んでいます。
- (2)調停手続を実施する前に、無料で相談を受けることができます。
- (3)相手方が話し合いに応じるための工夫をしています。
- (4)調停手続は、当事者が希望する期日、場所で実施することができます。
- (5)当事者が同席できるための工夫をしています。
- (6)調停手続が行われなかった場合、調停手数料を返還いたします。
- (7)当事者が仰ることに耳を傾け、紛争解決をするための最大限の支援を行います。

手数料

申請手数料	3,810円(消費税込み4,191円)
期日手数料	3,810円(消費税込み4,191円)
成立手数料	合意書に解決額として示された経済的利益の額の100分の5
その他	調停依頼時に、成立手数料を除き、手数料総額をお示しいたします。

実施方法

事前相談	025-248-1038にお電話またはホームページの事前相談お申し込みフォームからご連絡ください。折り返し担当者から事前相談の日時を連絡します。 受付は月～金曜日午前9時～午後5時(祝休日、年末年始休み)です。
実施日時	毎週月～金曜日午前10時～午後4時(祝休日、年末年始は休み)
手続実施者の構成	行政書士、弁護士
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	なし(事前相談は可能)
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- (1)最近の相談事例は愛護動物と敷金返還・原状回復が主で、月1件程の電話問合せがあります。
- (2)最近の調停解決事例は、愛護動物と敷金返還・原状回復で各々1件、円満解決に至っています。
- (3)敷金返還・原状回復の相談では調停申し込み後に自主交渉での解決事例が出ています。

その他特記事項等

- (1)小中高等学校の児童・生徒向け出前授業の実施依頼
グループワークを通じお互いに話し合い分かり合える関係性を構築する提案をします。
- (2)教員向け出前授業の実施依頼
グループワークを通じ父兄と向き合う時の傾聴方法、課題解決に取り組む方法を提案します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	富山県社会保険労務士会
住所	富山県富山市千歳町1丁目6番18号
名称	社労士会労働紛争解決センター富山
	TEL: 076-441-0432
	E-mail: toyamasr@ty2.fitweb.or.jp
	URL: http://www.sr-toyama.jp/
	認証番号【080】
	認証年月日 平成22年9月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

(労働関係)労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争
(対応地域) 富山県内事業所

アピールポイント

労働問題に精通した特定社会保険労務士が担当する。
個々の労働者と事業主のトラブルを迅速に対応します。
申立費用等は当面の間無料です。

手数料

申請手数料	5,500円(但し当面の間無料)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	電話、来訪により対応可
実施日時	毎週水曜日及び毎月第2土曜日の10:00～20:00
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案の内容により弁護士1名)
解決までの標準期間	約2週間から1か月
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・契約更新されず雇止め。
・パワハラによる経済的、精神的損失に対する補償。
・退職・解雇に関するトラブル。
【相談事例】
・器物損壊という刑事法規違反行為を起因とする諭旨解雇処分決定の是非について、諭旨解雇処分の不当性を主張するためには刑事法規に照らし合せて検討する必要があり、労働諸法令に関する紛争の範囲を逸脱、さらに弁護士法に抵触の恐れがあり不受理。

その他特記事項等

富山県社会保険労務士会ホームページ、「かいけつサポート・認証紛争解決サービス」をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	石川県社会保険労務士会		
住所	石川県金沢市玉鉾二丁目502番地		
名称	社労士会労働紛争解決センター石川		
	TEL: 076-291-5411		認証番号【061】
	E-mail: kaiketsu@ishikawa-sr.net		認証年月日 平成22年2月10日
	URL: https://ishikawa-sr.net/		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争
(解雇・雇止め・未払残業代・パワハラ・非正規社員の均衡待遇・懲戒処分・債務不存在確認)
石川県及び隣接する県について対応可能

アピールポイント

【紛争解決の実績】申立件数のうち、あっせんにより72%は和解成立しています。

(1) 当センターを選択するのにふさわしい事件は、以下のとおりです。

- ①じっくりと話をきいてもらいたい場合 ②紛争の存在や内容を外部に知られたくない場合
③少しでも譲歩の可能性が想定される場合 ④権利義務関係を踏まえながらも柔軟な解決を期待する場合

(2) 当センターのメリットは、以下のとおりです。

- ①訴訟と比較して時間的・労力的・金銭的負担が少なく、迅速な解決が可能です。
②早期に紛争から解放され、新たな希望を持って未来へと前進できます。

手数料

申請手数料	11,000円(税込価格)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	相手方が依頼しない旨の回答の場合、郵送料等の実費を控除した残額を返却

実施方法

事前相談	事案の概要とあっせん制度の選択に関し、事前相談を受けることができます。
実施日時	相談は月～金の9時～17時(あっせんは、水の10時～19時・第1土の9時～12時)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名及び弁護士1名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可能
オンライン調停	不可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- 労働者からの申立て、雇止めには客観的合理性を欠き、社会通念上相当と認められないとし、解決を求めた事件
○使用者からの申立て、労働者に支払うべき債務(時間外手当等)の確定を求めた事件
○労働者からの申立て、不当解雇による補償金とパワハラによる慰謝料を求めた事件

その他特記事項等

	受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和3年度	2	2	2	0	0
令和2年度	1	1	0	1	0
令和元年度	3	3	3	0	0

認証ADR機関の基本情報

事業者名	石川県土地家屋調査士会
住所	石川県金沢市新神田3丁目9番27号
名称	境界問題相談センターいしかわ TEL: 076-291-1125 E-mail: honkai@ishicho.or.jp URL: http://www.ishicho.or.jp
	認証番号【107】 認証年月日 平成23年11月9日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
(土地の所在の範囲は、原則として石川県内です)

アピールポイント

土地の境界が明らかでないことを原因とする問題について、土地家屋調査士と弁護士が協力して調停員となり、それぞれの専門性を活用し、当事者の自主的な解決の努力を尊重しながら公正・公平に和解を仲介し、紛争の実情に即した解決を図ります。

手数料

申請手数料	20,000円(税込)
期日手数料	7,500円(税込)×当事者数×回数
成立手数料	50,000～80,000円(税込)
その他	上記のほか、基本調査費用、測量費用等があります。

実施方法

事前相談	なし
実施日時	月～金/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による構成
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	不可能
オンライン調停	不可能

解決事例・相談事例等

【想定事例】
境界線に関する隣接土地所有者間のトラブル

その他特記事項等

土地境界の専門家である土地家屋調査士2名と、法律の専門家である弁護士1名が調停員となるので、境界(筆界)を明確にした上で、所有権についての紛争や境界線に起因した様々なトラブルを解決します。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	福井県社会保険労務士会
住所	福井県福井市大手3丁目7番1号 織協ビル7階
名称	社労士会労働紛争解決センター福井
	TEL: 0776-21-8157
	E-mail: office@fukui-sr.jp
	URL: https://www.fukui-sr.jp/
	認証番号【121】
	認証年月日 平成24年11月21日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
個別労働関係紛争【解雇・賃金・各種ハラスメント・人間関係・職場環境】 福井県内のみ対応可能です。	
アピールポイント	
労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。相談は平日の午前9時から午後5時まで受け付けています。内容によっては、女性の特定社会保険労務士が対応することも可能です。	
手数料	
申請手数料	3,300円(※ただし、令和7年9月30日まで無料とする。)
期日手数料	無し
成立手数料	無し
その他	必要に応じて調査費用、閲覧手数料、通訳および翻訳等がある。
実施方法	
事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	原則水曜日と第2土曜日の午前10時から午後8時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名によるあっせん委員。弁護士が加わることもある。
解決までの標準期間	およそ1カ月
オンラインによる申込み	対応無し
オンライン調停	対応無し
解決事例・相談事例等	
事前相談において、各種ハラスメント、解雇、退職、コロナ、休業補償等の相談事例が多くありました。その相談に対して、適切な助言等を行っております。中には繰り返し訪れる方もおられ、納得したり、個別に話し合ったり、行政機関に相談に行かれたり、それぞれ解決されているようです。	
その他特記事項等	
経済・社会情勢の変化により、相談内容が多岐にわたるなど複雑になってきていますが、あっせん委員候補者の研修を実施して種々の相談に対応できるよう努めています。	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県司法書士会		
住所	山梨県甲府市北口一丁目6番7号		
名称	山梨県司法書士会調停センター ちょっくらはなすけ		
	TEL: 055-253-6900		
	E-mail: hanashiai-chokkura-hanasuke@yamanashi-shiho.or.jp	認証番号【134】	
	URL: http://www.yamanashi-shiho.or.jp/	認証年月日 平成27年1月23日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】山梨県内における紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争)

アピールポイント

事件管理者及び手続実施者は、話し合い促進のトレーニングを受けた認定司法書士です。当事者の希望の日時・場所で手続を実施することができます。山梨県司法書士会総合相談センターの開催する無料相談会を御案内することができます。事前に連絡して説明する等相手方が話し合いに応じていただけるよう誠心誠意呼びかけを行います。
第1回目の期日に限り、手続を無料で実施しています。

手数料

申請手数料	申込事務手数料: 金5,500円(税込。以下同様)
期日手数料	手続実施手数料: 金11,000円(第2回目以降の調停期日1回につき)
成立手数料	合意書作成手数料: 金66,000円
その他	※申込事務手数料は申込人が、第2回目以降の手続実施手数料及び合意書作成手数料は申込人及び相手方双方が負担します。 ※原則として、納付された手数料は返還いたしません。ただし、申込みを不受理としたとき等一定の場合には手数料の一部又は全額を返還する場合があります。

実施方法

事前相談	電話対応
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(土日祝祭日を除く)
手続実施者の構成	司法書士法第3条2項に規定する司法書士(認定司法書士)
解決までの標準期間	数か月
オンラインによる申込み	検討中
オンライン調停	検討中

解決事例・相談事例等

- ・貸したものを返してほしい。
- ・親戚に貸した車が壊れて帰ってきたが、直してくれない。
- ・私道に車を勝手に停めていて、通行等の妨げになっているのでやめてほしい。
- ・隣人の騒音に悩んでいる。アパートの賃貸契約を見直してほしい。
- ・部屋のクリーニング代金を支払ってくれない

その他特記事項等

手続は非公開です。また、調停手続に関与する者には、守秘義務を課しています。安心してご相談・お申込み下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県社会保険労務士会
住所	山梨県甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F
名称	社労士会労働紛争解決センター山梨
	TEL: 055-244-6064
	E-mail: ysr-adr@opal.ocn.ne.jp
	URL: http://www.y-sr.com
	認証番号【092】
	認証年月日 平成23年3月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働分野】労働関係紛争
解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境を中心に法的紛争を扱います。
※ 山梨県のみ対応可能

アピールポイント

- ・当センターは、平成23年7月に設立されて以来、毎年研修会を行い、会員の資質の向上に努めています。
- ・社会保険労務士は、労務管理の専門家です。また、土曜・日曜・祝祭日でのあっせん業務にも対応しています。
- ・令和6年12月7日までは、申請手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円(税込) ただし、令和6年12月7日までは無料とする予定です。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	面談による無料相談の実施
実施日時	平日・土・日・祝祭日の午前10時から午後8時まで(年末年始を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名及び特定社会保険労務士2名のあっせん委員にて対応
解決までの標準期間	開始決定からおおむね1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【解決事例】
パワハラ、解雇、不利益変更(労働条件の切り下げ)等の労使間のトラブル解決

その他特記事項等

- ・当社労士会においては、毎月3～4回の無料相談会を開催しています。
また、社労士会総合労働相談所における無料相談も受け付けています。
(開催日・開催場所・連絡先は、「山梨県社会保険労務士会」のホームページを御覧ください)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県司法書士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地1
名称	長野県司法書士会調停センター
	TEL: 026-232-7492
	E-mail: lei01722@nifty.ne.jp
	URL: https://www.na-shiho.or.jp
	認証番号【122】
	認証年月日 平成25年2月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～ 貸金・損害賠償等の金銭請求に関する紛争、相隣関係に関する紛争、不動産(賃貸借・敷金返還・売買)等に関する紛争、その他140万円を超えない民事紛争を広く扱う～
* 長野県内で調停を開催できる事案を想定しています。

アピールポイント

- ・運営スタッフ、調停手続実施者(調停人)は、全て紛争解決能力に優れた長野県司法書士会の会員です。
- ・受付等の事務手続は平日に限らせていただきますが、調停の実施は、当事者のご都合にあわせて、休日や夜間でも対応いたします。
- ・調停の実施場所については、当事者のお住いの地域内にするなど柔軟に対応いたします。
- ・激甚災害による紛争の場合、手数料は無料になります。(令和元年台風第19号による災害を起因としたトラブルも対象となります。詳細については、お電話でお問い合わせください。)

手数料

申請手数料	3,300円(税込み) *激甚災害による紛争の場合、免除になります
期日手数料	期日の回数にかかわらず11,000円(税込み) *同上
成立手数料	不要
その他	上記のほか、閲覧手数料等がある

実施方法

事前相談	面談等による無料の事前相談を実施
実施日時	調停実施日時については、本センターと当事者の合意により決定
手続実施者の構成	司法書士2名を原則とする
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	—
オンライン調停	実施に向けて準備中

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・動産の毀損に伴う損害賠償に関するトラブル
 - ・金銭の支払に関するトラブル
 - ・隣地土地所有者同士の土地の利用関係をめぐるトラブル
 - ・賃貸建物の退去費用をめぐるとのトラブル



その他特記事項等

長野県司法書士会ホームページ(<https://www.na-shiho.or.jp>)トップページ上部中央の「調停センター」をクリックしていただくと、手続の流れが分かります。



話し合いによる円満な解決を目指しませんか？



認証ADR機関の基本情報	
事業者名	長野県社会保険労務士会
住所	長野県長野市中御所1丁目16-11
名称	社労士会労働紛争解決センター長野
	TEL: 026-267-6200
	E-mail: jimukyoku@sr-nagano.or.jp
	URL: http://www.sr-nagano.or.jp/modules/pico/index.php/cont
	認証番号【099】
	認証年月日 平成23年4月11日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
長野県のみ対応可能	
アピールポイント	
あっせん委員は、労務管理等の業務に精通する特定社会保険労務士のうち、特に労働問題に精通し、かつ、個別労働関係法則に関し造詣が深く、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者の中から選任されます。また、長野県社会保険労務士会労働相談所と連携し、手続きを実施する前に無料で相談を受けることができます。	
手数料	
申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	あっせん委員が出張した場合等は交通費等の実費を請求する場合があります
実施方法	
事前相談	電話または面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前9時～午後5時
手続実施者の構成	あっせん委員である特定社会保険労務士2名の構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇に対するあっせんの申立て ・パワーハラスメントに対するあっせんの申立て ・日常的なハラスメントによる精神疾患及び退職を余儀なくされたことに対するあっせんの申立て ・試用期間満了による雇止めに関する相談 	
その他特記事項等	
 	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県土地家屋調査士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地2
名称	境界問題解決支援センター長野
	TEL: 026-232-5501
E-mail:	
URL: http://www.nagano-chosashi.org/	認証番号【051】 認証年月日 平成21年12月18日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 長野県内のみの土地の境界に関する紛争

アピールポイント

- ・当センターは平成21年に認証を受け、認証紛争解決事業者としては全国で51番目、長野県では第1号です。
- ・境界紛争に関わる事件に対して、弁護士との協働で対処するため、利用してもらうことにより迅速、又、適切な処理ができる解決方法を図るようにしています。
- ・実施場所は利用者の負担軽減の為、県内4地区にて設定しています。
- ・紛争解決のための窓口としての相談業務の充実を図っています。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	1回目(申立人負担) 22,000円、2回目以降(当事者負担)期日ごとに各自11,000円
成立手数料	(当事者の意見を聴き負担割合を決める) 110,000円
その他	上記のほか、調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	なし
実施日時	月～金/午前10時～午前12時、午後1時～午後4時30分まで (ただし、祝祭日他運営規程に定める日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月を目標として半年を目途にしている
オンラインによる申込み	実施していません
オンライン調停	実施していません

解決事例・相談事例等

【解決事例】

申立人及び相手方が所有する土地の境界位置に認識の相違があった。
現地調停を含め4回の調停を行った結果、両者が合意に至り、和解が成立した。

その他特記事項等

調停の実施場所は、紛争土地所在地・申込者の居住地を勘案して、県内東信・北信・中信・南信4か所のいずれかに設定しています。

相手方不応諾の場合については、申込手数料の80%は返還いたします。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県行政書士会		
住所	長野県長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館		
名称	長野県行政書士紛争解決センター		
	TEL: 026-224-1300		
	E-mail: gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp	認証番号【161】	
	URL: https://www.nagano-gyosei.or.jp/	認証年月日 平成31年2月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ★外国人関係・・・職場のトラブル(従業員の方・事業所の方)、学校内のトラブルなど
- ★ペット関係・・・咬みつき事件(被害側、加害側)、医療事故、所有権、売買トラブルなど
- ★住宅敷金関係・・・敷金返還・原状回復に関するトラブル、契約終了に伴うトラブルなど
- ★自転車事故関係・・・自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故に伴うトラブルなど

アピールポイント

- ◎電話でのお問い合わせについては、センター長が対応いたします。
- ◎開催場所は、長野県行政書士会館(長野市)のほかに長野県内各所ご希望の場所(公民館やその他公共施設)で開催できます(出張費用負担なし)。
- ◎相談料無料。申込手数料無料。
- ◎相手方が話し合いに応じない場合は、期日手数料は返還します。
- ◎別席調停可能です。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	紛争解決額の100分の5(11,000円に満たない場合は11,000円)
その他	※申込手数料、成立手数料は、当面(令和8年3月31日まで)無料とします。

実施方法

事前相談	面談による無料の受付相談を実施します(※出張相談可能)
実施日時	原則水曜日10:00~16:00(※調停期日は当事者間で調整します)
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	1か月~3か月
オンラインによる申込み	研究中
オンライン調停	研究中

解決事例・相談事例等

- ペット関係の事件、「友人と共有しているペットの犬の所有に関するトラブル」を調停により即日解決。
- ★住宅敷金関係について、①賃貸住宅の家主が変更し、新旧の両家主から賃料請求を受けているがどうしたらいいか相談。②賃貸住宅退去時に家主から清算金を請求されたが、敷金返還等の内容に疑義があるという相談。
- ★自転車事故関係について、①自転車を運転していた相談者が、歩行者をはねる事故。自転車保険、傷害保険などに加入していないとの相談。

その他特記事項等

まずは、ご相談ください。

 **長野県行政書士紛争解決センター**
TEL.(026)224-1300 FAX.(026)224-1305
<https://www.nagano-gyosei.or.jp/>

お問い合わせ 受付 平日10:00~16:00
具体的なご相談 水曜日10:00~16:00(要予約)

 **かいつりポート**  **長野県行政書士会**
法務大臣認定 長野県紛争解決機関 第161号



認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県司法書士会		
住所	岐阜県岐阜市金竜町五丁目10番地の1		
名称	岐阜県司法書士会司法書士調停センター(愛称:あゆみ)		
	TEL: 058-246-1568		
	E-mail: XLQ06160@nifty.com	認証番号【152】	
	URL: http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/	認証年月日	平成29年4月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)

岐阜県のみ対応可能

アピールポイント

- ・ご希望により、土日、夜間での対応も可能です。
- ・手続きを実施する前に、無料で相談を受けることができます。
- ・手数料の減免制度があります。
- ・相手方が話し合いに応じない場合、手数料を返還します。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	1期日11,000円
成立手数料	33,000円
その他	閲覧、謄写手数料、証明書発行手数料があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談可能
実施日時	平日午前9時～午後5時(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	司法書士1名を原則
解決までの標準期間	3回以内の期日
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】身近な金銭のトラブル 建物賃貸借のトラブル

その他特記事項等

調停人が当事者間の対話を促進することにより、より柔軟な解決を目指します。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	岐阜県社会保険労務士会
住所	岐阜県岐阜市藪田東二丁目11番地11
名称	社労士会労働紛争解決センター岐阜
	TEL: 058-272-2470
	E-mail: office@gifu-syarousi.or.jp
	URL: https://gifu-syarousi.or.jp/
	認証番号【060】
	認証年月日 平成22年2月10日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】個別労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) 岐阜県内の事業所で発生した紛争もしくは、被申立人の住所地が岐阜県内にあるもの。	
アピールポイント	
当センターは、平成22年の認証取得以降、申立件数の総数は59件、被申立人からの応諾件数は44件で、応諾率(応諾件数/申立件数)は約75%です。 また、被申立人から応諾があったもののうち和解件数は37件で、和解成立率(和解成立件数/応諾件数)は約84%の実績があります。 令和7年3月31日までは、申立手数料は無料となっております。	
手数料	
申請手数料	3,000円(税別) ただし、令和7年3月31日までは無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合、交通費等の実費を請求する場合があります。
実施方法	
事前相談	電話・面談相談とも月曜日、水曜日、金曜日 午後1時～午後5時まで (電話相談の受け付けは午後4時30分まで)
実施日時	月曜日～金曜日/午前9時～午後5時 (祝日及び8月14日～16日、12月29日～1月4日までを除く。)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 ・解雇によるトラブルについて、被申立人が和解金を支払うことで和解した。 ・安全配慮義務違反による損害賠償請求について、被申立人が謝罪し、解決金を支払うことで和解した。 ・パワハラによる慰謝料請求について、被申立人の管理不足も認めないことから慰謝料を含めた解決金を支払うことで和解した。 ・申立人(使用者)から雇用契約の合意解約を求める事案について、申立人(使用者)側が和解金を支払うことで和解した。	
その他特記事項等	
あっせん申立てに関する相談は、岐阜県社会保険労務士会 総合労働相談所を御利用ください。 【総合労働相談所】 所在地:岐阜県岐阜市藪田東二丁目11番地11 電話:058-272-2470 電話・面談相談とも月曜日、水曜日、金曜日 午後1時～午後5時まで (電話相談の受け付けは午後4時30分まで) 費用:無料	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県土地家屋調査士会
住所	岐阜市田端町1番地の12
名称	境界紛争解決センターぎふ
	TEL: 058-245-0236
	E-mail: adrc-gifu@bz04.plala.or.jp
	URL: http://www.gi-cho.com/
	認証番号【137】
	認証年月日 平成27年4月27日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
(岐阜県に所在する土地が対象、ただし岐阜県に隣接している土地や当事者の一方が岐阜県に住所を有するときに認められる場合があります。)

アピールポイント

- ・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
- ・申立の前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談にあたります。
- ・土地家屋調査士会「境界紛争解決センターぎふ」と、法務局「筆界特定制度」との連携を図っており、筆界特定後の境界標識設置について、簡易調停を行いません。
- ・越境物に関する覚書を作成するための「覚書調停」を行います。
- ・時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	22,000円(税込) ※相手が不応諾の場合は実費を除き返還します。
期日手数料	毎回22,000円(税込) 1回目申立人負担、2回目以降原則当事者半額負担
成立手数料	110,000円(税込) 当事者の意見を聴き負担割合を決める。 ※期日2回以内で成立の場合は不要。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、測量・鑑定、旅費、閲覧・謄写費用がある。

実施方法

事前相談	予約制による無料相談あり。
実施日時	毎週月～金曜日 / 午前9時～午後5時(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3～5か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

売買で所有権を取得した新所有者に対し、隣接地所有者から「移転した土地の一部について、前所有者と交換した事実がある。まだその約束が履行されていない」との申立てがあった。
対象地は測量が近年に行われていた土地であったことから、当時の約束した部分について分筆交換する和解が成立した。

その他特記事項等



岐阜県土地家屋調査士会は境界紛争ゼロを目指しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県司法書士会		
住所	静岡市駿河区稲川一丁目1番1号		
名称	静岡県司法書士会調停センターふらっと		
	TEL: 054-282-8741		認証番号【025】
	E-mail: adr@s-flat.net		認証年月日 平成21年1月19日
	URL: https://www.s-flat.net/		

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事に関する紛争(全般)】

遺産分割に関するトラブル、賃料敷金に関するトラブル、お金の貸し借りに関するトラブル、慰謝料に関するトラブル等 ※出張の場合は、静岡県内のみ対応可能

アピールポイント

- ・相手方が話し合いの場に出て来ていただければ、7割以上の割合で合意(解決)が生まれています。
- ・しかも、一旦、合意した約束はほとんど守られています。
- ・土日祝日、夜間での話し合いにも対応します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	140万円以下…無料 140万円を超え300万円以下…金33,000円+(合意金額-140万円)×5% 300万円を超え1,000万円以下…金121,000円+(合意金額-300万円)×3% 1,000万円超…金352,000円+(合意金額-1,000万円)×1% 算定不能 55,000円
その他	遺産分割事件・離婚等請求事件についてはHPで確認してください。

実施方法

事前相談	面談等による無料の事前相談を実施
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(受付)
手続実施者の構成	司法書士1名又は2名
解決までの標準期間	1か月～3か月
オンラインによる申込み	書面による申込みとなります。
オンライン調停	オンライン調停を実施しています。

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・お金の貸し借りに関するトラブル
- ・賃料、敷金に関するトラブル
- ・売買代金に関するトラブル
- ・慰謝料に関するトラブル

【想定事例】

- ・給料の未払に関するトラブル
- ・遺産分割に関するトラブル
- ・離婚等に関するトラブル

その他特記事項等

裁判にまでは
したくない…

でも…トラブルを
解決したい…



静岡県司法書士会調停センター

ふらっと

わたしたち司法書士が
話し合いのお手伝いをします!

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県社会保険労務士会		
住所	静岡県静岡市葵区東鷹匠町9番2号		
名称	社労士会労働紛争解決センター静岡		
	TEL: 054-249-1101		
	E-mail: info@sr-shizuoka.or.jp	認証番号【083】	
	URL: https://www.sr-shizuoka.or.jp/adr/	認証年月日	平成22年12月24日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【紛争の分野】労働関係紛争・職場におけるハラスメントの紛争
【対応可能地域】静岡県内

アピールポイント

- ・あっせんの場合は、原則として静岡市ですが、当事者の近隣地区を会場とすることも可能です。
- ・労働問題に精通した特定社会保険労務士があっせん委員となり、和解案をご提案します。
- ・あっせんの場合は、原則として1回(1日)の手続きでトラブルを解決を支援致します。

手数料

申請手数料	3,150円(税込) 但し、令和7年12月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談が可能です。
実施日時	月曜～金曜日(休日・祝日は除く)
手続実施者の構成	あっせん委員2名(特定社会保険労務士)
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・退職関係(解雇・退職トラブル)
- ・職場のいじめ(ハラスメント)
- ・未払残業代請求
- ・退職金
- ・労働条件の不利益変更

その他特記事項等

その他詳細は、社労士会労働紛争解決センター静岡の下記QRコードをご参照下さい。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県行政書士会		
住所	静岡県静岡市葵区駿府町2番113号		
名称	行政書士ADRセンター静岡		
	TEL: 050-3784-8210		
	E-mail: なし(最初は電話で事前相談の予約)	認証番号【155】	
	URL: https://www.sz-gyosei.jp/adr/	認証年月日	平成30年4月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

静岡県における外国人と日本人との間のトラブル(国際結婚に伴う在留資格、学校内・職場内・地域での文化的価値観に起因するもの)

アピールポイント

当会は県内に居住する外国人との共生社会実現に向けてADR他各種相談会を実施しています。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	5,500円/期日毎
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	受付後、別途日時に相談者に面談し、相談者の意向を確認します。
実施日時	毎月第二水曜日13時～16時
手続実施者の構成	行政書士20名、弁護士1名(静岡県行政書士会顧問弁護士)
解決までの標準期間	1か月
オンラインによる申込み	準備中
オンライン調停	準備中

解決事例・相談事例等

まだ、相談事例ですが、「学校内でのイジメ」「障害手帳所持者の外国人への職場内ハラスメント」「外国人家庭の料理の匂いに対する日本人からの苦情」等の案件が寄せられています。一部は手続開始準備中の案件もあります。

その他特記事項等

県内自治体や関係諸機関、金融機関と連携し、外国人および日本人向けの相談会を実施しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県土地家屋調査士会
住所	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号
名称	静岡境界紛争解決センター
	TEL: 054-282-0910
	E-mail: info@shizuoka-chosashi.or.jp
	URL: https://www.shizuoka-chosashi.or.jp
	認証番号【078】
	認証年月日 平成22年9月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
原則として目的となる土地の所在地が静岡県の場合のみ対応可能

アピールポイント

境界問題には当事者の思いが複雑に絡まっていることを念頭に置いて、
自主交渉援助型調停を実施しています。

手数料

申請手数料	55,000円(税込)
期日手数料	22,000円(税込)
成立手数料	154,000円(税込)
その他	測量・鑑定費用、調査費用 必要に応じて

実施方法

事前相談	毎月第2火曜日開催の無料相談会にて対応
実施日時	月～金/午前9時～午後4時30分
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】
隣地のフェンスを境界と思い込み、物置を設置した。その後物置が越境していることが判明し、
問題となったが、調停による話し合いによって和解成立した。

その他特記事項等

静岡県土地家屋調査士会は境界紛争ゼロを目指しています。

認証ADR機関の基本情報						
事業者名	愛知県弁護士会					
住所	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号					
名称	愛知県弁護士会紛争解決センター					
	TEL: 052-203-1777					
	E-mail:			認証番号【012】		
	URL: http://www.aiben.jp/			認証年月日 平成20年6月2日		
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)						
紛争の分野 : 【民事一般】民事に関する紛争(全般) 対応可能領域 : 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。						
アピールポイント						
ちょっとした法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない、そんなときに最適な制度です。 ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話し合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する(和解のあっせん)ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断(仲裁判断)します。 民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和3年度は応諾率(話し合いのテーブルについての割合)69.4%、終了事件の解決率38.8%(応諾事件解決率55.9%)です。						
手数料						
申請手数料	申立手数料として11,000円(税込)					
期日手数料	不要					
成立手数料	URL (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html) 参照					
その他	URL (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html) 参照					
実施方法						
事前相談	不可					
実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで					
手続実施者の構成	弁護士1人(ただし、事案により3人まで増員することがあります。)					
解決までの標準期間	約5か月					
オンラインによる申込み	不可					
オンライン調停	不可					
解決事例・相談事例等						
【解決事例】						
◆申立人と相手方が協議離婚すること及び解決金を申立人が相手方へ支払うことで合意した。(離婚紛争)						
◆交通事故による車両修理費の請求に関し過失割合に争いがあったが、過失割合につき折合がつき、和解成立した。(交通事故)						
◆近隣住民及びその飼い犬の接近禁止等を求めた事件で、接近禁止に加え、飼い主の責任を自覚させ、互いの尊重を合意した。(近隣紛争)						
◆准看護師が勤務先の病院に対し未払残業代の支払を請求した事案で、勤務状況を確定し残業代を支払うことで和解が成立した。(労働関係紛争)						
◆歯科治療に際し、医師の説明不足により意に沿わない治療をされたとする事案で、解決金の支払や守秘条項を入れた和解が成立した。(医療紛争) 等々です。						
その他特記事項等						
		受案件数	終了件数	終了件数の事由の別		
				①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2021	年 度	128	161	62	43	56
2020	年 度	164	168	69	40	59
2019	年 度	204	192	70	56	66

認証ADR機関の基本情報						
事業者名	愛知県弁護士会					
住所	愛知県岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10					
名称	愛知県弁護士会 西三河支部紛争解決センター					
	TEL: 0564-54-9449		E-mail:		認証番号【012】	
	URL: http://www.aiben.jp/				認証年月日 平成20年6月2日	
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)						
紛争の分野 : 【民事一般】民事に関する紛争(全般) 対応可能領域 : 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。						
アピールポイント						
ちょっとした法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない、そんなときに最適な制度です。 ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話し合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する(和解のあっせん)ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断(仲裁判断)します。 民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和3年度は(ただし、西三河支部のみの割合となります)応諾率(話し合いのテーブルについての割合)92.6%、終了事件の解決率37.0%(応諾事件解決率40.0%)です。						
手数料						
申請手数料	申立手数料として11,000円(税込)					
期日手数料	不要					
成立手数料	URL (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html) 参照					
その他	URL (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html) 参照					
実施方法						
事前相談	不可					
実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで					
手続実施者の構成	弁護士1人(ただし、事案により3人まで増員することがあります。)					
解決までの標準期間	約5か月					
オンラインによる申込み	不可					
オンライン調停	不可					
解決事例・相談事例等						
【解決事例】 ◆申立人と相手方が協議離婚すること及び解決金を申立人が相手方へ支払うことで合意した。(離婚紛争) ◆交通事故による車両修理費の請求に関し過失割合に争いがあったが、過失割合につき折合がつき、和解成立した。(交通事故) ◆近隣住民及びその飼い犬の接近禁止等を求めた事件で、接近禁止に加え、飼い主の責任を自覚させ、互いの尊重を合意した。(近隣紛争) ◆准看護師が勤務先の病院に対し未払残業代の支払を請求した事案で、勤務状況を確定し残業代を支払うことで和解が成立した。(労働関係紛争) ◆歯科治療に際し、医師の説明不足により意に沿わない治療をされたとする事案で、解決金の支払や守秘条項を入れた和解が成立した。(医療紛争) 等々です。						
その他特記事項等						
		受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
				①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2021	年度	128	161	62	43	56
2020	年度	164	168	69	40	59
2019	年度	204	192	70	56	66

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県司法書士会		
住所	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号		
名称	愛知県司法書士会調停センター		
	TEL: 052-683-6683		
	E-mail:	認証番号【118】	
	URL: https://www.ai-shiho.or.jp/	認証年月日	平成24年8月3日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ①相続に関する紛争(相続財産に不動産を含むもの) ※紛争の目的の価額に制限はありません。
- ②不動産賃貸借に関する紛争 ※紛争の目的の価額に制限はありません。
～家賃不払、建物明渡し、立退き料、原状回復、敷金返還等
- ③民事に関する紛争(紛争の目的の価額が140万円以下のもの)
～貸金返還、請負代金不払、給料・残業代不払、慰謝料・損害賠償請求等
※全国対応可能(ただし、調停は愛知県司法書士会調停センターでの開催に限る。)

アピールポイント

☆相続や金銭に関するトラブルを話し合いで解決してみませんか?
「裁判だとちょっと大げさな気がする。話し合いでどうにかしたい。」「利害関係のない第三者に入ってもらい、納得のいく解決方法を話し合いたい。」
当センターは、トラブルを話し合いによって解決したいという方のために、話し合いの場を提供して、トラブル解決のお手伝いをしています。
☆ご希望に合わせて、平日の夜間や土日祝日にも話し合いをすることができます。平日の日中だと仕事で忙しいという方にも、無理なくご利用いただけます。

手数料

申請手数料	金2,000円+(相手方の数×1千円)
期日手数料	当事者一人につき金1万円(調停期日3回分)
成立手数料	合意成立の価額が60万円以下:無料 合意成立の価額が60万円超:合意成立の価額に率を乗じ、加算額を加えた額
その他	期日手数料と成立手数料については、資力に乏しい方に対する減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

実施方法

事前相談	電話や面談による無料の事前相談に司法書士が対応しています。
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(祝日を除く。) ※ご希望により上記の時間外でも対応しております。
手続実施者の構成	司法書士2名(事案により1名は弁護士を選任)の2名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応

解決事例・相談事例等

【解決事例】
[相続]遠方の実家や農地、預貯金等の分け方を決め、お墓や遺骨についても話し合う場となった。
[家賃不払]滞納家賃を分割して、毎月の家賃に上乗せして支払うことで合意。
[原状回復]納得がいかなかった原状回復費用について、当初の請求額より低い金額で合意。
[立退き料]折り合いがつかなかった立退き料について、期日1回で合意。早期の明渡しを実現。

その他特記事項等

☆お問い合わせいただく場合には、愛知県司法書士会調停センター(問い合わせ先: 052-683-6683)にお電話ください。司法書士が無料で問い合わせの対応をしています。
☆調停センターでの話し合いは非公開で行われます。他人に知られることなく話し合いができますので、安心してご利用ください。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター		
住所	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内		
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 名古屋支部		
	TEL: 052-203-1651		
	E-mail:	認証番号【119】	
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日	平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3:商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

◀1> 背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

◀2> 申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

◀3> 被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

◀4> 争点 商標登録の有効性。

◀5> 結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

◀6> 本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県社会保険労務士会		
住所	愛知県名古屋市中熱田区三本松町3番1号		
名称	社労士会労働紛争解決センター愛知		
	TEL: 052-884-2221		
	E-mail: kaiketu@aichi-sr.com	認証番号【034】	
	URL: http://www.aichi-sr.or.jp/contribution/2020060815403752.html	認証年月日	平成21年8月13日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争

(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)

※ 申立ては日本全国からできますが、あっせん手続の場所は事務所所在地を原則とします。

アピールポイント

- ・ あっせん人は特定社労士2人と弁護士1人で構成しており、法律分野のアドバイスもできます。
- ・ あっせん手続(期日)において、最高3回まで開催することができます。1回目のあっせんでは解決できなくても、2回目以降で和解するケースもあります。
- ・ あっせん手続では双方の意見を交互にじっくり聞き、解決に向けた努力をします。
- ・ 専門相談室があり、あっせん申請のアドバイスもします。
- ・ 令和5年度末までは、双方当事者からの諸手数料は無料です。

手数料

申請手数料	3,300円(税込) <u>ただし、令和6年3月31日まで無料。</u>
期日手数料	当事者双方から3,300円(税込) <u>ただし、令和6年3月31日まで無料。</u>
成立手数料	解決額の5.5%(税込) <u>ただし、令和6年3月31日まで無料。</u>
その他	あっせん人が出張した場合などは、交通費などの実費を請求する場合があります。

実施方法

事前相談	面談での無料のあっせん申請書の作成を支援
実施日時	月～金/おおむね午前10時～午後6時頃
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、担当弁護士1名の3人体制
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・ 事業主が賃金や退職金を払ってくれないため、その支払いを求めるトラブル
- ・ 事業主から解雇の通告を受けたが、解雇されるような理由がないとしてその有効性についての争い
- ・ セクハラ・パワハラに関するトラブル など

その他特記事項等

職場での事業主と労働者のトラブルがあればお気軽にご相談ください。



詳細はこちら (<https://www.aichi-sr.or.jp/contribution/2020060815403752.html>) をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県土地家屋調査士会		
住所	名古屋市西区新道一丁目2番25号		
名称	あいち境界問題相談センター		
	TEL: 052-586-1200		
	E-mail: webmaster@chosashi-aichi.or.jp	認証番号【096】	
	URL: https://www.chosashi-aichi.or.jp/	認証年月日	平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

土地(原則として愛知県内の土地)の筆界が現地で明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む。)

アピールポイント

令和3年1月27日から以下のとおり減額し、ご利用いただきやすくなりました。
申立費用は3,300円(消費税込み、以下同じ:従前5,000円、従前は消費税別、以下同じ)、相手方承諾後の期日費用として、第1回目に申立人のみ7,700円で相手方は無料(従前は、相手方承諾時に申立人から15,000円及び当事者双方が調停期日ごとに各5,000円の支払い)、成立費用は110,000円(従前150,000円)です。また、法務局の筆界特定制度による筆界特定後に、境界標を設置するための調停(簡易調停)については、和解の成立費用も無料です(ただし、2回目までの調停で成立した場合に限ります。)

手数料

申請手数料	3,300円
期日手数料	第1回調停期日のみ申立人のみ7,700円、第2回目からは無料
成立手数料	110,000円
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の調停申立手続に関する事前説明を実施
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	取り扱っていません。
オンライン調停	取り扱っていません。

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】 ①筆界の紛争及び越境物に関する和解の成立
②地方自治体を相手方とした筆界の紛争
- 【相談事例】 相談者から隣地所有者に対し、何度も立会いを求めたが、隣地所有者は、境界に関する主張等を述べることなく、立会いの依頼に応じないため、境界が確認できない事例

その他特記事項等

当センターでは、境界に争いがある場合だけでなく、①境界立会いを申し入れても応じてもらえない場合、②境界については認めているものの立会確認書に印鑑をもらえない場合などにも利用していただけます。
境界問題でお困りの方は、まず、当センターに御相談ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	愛知県行政書士会
住所	〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵一丁目15番30号
名称	行政書士ADRセンター愛知
	TEL: 052-908-3021
	E-mail: info@aichi-gyosei.or.jp
	URL: https://www.aichi-gyosei.or.jp/adrcenter/
	認証番号【062】
	認証年月日 平成22年3月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
紛争分野	①敷金返還、原状回復のトラブル ②外国人の就労・就学トラブル ③自転車事故トラブル ④愛護動物トラブル
	対応可能地域: 愛知県内
アピールポイント	
<p>面談は毎月第1・3の火曜日に行い、電話による事前相談は月曜日から金曜日の10時～16時に受け付けています。相談はいずれも無料で行っています。</p> <p>◇和解成立の実績は 25件中11件です。(令和4年11月現在) ◇和解・仲介の実施に際しては、手続実施弁護士も同席し適切な解決を目指しています。</p>	
手数料	
申請手数料	3,600円(申込人)
期日手数料	3,600円(申込人、相手方共)
成立手数料	不要
その他	
実施方法	
事前相談	【手続説明会】 毎週火曜日・木曜日、午前10時～午後4時まで(祝日・休日・年末・年始は休み) ※当面は第1・3火曜日のみ実施
実施日時	月曜日から金曜日、午前10時～午後4時のなかで実施
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名で対応
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原状回復費用の減額 ・敷金の返還 ・自転車と歩行者がぶつかった事例で、治療費と休業補償の獲得 <p>【相談事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの購入に当たり、血統書の交付がされなかった ・ペットが吠えかかり、驚いた人が自分の犬を抱き上げたときに肩を脱臼した ・自転車で前方の自転車を追い越した際、追突し双方入院した、本人の保険が失効中の相談 ・中国人がアパートを借りるときのトラブル相談 ・3年経ったら正社員にする約束が、5年経っても臨時雇用のままなので正社員になれないか 	
その他特記事項等	
<p>令和2年度 受理2件、終了2件(和解成立0件、相手方の不応諾1件、その他1件) 令和3年度 受理2件、終了2件(和解成立0件、相手方の不応諾2件、その他0件) 令和4年度 受理0件</p>	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	公益社団法人家庭問題情報センター
住所	名古屋市千種区内山3丁目28番6号 マンション森4階D号室
名称	名古屋ファミリー相談室
	TEL: 052-753-4340
	E-mail: info@fpic-nagoya.com
	URL: http://www.fpic-nagoya.com
	認証番号【027】
	認証年月日 平成21年4月15日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>婚姻関係の維持又は解消、子の監護に関する紛争(面会交流等)等について調停を行います。</p> <p>対応可能地域は、原則として、愛知県及び愛知県に近接する岐阜県及び三重県の地域の方を対象にしています。</p>	
アピールポイント	
<ol style="list-style-type: none"> 1 調停は、原則として、双方が同席の上で、話し合いにより、自主的な解決を目指します。 2 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家庭裁判所調停委員、弁護士等長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立公平な立場で調停を進めます。 3 日曜・夜間を含め、当事者の希望に沿った時間帯で実施できるよう可能な限り応じます。 4 調停期日は5回又は3か月以内の早期解決に努めます。 5 調停手続は非公開で実施します。 6 申込前の事前相談は無料で行います。 	
手数料	
申請手数料	各自 3,000円
期日手数料	各自 10,000円
成立手数料	不要
その他	調停合意書等の文書作成料、一通につき5,000円
実施方法	
事前相談	電話又は面接相談に無料で応じます。
実施日時	平日、土曜日、日曜日、祝日の午前10時、午後3時、午後6時
手続実施者の構成	元裁判官、元調停委員等の内、原則2人で実施します。
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。
オンライン調停	オンライン調停の実施については準備中です。
解決事例・相談事例等	
<p>未成年の子がいる別居中の夫婦の事例です。離婚か円満同居かの話し合いができなかったが、家庭裁判所の調停は望まなくて、当室の調停を求めてきたものです。当室で双方同席の調停を実施し、離婚、親権者、養育費、面会交流等についての合意ができ、合意書の作成に至りました。</p>	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報は、当相談室のホームページをご覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	三重県社会保険労務士会
住所	三重県津市島崎町255
名称	社労士会労働紛争解決センター三重
	TEL: 059-228-4994
	E-mail: info@mie-sharoushi.or.jp
	URL: http://www.mie-sharoushi.or.jp/
	認証番号【073】
	認証年月日 平成22年8月4日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～ 労働条件、雇用期間、賃金、安全衛生、退職、退職金、退職理由、解雇、パワハラ、
労災事故、雇用保険、社会保険、その他の労働契約に関する紛争
※ 三重県のみ対応可能

アピールポイント

- ・当センターは、平成22年8月4日に法務大臣の認証を得て、三重県社会保険労務士会が運営する民間の紛争解決機関です。また、厚生労働大臣指定の個別紛争解決機関です。
- ・労働問題に詳しい国家資格者である社会保険労務士が、その専門知識を活かして、中立・公正な立場で個別労働関係紛争の解決を図る機関です。
- ・誰でも気軽に利用でき、迅速・円満に解決のお手伝いをします。

手数料

申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	実施なし
実施日時	月曜日から金曜日 午前10時～午後4時
手続実施者の構成	社会保険労務士2名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・退職、解雇に関するトラブル
 - ・賃金未払に関するトラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会のホームページやかいけつサポートホームページ (<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0073.html>) を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	三重県行政書士会
住所	三重県津市広明町328番地 津ビル2階
名称	行政書士ADRセンター三重
	TEL: 059-253-3760
	E-mail: adr@mie-gyoseisyoshi.jp
	URL: https://mie-gyoseisyoshi.jp/adr
	認証番号【169】
	認証年月日 令和3年3月31日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】

- ・三重県内の事業所に就労している外国人の職場環境に関する紛争
- ・三重県内の学校に在籍する外国人の教育環境に関する紛争
- ・三重県内で発生した愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ・三重県内に所在する建物の建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争

【交通事故関係】

- ・三重県内で発生した自転車事故に関する紛争

アピールポイント

- ・当事者の一方がオンライン調停を希望する場合は、Web会議システム等を利用して調停に参加することができます。
- ・調停手続きに関する説明(事前相談)は無料で行います。
- ・申請手数料10,000円(税込)は申込みを不受理とした場合には、その全額を返還します。
- ・三重県外において発生した紛争であっても当事者が希望し、当センターで実施することが相当と判断した場合は対応可能となります。

手数料

申請手数料	10,000円(税込) 申込人負担
期日手数料	第1回期日: 10,000円(税込) 申込人負担 第2期以降: 20,000円(税込) 当事者双方で折半が原則
成立手数料	合意書作成料として20,000円(税込) 当事者双方で折半が原則
その他	指定場所以外で実施する場合は調停人の日当及び交通費等の費用がかかります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	原則として毎週火曜日・水曜日午前10時～午後4時まで (年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く)
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当事者の一方のみ、Web会議システムを利用した調停が可能

解決事例・相談事例等

【想定される事例】

- ・外国人に対する職場のハラスメント、職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ、外国人就学者の学校に対するクレーム
- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故やペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・自転車と自転車の衝突、自転車と歩行者との衝突、自転車が引き起こした物損事故
- ・敷金精算に関する紛争、賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争

その他特記事項等

当センターは、専門的なトレーニングを受けた調停人のサポートにより、しっかりと話し合っていたくことで、当事者の気持ちも十分に配慮することができること、当事者の都合に合わせるなど柔軟性があること、手続は非公開で進められることなど様々な点で安心してご利用いただけます。

その他詳細な情報については、当センターホームページをご覧ください。
<https://mie-gyoseisyoshi.jp/adr> 右のQRコードからアクセスできます。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県司法書士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	滋賀県司法書士会調停センター「和(なごみ)」
	TEL: 077-525-1093
	E-mail: shigakai@sigatukasa.or.jp
	URL: https://sigakai.com/nagomi/
	認証番号【026】
	認証年月日 平成21年1月20日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【取扱う紛争分野】民事に関する紛争一般(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～特に貸金・債務関係、不動産利用関係、近隣紛争などの案件を広く扱う。
- 【対応可能地域】滋賀県内全域

アピールポイント

- ・期日手数料3回目までは無料です。
- ・当センターは弁護士助言を受けずに認定司法書士が調停人となります。
- ・認証取得後受付件数は60件以上です。
- ・利用者の希望に応じ、可能な限り土日開催、県内出張開催を行っております。
- ・紛争の金額が10万円以下の場合、申立手数料を無料とし、諦めてしまいがちな少額案件の解決支援に力を入れています。

手数料

申請手数料	紛争の金額に応じ最大5,000円(税込)、紛争の金額10万円以下は無料
期日手数料	3回まで無料、4回目以降紛争の金額に応じ1回につき最大10,000円(税込)
成立手数料	合意により得られる利益の額に応じ最大10,000円(税込)
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(上記URLより)

実施方法

事前相談	特にありません。
実施日時	事例に応じ、17時以降や休日の開催も可能(要相談)
手続実施者の構成	認定司法書士2名
解決までの標準期間	約3～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	現在は不可(制度検討中)

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
知人間の貸金請求や損害賠償請求／未払家賃の請求／御近所同士や自治会内のもめ事／事業者と消費者とのトラブル／台風被害に関連する請求 など

その他特記事項等

双方の個別事情やお気持ちに十分配慮し、細やかにお話し合いをサポートすることを目指しております。友人知人間・親族間・職場内・地域内など、裁判所に持ち込むにはなじまないトラブルの解決にぜひ御利用ください。必ずしも調停期限内に解決しないこともありますが、「調停申入文書を送ってもらっただけで進展した」「相手の考えが分かった」「感情的なわだかまりが取れて、直接交渉が可能になった」といった事例も多数ありますので、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県社会保険労務士会
住所	滋賀県大津市打出浜2番1号「コラボしが」6階
名称	社労士会労働紛争解決センター滋賀
	TEL: 077-526-3760
E-mail:	認証番号【079】
URL: http://www.sr-shiga.com/	認証年月日 平成22年9月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働関係】労働者と事業主の間の個別的な紛争
解雇、雇い止め、賃金未払い、セクハラ、パワハラなど
【対応可能地域】紛争発生の事業所または相手方の住所のいずれかが滋賀県内の紛争

アピールポイント

平成22年の開設以来、年平均2件の申立てで、概ね和解成立で終結しています。
毎週土曜日には総合労働相談所を開設しており、無料で相談できますので、その際にあっせん申請のアドバイスを受けることができます。
原則1回のあっせん手続きで終結でき、裁判に比して早期解決できます。

手数料

申請手数料	11,000円 (ただし、令和6年6月12日まで無料。)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	随時
実施日時	毎週月～金(祝日・8/13～16・12/29～1/3除く)9時～17時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	原則オンラインでの申込でなく、面談を実施して申立の受理決定となります。
オンライン調停	オンラインによるあっせんは、実施しておりません。

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
上司によるパワハラの紛争について、双方の主張を根気よく聴いて、和解に導きました。
- 退職に関する紛争事例では、雇用保険喪失届の手続きの齟齬について、社労士の専門知識を駆使して解決金での決着となりました。

その他特記事項等

- 事前説明で申立書の記載方法その他を懇切丁寧に説明します。
- 手続きは非公開で、当事者ごとに部屋を用意し、互いに会うことはありません。
- 労働者だけでなく、事業主側からも、いずれも申立て可能です。
- あっせん手続自体は無論のこと、個人情報や会社機密その他が外部に漏れることはありません。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県土地家屋調査士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	境界問題解決支援センター滋賀
	TEL: 077-525-0923
	E-mail: adr-shiga@shiga-kai.jp
	URL: https://www.shiga-kai.jp/adr/index.html
	認証番号【029】
	認証年月日 平成21年5月19日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

【対応可能地域】 主に滋賀県内

アピールポイント

当センターの調停委員は、土地の境界に関する調査判断能力、測量技術を兼ね備えた土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が担当します。土地家屋調査士は日頃の業務においても土地所有者の皆様の土地に対する思い入れを理解し、その大切な土地のことでお隣同士もめごとになることがいかに大変かを実感しています。

調停では皆様のお気持ちを十分お聴きし、専門家としての意見も交えながら、最後は納得して話し合いが終わることができるようお手伝いをさせていただきます。相手はどうせ来ないだろうという心配の声もありますが、電話、手紙、訪問説明で話し合いへの参加を積極的に呼びかけています。

どうぞ、「裁判までは…」とお考えの方、難しい境界問題は一人で悩んでいても解決には向かいません。まずはセンターに御相談ください。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	22,000円
成立手数料	110,000円 ※調停期日が1～3回で成立した場合
その他	ただし手数料が無料の場合があります(期間限定)

実施方法

事前相談	法務局において弁護士との合同相談を実施
実施日時	月～金／午前9時～午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士1名 弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	準備中
オンライン調停	準備中

解決事例・相談事例等

【解決事例】

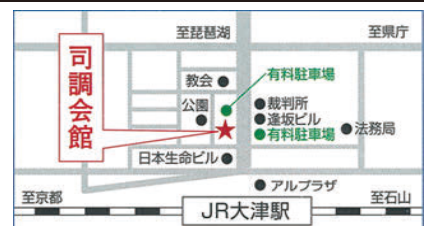
- ・境界の認識が合致せず登記できずに困っていたが、現地調停などの手続が丁寧に進められた結果、認識の一致が見られ紛争解決。登記完了につながった。
- ・現地の状況と法務局公図が違っていたことが主な原因で争いになったが、「境界問題の解決」だけにとらわれない柔軟な方法に双方が納得し、解決が図られた。

その他特記事項等

境界トラブルを専門家がサポート

境界 滋賀

検索



認証ADR機関の基本情報													
事業者名	京都弁護士会												
住所	京都市中京区富小路通丸太町下ル栴屋町1番地												
名称	京都弁護士会紛争解決センター												
	TEL: 075-231-2378		認証番号【005】										
	E-mail: なし		認証年月日 平成19年11月16日										
	URL: https://kyoto-adr.jp/												
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)													
<p>当事者の話し合いで解決できる民事に関する紛争であれば、どのような紛争でも受付します。</p> <p>紛争解決(ADR)は、京都弁護士会館のほか、京都駅前法律相談センター、丹後法律相談センター大宮相談所、綾部法律相談センター(綾部市市民ホール)、山城広域振興局 宇治総合庁舎でも利用可能です。</p>													
アピールポイント													
<p>以前は、紛争を解決するには、裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし、社会や人間関係が複雑化するに従い、紛争も複雑・多様化してきたため、種々の紛争パターンに応じた紛争解決制度が求められるようになりました。簡易・迅速な紛争解決の制度があれば、弁護士が法律相談で事案(紛争)の内容をお聞きして、適する事件について、相談者の皆様に、その解決制度を提示することができます。</p> <p>そこで、京都弁護士会は、2000年10月、民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。その後、2007年4月、名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更し、2007年11月にはADR法の認証を取得し、時効完成猶予効などの法上の効果も付与されました。</p> <p>この制度は、管轄を限定するものでなく、京都府外の方も広く利用できますので、お困りごとがあれば、皆様もぜひご利用ください。</p>													
手数料													
申請手数料	11,000円(税込)												
期日手数料	なし												
成立手数料	<p>和解あっせん・仲裁が成立した場合にお支払いいただきます。手数料額は原則として次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>・紛争の価格100万円以下の部分</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>・100万円を超え300万円以下の部分</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>・300万円を超え3,000万円以下の部分</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>・3,000万円を超える部分</td> <td>0.55%</td> </tr> </table> <p>上で示された金額を、紛争当事者で原則として半額ずつ、ご負担いただきます。</p>					・紛争の価格100万円以下の部分	8.8%	・100万円を超え300万円以下の部分	5.5%	・300万円を超え3,000万円以下の部分	1.1%	・3,000万円を超える部分	0.55%
・紛争の価格100万円以下の部分	8.8%												
・100万円を超え300万円以下の部分	5.5%												
・300万円を超え3,000万円以下の部分	1.1%												
・3,000万円を超える部分	0.55%												
その他	鑑定を利用した場合や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、あらかじめ、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上で、お知らせします。												
実施方法													
事前相談	弁護士による法律相談が必要												
実施日時	原則平日午前10時～午後5時												
手続実施者の構成	当会所属の弁護士で構成。事案によっては建築士などの専門家が構成員に加わる場合があります。												
解決までの標準期間	期日3回程度												
オンラインによる申込み	「コロナ対応臨時Web調停」(https://www.kyotoben.or.jp/adr.cfm)については、オンラインによる申立てが可能です(※かいけつサポートの認証外手続きです)。												
オンライン調停	2023年度から運用開始予定												
解決事例・相談事例等													
<ul style="list-style-type: none"> ・請負の瑕疵に基づき、注文者兼賃貸人及び賃借人に損害が生じた場合について、求償の循環を見越して三者間であっせん手続をしてスピーディーに一括解決が図られた事例。 ・相手方の配偶者と不貞関係となり、相手方から過大な慰謝料請求がなされた場合について、公平中立な第三者(あっせん人)を介して相当額を支払うことで円満解決が図られた事例。 ・株券の返還義務を負っている相手方に対し、分割して返還する旨の約束をさせ、一定期間ごとに期日を開催し、履行状況をあっせん人が確認することで全株の返還が実現され、結果として、申立人が配当金返還請求権を放棄した事例。 ・ビルの3階の一室を教室として賃借したが、1階で営業活動をしている賃貸人が、1階にある唯一の出入口のカギを施錠するようになり、教室運営に支障をきたしている場合について、当面の間(新たな合意が成立するまでの間)、教室が開かれている時間帯はカギを施錠しない旨の合意をし、新たな合意成立に向けた協力義務についても合意した事例。 													
その他特記事項等													
過去2年の取扱件数													
	受理件数	終了の事由(結果)											
		①和解成立	②相手方の不応諾	③その他	未終了								
2021年度	15	5	2	7	1								
2020年度	18	7	7	4	0								

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都司法書士会
住所	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1
名称	京都司法書士会調停センター
	TEL: 075-251-8741
	E-mail: JDY07437@nifty.com
	URL: http://siho-syosi.jp/
	認証番号【108】
	認証年月日 平成23年11月11日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】

民事に関する紛争(全般(ただし、登記手続関連の家事事務以外の家事事務を除く。))
～ 不動産関係(遺産分割・相続トラブル・賃貸借・敷金返還)
相隣関係(騒音・迷惑行為など)、パワハラ、いじめ、子どものトラブル、不法行為など

【対応可能地域】

当事者の住所地を限定しないが、調停は原則センターでの開催とします。
(なお、センター以外の場所で調停を行う場合、手続実施者及び手続実施弁護士の
交通費、会場費は当事者の負担となります。)

アピールポイント

- ・ 同席型、対話型の調停を実施しています。(メディエーションという手法です。)感染対策に留意しながら開催しています。
- ・ 話し合いたい、でも一人じゃ不安、という時にぜひ御利用ください。
- ・ 中立な第三者(司法書士・弁護士)が見守る中、当事者同士の話し合いによる解決を目指します。
- ・ 学校・職場、地域、親族など、お互いの関係性が継続する場合に向いています。
- ・ 強制力のない手続、しかも対話型の調停に相手方が参加してくれる事は、相手も話し合ってみたい、解決したいという証です。相手方に参加いただけるよう個別に連絡しています。
- ・ 利用相談無料 個別調整となりますが、日程も土日や平日夜間にも対応可能です。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	不要。ただし、合意書を作成する場合は手数料33,000円をいただきます。
その他	調停場所が当センター以外の場合、会場費等の実費を頂戴します。

実施方法

事前相談	月～金(祝祭日除く) 午前10時から午後4時
実施日時	月～金(祝祭日除く) 午前10時から午後4時 (左記以外の日時も対応可)
手続実施者の構成	司法書士1名、事案によって弁護士同席
解決までの標準期間	期日3回 約3か月を目途
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・ 賃貸トラブル (賃料増額の話から、明渡しに話が変わり、円満解決)
- ・ 遺産分割 (親族同士では中々話がまとまりませんでした。当センターの調停を経て握手で合意)

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0108.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都府社会保険労務士会
住所	京都市上京区今出川通り新町西入ル弁財天町332番地
名称	社労士会労働紛争解決センター京都
	TEL: 075-417-1922
	E-mail: kyosyarou@sr-kyoto.or.jp
	URL: http://www.sr-kyoto.or.jp/
	認証番号【013】
	認証年月日 平成20年6月9日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- [紛争の分野] 労働関係紛争
(解雇・賃金・ハラスメント等、職場のトラブルにおける労使間の個別労働紛争)
[対応可能地域] 紛争当事者のいずれかの住所又は所在地が京都府内であること

アピールポイント

- ・当センターは平成20年の認証取得以来、受理件数の総数は38件、うち和解成立は9件の実績となっています。
- ・あっせん員は専門の研修を受けた特定社会保険労務士で、事案の内容によっては弁護士も担当します。手続は簡単、公平・中立、迅速に和解を目指します。
- ・受付は毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後5時です。(社労士会館休業日は除く)
- ・毎週水曜日に無料相談会を開催しています。(予約制、土曜開催の時もあります。)
- ・令和6年3月31日までは、申立手数料は無料です。成立手数料等も徴求しません。

手数料

申請手数料	11,000円(消費税込み)ただし、令和6年3月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	毎週水曜日に無料相談会を実施。(予約制)
実施日時	原則 火・金 午後1時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士(事案の内容によっては弁護士も担当)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・残業代未払について和解が成立し、申立人・被申立人共に和解内容に納得された。
 - ・パワハラによりうつ病になったが、あっせんを申し立てたことにより、金銭解決ができ、和解が成立した。
 - ・解雇に伴う解決金の請求事案で、あっせんにより両者が納得いく金額で和解が成立した。

その他特記事項等

- ・窓口で申立書の記載方法も含め、懇切丁寧に説明します。
- ・原則1回のあっせんでの和解を目指します。
- ・手続は非公開かつ手続実施者等は在任中はもとより退任後も知り得た事実を他に漏らしません。
- ・社会保険労務士は国家資格者です。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	京都土地家屋調査士会
住所	京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
名称	京都境界問題解決支援センター
	TEL: 075-221-5258
	E-mail: info@adr-kyoto.com
	URL: http://www.adr-kyoto.com
	認証番号【065】
	認証年月日 平成22年4月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【生活環境関係】土地の境界に関する紛争 境界線に紛争が生じている不明となった境界線の確認、越境物の解消、越境工作物などの解消(原則、京都府内の土地にて対応可能。)</p>	
アピールポイント	
<p>京都境界問題支援センターでは、筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士とが共同で紛争問題に対応します。 境界問題が起こった時、当センターでは、どのような解決方法が良いのかを含めて、無料で事前説明(事前相談)を行っております。 調停が進む過程で、現地調停等も行い、現地に即したより良い解決方法を目指しております。 調停は相手方の同意がないと進めることはできませんが、相手が調停に応じていただけるようできる限りの説得をいたします。仮に調停に応じていただけない場合は、申立手数料の半額を返還いたします。</p>	
手数料	
申請手数料	22,000円 (申立人全額負担)
期日手数料	16,500円 1期日(原則、申立人・相手方双方負担)
成立手数料	220,000円 (申立人・相手方が連帯負担)
その他	上記の他、相談手数料、調査測量鑑定費用、閲覧手数料等があります。
実施方法	
事前相談	対面にて
実施日時	月曜日～金曜日/午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士2名
解決までの標準期間	3か月～6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>隣人から法務局の公図を復元すると建物が越境していると言われた。隣地所有者が事前連絡なしにブロック塀を取り壊した。その塀には境界標が設置されていたので境界が不明となり困っている。</p>	
その他特記事項等	
<p>境界問題でお悩みの方は、一人で悩んでいないで、当センターの事前説明(事前相談)を一度、受けてみてください。より良い解決の方法が見つかるかもしれません。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都府行政書士会
住所	京都府京都市南区東九条南河辺町85番地3
名称	京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター
	TEL: 075-692-3555
	E-mail: info@kyoto-shoshi.jp
	URL: https://www.kyoto-shoshi.jp/
	認証番号【068】
	認証年月日 平成22年4月21日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【家事関係】外国人を当事者とした夫婦と親子に関する紛争
一方又は双方が、京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県に居住地を有する外国人を当事者とした、在留資格の得喪に関連する夫婦と親子に関する紛争。
同居請求・夫婦関係調整(離婚)・任意認知・親権者の指定、離婚給付等。

アピールポイント

日本で唯一の、在留外国人の家事紛争を扱うADR機関です。入国管理手続に精通する行政書士と、法律のプロである弁護士が協力して対応しています。

相談から調停に至るプロセスを丁寧に説明し、調停に至らなくても相談者の不安や悩みの解決に役立っています。

翻訳や通訳も当センターで手配することが可能で、6カ国語の案内もあります。

「迅速・誠実・中立・公平」を旨とし、入国管理局の在留審査において、当センターの調停は家庭裁判所の調停と同様の扱いを受けています。

手数料

申請手数料	5,500円(税込)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調査費用、鑑定費用、翻訳費用が必要な場合があります。

実施方法

事前相談	面談による事前相談
実施日時	月曜～金曜 10時～16時 ただし、調停は土曜日13時～16時も可
手続実施者の構成	行政書士2名 弁護士1名 の3名
解決までの標準期間	約3～5か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ①申立てのとおり調停離婚が成立。相手方の協力も得られ、在留資格変更もスムーズに完了。
- ②同居を求める調停申立て。双方の言分を丹念に聞き、同居再開の和解契約が成立。

【相談事例】

離婚及びそれに伴う子の親権、子との面会交流、養育費の負担額

その他特記事項等

Put our center to good use in the following cases !

- ◆Demand for Cohabitation
- ◆Divorce
- ◆Voluntary Acknowledgement of Paternity
- ◆Designation of a parent who has parental authority

Fax : 075 - 692 - 3600 / E-mail : info@kyoto-shoshi.jp

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 関西支部
	TEL: 06-6364-0861
E-mail:	認証番号【119】
URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日 平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3:商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

◀1> 背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

◀2> 申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

◀3> 被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

◀4> 争点 商標登録の有効性。

◀5> 結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

◀6> 本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会		
住所	大阪市中央区本町橋2-23 第七松屋ビル1003号室		
名称	Consumer ADR		
	TEL: 03-6434-1125		
	E-mail: nacs-jimukyoku@nacs.or.jp	認証番号【010】	
	URL: https://nacs.or.jp	認証年月日 平成 20年3月19日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【消費者関係】特定商取引に関する紛争
例)訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引
- 【対応可能な地域】
消費者相談は、全国対応可能。

アピールポイント

- ①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。
- [消費者相談]
- 土曜日(年末年始を除く)10時～12時、13時～16時 TEL:06-4790-8110
日曜日(年末年始を除く)11時～16時 TEL:03-6450-6631
- ②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。

手数料

申請手数料	申立費用5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	土曜日、日曜日開催の電話相談を受けることが前提です。
実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで(年末年始・祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- ・家族が寝具店に出向いた際に長時間勧められて購入して待ったが、高額なので解約希望。
- ・娘がSNSの7日間無料の広告をきっかけに海外の動画配信サイトに会員登録した。無料期間内に退会したいがサイトに繋がらない。
- ・高齢の母親が光回線を解約し、アナログ回線に戻す手続きをしているが、高額な手数料の請求を受けている。支払う必要はあるのか。母は契約内容を理解していない。

その他特記事項等

- 首都圏には、国民生活センター始め、東京都消費生活総合センター等、消費者問題関連の各種ADR機関がありますが、関西にはそのような機関が少なく、また、あっても活動が停滞気味です。そこで、当協会では平成30年度から西日本支部(大阪府)において裁定手続を実施することにしました。手続の対象が、消費者契約という特質(契約金額が少額、契約者が高齢等)を考えると、地域密着型のADRは重要性が高いと思われます。
- ・詳細は、こちら(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0010.html>)をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪府社会保険労務士会
住所	大阪府大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター大阪
	TEL: 06-4800-8188
	E-mail: info@sr-osaka.jp
	URL: https://osakasr.jp/
	認証番号【035】
	認証年月日 平成21年8月14日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【労働】労働関係紛争
解雇・賃金・職場環境改善等を扱います。
(申立人・被申立人の住所又は会社・事業所の所在地が大阪府の場合対応可能)

アピールポイント

- ・当センターは、平成21年の認証取得以降、受理件数の総数は207件、うち和解成立は72件の実績があり、経験・実績が豊富です。
- ・申立費用は無料となっています(令和7年12月31日まで)。

手数料

申請手数料	3,300円(ただし、令和7年12月31日まで無料です。)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	毎週木曜日午後1時～4時30分まで社会保険労務士による労働相談を実施
実施日時	毎週木曜日午後1時～午後8時、毎月第1土曜日午前10時～午後5時(この日時以外も応相談) 受付は月曜日～金曜日の午前10時～午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・未払残業代の支払を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。
- ・解雇の撤回と職場復帰を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。
- ・雇止めに対し契約の更新を求める労働者側の申立てについて、会社側が契約を更新し、雇用を継続することで和解が成立した。

【想定事例】

- ・労働条件引き下げ、在籍出向、配置転換等

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページやかいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0035.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪土地家屋調査士会
住所	大阪府中央区北新町3番5号
名称	境界問題相談センターおおさか
	TEL: 06-6942-8750
	E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp
	URL: https://www.kyokai-osaka.jp/
	認証番号【006】
	認証年月日 平成19年12月17日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

土地の境界に関する紛争及び土地境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する紛争(不動産登記法上の筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争も含む。)

アピールポイント

- ・土地家屋調査士と弁護士との専門的知見を生かし、実情に合った柔軟な解決が可能です。
- ・簡易調停として、筆界特定後の筆界点に境界標の設置をし、和解契約書の作成ができます。

手数料

申請手数料	21,000円(第1回期日手数料を含む)
期日手数料	2回目以降期日手数料(原則双方負担) 1回につき21,000円
成立手数料	21万円(原則双方負担。事案により増減あり。簡易調停は無料)
その他	調査、測量、鑑定費用、閲覧・謄写手数料等

実施方法

事前相談	毎月第二水曜日 午後1時～4時
実施日時	月～金/午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名及び弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	未実施
オンライン調停	未実施

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・土地の境界が不明であるためにおこるトラブル→境界の確認、境界標の設置、越境した建物の今後の取扱について等の問題解決

【想定事例】

- ・筆界特定された土地において、双方の土地所有者の承諾のもと、現地に境界標を設置する。

その他特記事項等

【無料事前相談のご案内】

- ・土地家屋調査士による無料の事前相談を実施しております。
相談日時：毎月第二水曜日 午後1時～4時
相談場所：境界問題相談センターおおさか
完全事前予約制です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪府行政書士会		
住所	大阪府大阪市中央区南新町1丁目3番7号		
名称	行政書士ADRセンター大阪		
	TEL: 06-6943-7511		
	E-mail: info@osaka-gyoseishoshi.or.jp	認証番号【140】	
	URL: https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/adr/	認証年月日 平成27年8月24日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境】・愛護動物に関する紛争
 - ・建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争
 - ・外国人の労働環境・教育環境に関する紛争
- 【交通事故】・自転車に関する紛争
大阪府外の紛争でも対応可能

アピールポイント

事前に相手方に連絡して説明をすることにより、相手方が話し合いに応じる可能性が高まるよう努めています。相手方が不応諾の場合には、手数料の一部を返還します。

手数料

申請手数料	申込手数料:金11,000円(税込)
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	合意書作成料:金11,000円(税込)若しくは金22,000円(税込)

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	【申込み相談日】予約制 【調停実施日】毎週火曜日及び金曜日 午前10時～午後4時 上記、調停実施日時以外でも対応可能な場合があります。
手続実施者の構成	原則として行政書士1名、事案により行政書士1名・弁護士1名の2名で構成
解決までの標準期間	-
オンラインによる申込み	-
オンライン調停	-

解決事例・相談事例等

- 子猫を治療しその2日後に急変し死亡。納得できない飼い主が慰謝料等を請求してきた。
当事者だけで解決するのは不安なので、専門家に間に入ってほしい。
- 数年しか入居していないにもかかわらず、高額な原状回復の費用を請求された。
外国人で日本の慣習や法律にも不慣れなので専門家の力を借りたい。
- 壁に穴を開けられたので退去時に修繕費用を請求したが、支払ってもらえず、困っている。
- 電動自転車で走行中、老人が運転する自転車と衝突して転倒させ、持病を悪化させてしまった。
- 小学生の子どもが自転車で走行中、歩行者にぶつかり骨折させてしまった。
相手から損害賠償請求をされているが保険に入っていないので払えず困っている
- 入社10年目の外国人であるが、能力や経験からかけ離れた程度の低い仕事しか
命じられておらず納得できない。また上司に、プライベートなことに過度に立ち入れ困っている。

その他特記事項等

- 【問合せ日】
毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
※年末年始、夏季休暇、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は、休み。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	公益社団法人 家庭問題情報センター
住所	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番8号 TSKビル9階903号室
名称	大阪ファミリー相談室
	TEL: 06-6943-6783
	E-mail: fpic-o@gol.com
	URL: http://fpic-osaka.org/
	認証番号【027】
	認証年月日 平成21年4月15日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【家事問題】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護(養育費、面会交流など)に関する紛争 対応可能地域:近畿	
アピールポイント	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家事調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように中立の立場で対話を進めます。 2. 日曜・休日・夜間を含め、当事者のご希望に沿った時間帯での開催に、可能な限り応じます。 3. 調停期日5回又は3か月以内の早期解決に努めます。 4. 訴訟費用に比べ、経済的に安い。 5. 調停手続は非公開です。 6. 申込前の事前相談は無料で行います。 	
手数料	
申請手数料	申込時双方各3,000円
期日手数料	期日ごとに双方各10,000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料
実施方法	
事前相談	受付は月～金午後1時30分～4時30分
実施日時	調停実施は午前10時、午後3時、6時など個別の事情を考慮して設定(ただし、夏季・冬季の休業日を除く。)
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官、元裁判官、弁護士、元家事調停委員の調停人候補者の中から男女2名を指名
解決までの標準期間	5回以内の期日又は3か月以内の早期解決に努めます。
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。
オンライン調停	オンライン調停についても実施に向けて準備中です。
解決事例・相談事例等	
【解決事例】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 離婚調停:親権者、養育費、面会交流、財産分与と多岐にわたる課題を、調停人が対話を促し、当事者主体で解決し、1か月半ほどで合意書の作成に至り、公正証書作成までサポートした。 2. 面会交流調停:相談室が支援を行っていた事案で、当事者の自立した交流とするために、調停でルールを合意した。 【相談事例】 当事者の精神的不安から、裁判所の利用より民間での調停の可能性を探りに来られた。	
その他特記事項等	
FAX:06-4792-7535 その他情報はセンターや当相談室のホームページをご覧ください。	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県弁護士会
住所	神戸市中央区橋通1丁目4番3号
名称	兵庫県弁護士会紛争解決センター
	TEL: 078-341-8227
	E-mail: bengoshikai@hyogoben.or.jp
	URL: https://www.hyogoben.or.jp/consultation/momegoto/
	認証番号【020】
	認証年月日 平成20年9月24日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】民事に関する紛争(全般)※多重債務問題については取り扱っていません。

【対応可能地域】特に制限はありませんが、手続は兵庫県弁護士会にて実施します。

アピールポイント

金銭トラブル、交通事故、離婚、遺産相続、境界問題、建築紛争など広く民事紛争全般を取り扱っています。

あっせん手続には、登録期間(裁判官・検察官の登録年数を含む)5年以上の弁護士が担当します。また、紛争類型に応じた候補者名簿を作成し事案に即した弁護士が担当します。過去の取扱件数については、最下部(その他特記事項等)をご参考ください。

手数料

申請手数料	22,000円 ただし兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談(5,500円)を利用した申立ては16,500円
期日手数料	なし
成立手数料	100万円までの場合 8.8% 100万円を超え300万円までの場合 5.5%+3万3千円 300万円を超え3,000万円までの場合 1.1%+16万5千円 3,000万円を超える場合 0.55%+33万円
その他	なし

実施方法

事前相談	電話にて手続について相談を受けています。
実施日時	平日 午前10時～午後5時
手続実施者の構成	弁護士1名を原則としています。
解決までの標準期間	3か月程度
オンラインによる申込み	行っておりません。
オンライン調停	行っておりません。

解決事例・相談事例等

【解決事例】

損害賠償請求事件(交通事故、リフォームトラブル、セクハラなど)、
建物明渡請求事件、相隣関係事件など

その他特記事項等

平成31年度

受理件数:14件、終了件数:12件(和解成立:5件、相手方の不応諾:2件、その他(打切など):5件)

令和2年度

受理件数:11件、終了件数:13件(和解成立:3件、相手方の不応諾:2件、その他(打切など):8件)

令和3年度

受理件数:7件、終了件数:6件(和解成立:0件、相手方の不応諾:1件、その他(打切など):5件)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県司法書士会
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号
名称	兵庫県司法書士会調停センターぽると
	TEL: 078-341-6554
E-mail:	認証番号【127】
URL: https://www.shihohyo.or.jp/porto/	認証年月日 平成25年9月3日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【紛争の分野】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
【対応可能地域】兵庫県のみ対応可能。

アピールポイント

- 調停申込費用は「3,300円(税込)」のみです。
- 司法書士の調停人が公正・中立な立場で当事者同席による話し合いを円滑に進め、問題の解決を目指します。
- 兵庫県内で生じた紛争に限らず、兵庫県司法書士会館(神戸市)に当事者が出頭できる事案には対応します。
- 当センター利用のために無料相談を実施しています。お気軽にご相談ください。

手数料

申請手数料	3,300(税込)円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	上記の他、閲覧・謄写費用、証明書発行手数料があります。

実施方法

事前相談	電話・HPより受付。原則、毎月第2・4・5水曜日／午後6時～午後8時(時間は若干調整可能) Teamsによるオンライン相談も利用可
実施日時	原則、月～金(祝日除く)／午前9時～午後5時 これ以外は要相談
手続実施者の構成	司法書士2名による構成を原則
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・被相続人の入院費用の未払いについて、病院から相続人を相手方とする申立があり、調停を実施。相手方が滞納費用を分割払いすることで合意が成立。
- ・中古住宅を「雨漏りは修理済み」と仲介業者から確約されて購入したが、入居後、雨漏りが発生。売主は売買契約に「瑕疵担保責任を負わない」特約があることを理由に雨漏り修理代金の支払いを拒否していたために買主が申立。修理代金の半額+α円を売主が支払うことで合意が成立。

その他特記事項等

こんなときにぽるとを使ってください！

- ▼費用面で専門家に依頼できない(「知人に貸した10万円を返してもらいたい」など)。
 - ▼滞納している家賃を払いたくても払えない。大家さんと交渉したい。
 - ▼自転車で物損事故を起こしてしまった。
 - ▼会社から給料を払ってもらえなくて困っているんです。
 - ▼一括返済を求められている借金。分割にしてもらえないか。
- 詳しくは《調停センター「ぽると」》で検索してくださいね！
・詳細は、こちら (<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0127.html>) をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県社会保険労務士会
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目10番4号 兵庫県社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター兵庫
	TEL: 078-360-4864
	E-mail: sr-hyogo@sr-hyogo.gr.jp
	URL: https://www.sr-hyogo.gr.jp/
	認証番号【037】
	認証年月日 平成21年8月17日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・労使関係(解雇・賃金・労働時間・人事・ハラスメント・人間関係・職場環境)
- ・あっせん手続は原則、神戸市のセンター所在地で実施します。
- ・紛争発生地域、対象者については地域の制限はありません。

アピールポイント

- ・当センターは、労務管理の専門家であり、紛争解決手続代理業務試験に合格した、特定社会保険労務士があっせん委員となり、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により解決する機関です。
- ・当センターでのあっせん手続は、原則、平日の午前10時から午後5時に実施しますが、利用者の利便性向上のため、毎月第2土曜日の午前10時から午後8時までの時間帯にも実施することができます。また、実施場所は兵庫県社会保険労務士会館内(神戸市)のほか、尼崎市、姫路市においても可能となっています。
- ・当センターは、兵庫県社会保険労務士会が開設する総合労働相談所(無料相談所)と連携し、トラブルの解決に当たります。

手数料

申請手数料	1件 11,000円(税込)(ただし、令和5年5月31日まで無料としています。)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	兵庫県社会保険労務士会が実施する総合労働相談所(予約制・平日の月、金曜日 ・電話相談)
実施日時	平日/午前10時～午後5時 毎月第2土曜日/午前10時～午後8時
手続実施者の構成	原則/特定社会保険労務士2名・申立事案により弁護士が加わる場合あり
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・解雇に関する労使間のトラブル
- ・賃金、残業代などの未払に関するトラブル
- ・パワーハラスメントに関するトラブル

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター兵庫における、手続の流れや、よくある質問(Q&A)は

<https://www.sr-hyogo.gr.jp/solution/>



認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県土地家屋調査士会		
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目1-1		
名称	境界問題相談センターひょうご		
	TEL: 078-341-8280		
	E-mail: center@chosashi-hyogo.or.jp	認証番号【115】	
	URL: http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/index.htm	認証年月日	平成24年7月9日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争(兵庫県内の土地を対象)

アピールポイント

- ・ 当センターは、平成24年の認証取得後、土地の境界が不明なことに起因する紛争の解決機関として、着実に実績を積み重ねております。
- ・ 受付面談手続で土地家屋調査士が事例の整理をお手伝いします。
- ・ 利用者の利便性を考慮した運営を行っており、令和8年3月31日までは、調停手続における期日手数料は無料です。
- ・ 調停が開始された場合は、6か月6回以内をめどに成立を目指します。

手数料

申請手数料	10,000円(税込)
期日手数料	10,000円(税込) ただし、令和8年3月31日まで無料
成立手数料	300,000円
その他	上記のほか、資料調査費用、測量費用、閲覧謄写手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月曜日～金曜日/午前9時～午後5時まで
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

土地境界線の認識が相違すること及び越境物に関するトラブルについて、調停の結果、当事者双方による測量を行い、その結果に基づいて和解が成立した。

【想定事例】

- ・ 土地境界線の認識が相違することに伴うトラブル
- ・ 土地境界線の越境物に関するトラブル
- ・ 境界標識に関するトラブル

その他特記事項等

- ・ 相手方不応諾時には、手数料を半額返還します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県行政書士会		
住所	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階		
名称	行政書士ADRセンター兵庫		
	TEL: 078-371-8823		
	E-mail: adr@hyogokai.or.jp	認証番号【111】	
	URL: http://www.hyogokai.or.jp/adr	認証年月日 平成24年2月22日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 自転車事故に関する紛争
- 愛護動物に関する紛争
- 居住用賃貸物件に関する敷金返還又は原状回復に関する紛争
- 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

アピールポイント

- 兵庫県行政書士会では社会貢献活動への取り組みを行うため法務大臣に認証申請を行い、法務大臣から紛争分野への活動を行うことが認められた民間事業者です。
- 裁判によらずに話し合いによって柔軟な解決を図るためのサポートを調停人候補者である行政書士等が調停人となって行います。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円 (※第1回及び第2回の期日手数料は不要)
成立手数料	和解契約により解決された経済的利益の額により異なります。
その他	希望する場所で調停手続を実施する場合、別途、費用が必要です。

実施方法


事前相談	事前相談を無料で受けることができます。
実施日時	原則、毎月第2、4木曜日 13時から16時
手続実施者の構成	行政書士調停人2名(※弁護士調停人が関与する場合があります。)
解決までの標準期間	おおむね3ないし4回の話し合いで、3か月程度を予定しています。
オンラインによる申込み	実施していません。
オンライン調停	実施していません。

解決事例・相談事例等

- 解決事例 自転車トラブル
- 相談事例 ペットトラブル、居住用賃貸物件原状回復トラブル、歩行者と自転車との接触

その他特記事項等

- 新型コロナウイルス感染防止対策のための協力のお願いや、調停手続を中止する場合などもあります。
- その他、詳細は、かいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0111.html>)
や兵庫県行政書士会のホームページを御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	奈良県社会保険労務士会
住所	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館
名称	社労士会労働紛争解決センター奈良
	TEL: 0742-23-6070
	E-mail: narakai@nara-sr.com
	URL: https://www.nara-sr.com
	認証番号【102】
	認証年月日 平成23年8月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【労働関係】労働関係紛争（解雇・退職・ハラスメント・職場環境） ～ 解雇、出向、配転、サービス残業、パワハラ、セクハラ、いじめ、嫌がらせなど ※奈良県内に当事者の住所や所在地がある場合又は奈良県内で発生した紛争が対応可能です。</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、奈良県社労士の無料相談室(0742-23-3917)で気軽に相談できます。 ・ 個々の労働者と事業主との間の紛争を、中立公正な立場で円満解決を目指します。 ・ 労働紛争解決の経験豊富な「特定社会保険労務士」が柔軟な「あっせん(和解の仲介)」を行います。 ・ 申立てから解決までの手続が比較的速やかに行われます。 ・ 申立費用は無料です。(令和10年3月末日まで) 	
手数料	
申請手数料	11,000円(税抜10,000円) ただし、令和10年3月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通訳や出張等の手続に伴い費用が発生する場合は、あらかじめ御相談します
実施方法	
事前相談	まずは無料の総合相談室(土曜13～17時 0742-23-3917)をご利用ください
実施日時	「あっせん」は、原則として毎週月曜から金曜及び第2土曜 9時から17時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案により弁護士が加わる場合あり)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	未実施
オンライン調停	未実施
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇に伴う和解解決金の調整 ・ 未払残業代の請求 ・ 職場環境に関する労使間のトラブル ・ 賃金引下げに関するトラブル 	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判より早く、無料で円満解決をサポートします！ ・ 労働者の方からも事業主の方からも申立てができます！ ・ これまでの実績では、「あっせん」が開催された場合の和解率は90%です！ 	
	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	奈良県行政書士会
住所	奈良県奈良市高天町10-1(株)T.T.ビル3階
名称	行政書士ADRセンター奈良
	TEL: 0742-95-5400
	E-mail: gyosei@gyoseinara.or.jp
	URL: https://www.gyoseinara.or.jp/
	認証番号【144】
	認証年月日 平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【交通事故関係】奈良県内の自転車事故に関する紛争
- 【生活環境関係】奈良県内の外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

アピールポイント

- ＜紛争解決にふさわしい調停人を案件ごとに選任＞
専門的な知識と豊かな人生経験を有し、所定の研修を修了した調停人を、事案の性質に応じて選任します。
- ＜センター以外での場所での調停＞
ご希望により、センター以外の場所での調停にも対応します。(ただし、交通費及び日当を必要とします。)

手数料

申請手数料	4,000円
期日手数料	4,000円
成立手数料	合意書に示された紛争解決額の100分の5 ただし最低金額4,000円
その他	センター以外の場所での調停を実施した場合の交通費及び日当

実施方法

事前相談	電話予約によりセンターにおいて対面の事前相談を実施(無料)
実施日時	毎週火曜日、木曜日(午前10時から午後4時まで)
手続実施者の構成	行政書士1名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3ヶ月
オンラインによる申込み	対応していない。
オンライン調停	対応していない。

解決事例・相談事例等

- 【交通事故関係(相談事例)】
自転車と歩行者の衝突、自転車と自転車との衝突回避による転倒
- 【生活環境関係(想定)】
外国人に対する職場ハラスメント、外国人の職場での待遇についての不満、外国人の就学者に対するいじめ、外国人に関する学校クレーム

その他特記事項等

- ＜納得のいく解決＞
申立人と相手方が、調停人を挟んで話し合いを行いますので、実質的な解決になり、各々が納得のいく結果を目指せます。
- ＜経済的＞
申し込みをされた後でも、相手方が応諾されなかった場合は、原則として申込手数料は返金します。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	和歌山弁護士会
住所	和歌山市四番丁5番地
名称	和歌山弁護士会紛争解決センター
	TEL: 073-422-4580
E-mail:	認証番号【139】
URL: http://www.wakaben.or.jp	認証年月日 平成27年6月3日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>★紛争の分野 【民事一般】民事に関する紛争(全般)</p> <p>★対応可能地域 全国の紛争を取り扱い可能(ただし、対応は事業者の事務所または和歌山県内でのみ。また、本人での申立の場合は、和歌山弁護士会所属の弁護士による法律相談を経る必要があります(アピールポイント欄をご参照ください。))</p>	
アピールポイント	
<p>★経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。</p> <p>★申立ては、「弁護士が代理する」か、「和歌山県内の弁護士による法律相談を経た上でその弁護士作成の紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。</p> <p>★申立ての方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。</p> <p>★障害者が障害を理由に退職を勧められた等の障害者差別事例を扱えるように体制を整備しました(障害者なんでもADR)。詳細はその他特記事項等欄をご参照ください。</p>	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	不要
成立手数料	解決額により異なります。詳細は和歌山弁護士会ホームページ(又はかいけつサポートHP)をご参照ください。
その他	事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。
実施方法	
事前相談	実施していません。ただし、本人による申立ては、「和歌山県内の弁護士作成の紹介状を添付する」ことが必要になり、和歌山県内の弁護士の法律相談を受けていただくこととなります。弁護士による法律相談の実施状況については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。
実施日時	受付業務は月曜日から金曜日までの午前9時～正午、午後1時～午後5時(祝日を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名(主担当1名、補助者1名)
解決までの標準期間	1か月～3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>【解決事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産・住宅に関する紛争(売買契約、売主への修繕費用請求) ・労働に関する紛争(ハラスメント、解雇、退職時のトラブルなど) ・刑事事件の被害者と加害者との民事的な紛争(損害賠償・慰謝料等請求) ・住宅のリフォームに関する紛争(リフォーム代金のトラブルなど) 	
その他特記事項等	
<p>★相手方があっせん手続に応じなかった場合には申請手数料の半額を返還します。ただし、返還には条件があります。</p> <p>★障害者なんでもADR 「車いすという理由で、お店や乗り物の利用を断られた。お店や乗り物の会社と話し合いたい」、「会社に通院休暇を認めてもらうため、勤めている会社と話し合いたい」、「長時間集中することが難しい。テストや授業の受けかたを調整してもらうために学校側と話がしたい」。そんなときは障害者なんでもADRをご利用ください。 差別事案については、案件により、社会福祉士の協力も得て解決を目指します。 情報保障に配慮したパンフレットも用意しています。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県社会保険労務士会
住所	和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号
名称	社労士会労働紛争解決センター和歌山
	TEL: 073-425-6584
	E-mail: wasyarou@sr-wakayama.jp
	URL: http://www.sr-wakayama.jp/
	認証番号【110】
	認証年月日 平成24年2月17日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争(和歌山県のみ対応可能)

アピールポイント

簡易、迅速、公平、低廉に紛争解決を図る機関です。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	不要
成立手数料	和解契約金の5%の額を両当事者が折半
その他	

実施方法

事前相談	和歌山県社会保険労務士会総合労働相談所にて無料の相談を実施
実施日時	原則 水曜日/午後5時30分～午後9時 と 土曜日/午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名(事案によってはあっせん委員として加わる)
解決までの標準期間	おおよそ1か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・就業規則、労働契約
- ・労働時間、休日、休憩
- ・人事、配置転換、出向
- ・退職、解雇
- ・セクハラ、パワハラ
- ・懲戒処分、損害賠償
- ・賃金、割増賃金、退職金
- ・安全衛生、労災事故、労災補償など

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0110.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県土地家屋調査士会
住所	和歌山県和歌山市四番丁7番地
名称	境界問題相談センターわかやま
	TEL: 073-248-0111
	E-mail: wacho@chive.ocn.ne.jp
	URL: http://chosasi-wakayama.jp/
	認証番号【148】
	認証年月日 平成28年6月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境】 土地の境界に関する紛争

アピールポイント

- ・境界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働で土地の境界に関する紛争解決のお手伝いをします。
- ・境界問題でお困りの方は無料にて「受付面談」(持参資料の確認、境界紛争の概要の把握等)を実施しています。

手数料

申請手数料	22,000円(税込)
期日手数料	22,000円(税込)(第1回目は不要)
成立手数料	220,000円(税込)
その他	資料調査費用、測量・鑑定費用、閲覧等手数料等が別途必要です。

実施方法

事前相談	無料の受付面談を実施
実施日時	月～金/午前10時～午後5時(休日を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名と弁護士1名
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

土地の境界に関する隣接者とのトラブル
隣接者との境界立ち合い、確認についてのアドバイス

その他特記事項等

筆界特定制度により特定された境界に、境界標識を設置するための手続き(調停)を有料で行います。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県行政書士会
住所	和歌山市九番丁1番地(中谷ビル2F)
名称	行政書士ADRセンター和歌山
	TEL: 073-432-9775
	E-mail: waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp
	URL: http://www.g-wakayama.org/
	認証番号【072】
	認証年月日 平成22年5月25日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】外国人の職場環境等に関する紛争
- 【交通事故関係】自転車事故に関する紛争
- ※ 和歌山県のみ対応可能

アピールポイント

- ・調停では弁護士に加えて、紛争分野について専門的知見を有する行政書士が調停人を務めます。
- ・調停人を務める行政書士は、全員が当ADRセンターの実施する研修を終えており、調停に関する十分なスキルを備えています。
- ・当事者同席での対話促進型調停によって、迅速に双方が満足できる解決を目指します。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月曜日/水曜日/金曜日の午後1時～午後4時
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	実施していません。

解決事例・相談事例等

- 〈取扱いが想定される事例〉
- ・自転車と自転車とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争
 - ・自転車と歩行者とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争
 - ・自転車が引き起こした物損事故についての損害賠償請求に関する紛争
 - ・外国人の就労・就学をめぐる生じた慰謝料等の支払に関する紛争

その他特記事項等

- ・事前相談は無料です。安心してご利用ください。
- ・手数料については減額もしくは免除される場合がありますので、お気軽にお申し出ください。
- ・その他、手続に関してもご要望がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県司法書士会
住所	鳥取市西町一丁目314番地1
名称	鳥取県司法書士会調停センター
	TEL: 0857-24-7024
	E-mail: aef07356@nifty.com
	URL: http://www.tottori-shihoshoshi.jp/index.html
	認証番号【129】
	認証年月日 平成25年10月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】金銭・不動産賃貸借・近隣関係など民事紛争一般
(紛争の価額が140万円以下のものに限る)
* 鳥取県内のみ対応可

アピールポイント

- ・調停実施場所は、当事者のご希望を伺ったうえで決定します。
- ・土日や夜間における実施も可能です。

手数料

申請手数料	申込手数料5,000円(税込)及び第1回期日手数料5,000円(税込)
期日手数料	第2回期日以降、申込人及び相手方から各5,000円(税込)
成立手数料	6,000円(税込)
その他	閲覧・謄写手数料、証明書発行手数料、調停実施場所の使用料

実施方法

事前相談	担当者が電話にて対応する予定です。
実施日時	原則として平日の午前9時から午後5時(盆休、年末年始を除きます。)
手続実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	3回以内の期日を想定しています。
オンラインによる申込み	対応していません。
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

【想定事例】金銭の貸し借りのトラブル、建物賃貸借のトラブルなど

その他特記事項等

その他詳細な情報は当会ホームページやかいつサポートホームページ
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0129.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県社会保険労務士会
住所	鳥取県鳥取市富安一丁目152番地 SGビル4階
名称	社労士会労働紛争解決センター鳥取
	TEL: 0857-26-0835
	E-mail: info@sr-tottori.net
	URL: http://www.sr-tottori.net/
	認証番号【105】
	認証年月日 平成23年9月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】

労働条件、その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争

【対応可能地域】

鳥取県内

アピールポイント

- ・斡旋は非公開で行います。まず、当事者の話を交互に聞いて助言を行います。必要に応じて、斡旋案を示して和解への合意を図り、早期解決を目指していきます。
- ・斡旋は、原則として平日及び第3土曜日午前10時～午後4時ですが、当事者が希望する場合は、平日午後8時まで開催することも可能です。
- ・移動が困難等の事情がある場合は、斡旋員が当事者の住まいの地域に出向いて斡旋を行うことも可能です。できるだけ利用者の方の希望をお聞きして実施します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)。ただし、当分の間「不要」としています。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(ただし祝祭日を除く)
実施日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(午後8時まで延長可能) (あっせんは、月曜日～金曜日及び第3土曜日 午前10時～午後4時(月曜日～金曜日は午後8時まで延長可能))
手続実施者の構成	特定社会保険労務士 2名、 弁護士 1名 計3名
解決までの標準期間	約1カ月程度
オンラインによる申込み	対応検討中
オンライン調停	対応検討中

解決事例・相談事例等

- ・労働条件についての紛争
- ・ハラスメントについての紛争
- ・解雇に関する紛争

その他特記事項等

鳥取県社会保険労務士会ホームページ
<http://www.sr-tottori.net/>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	島根県社会保険労務士会
住所	島根県松江市母衣町55-2
名称	社労士会労働紛争解決センター島根
	TEL: 0852-26-0402
	E-mail: shimane_sr@shima-roumu.or.jp
	URL: http://www.shima-roumu.or.jp/
	認証番号【097】
	認証年月日 平成23年4月5日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
島根県のみ対応可能

アピールポイント

- ・あっせんは、原則毎週水曜日と毎月第2土曜日に行います。
- ・令和6年9月30日までは、申立手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)ただし、令和6年9月30日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	なし

実施方法

事前相談	なし
実施日時	毎週水曜日及び毎月第二土曜日／午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【相談事例】
いじめ、パワハラ

その他特記事項等

解決センターは、「あっせん」という手続により、個別労働紛争を解決に導くところです。
あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、どのような方法を取ったらいいかなどについて、島根県社会保険労務士会にお尋ねください。
所在地: 島根県松江市母衣町55-2、電話番号: 0852-26-0402

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	岡山県社会保険労務士会
住所	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13-7F
名称	社労士会労働紛争解決センター岡山
	TEL: 086-226-0164 ナビダイヤル:0570-0654-794
	E-mail: okasharo@okayama-sr.jp
	URL: http://www.okayama-sr.jp
	認証番号【100】
	認証年月日 平成23年6月2日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>取り扱う紛争の分野は、解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、配置転換、いじめなど職場で発生したトラブル(個別労働紛争)に限定し、公正・迅速・廉価に解決することをめざす民間の専門機関です。</p> <p>対応可能地域は、東京等岡山県外に本部・本社があっても、支部・支社、営業所・事業所・出張所等岡山県内に職場がある場合又は職場は県外にあっても、住所が岡山県内にある場合は対応可能です。</p>	
アピールポイント	
<p>①先ずは無料の労働相談を！個別労働紛争は社会保険労務士の得意分野です。</p> <p>②労働相談だけで解決することはよくあります。労働相談で解決できない場合には、相談員が解決センター岡山のご利用をご案内し、解決に向けてお手伝いをします。</p> <p>③社労士会労働紛争解決センターは、法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、労働者と事業主間の個別労働紛争の解決を専門に取り扱う民間機関です。</p> <p>④解決センター岡山では、公正・迅速・廉価に、弁護士及び特定社会保険労務士で構成するあっせん委員が手続を進めて、原則1回(1日)の「あっせん」で和解をめざします。「あっせん」の手続は、非公開で、個人情報と秘密厳守で行われます。</p> <p>⑤「あっせん」の手続は、当事者がご本人でできますが、代理人(弁護士又は特定社会保険労務士)による場合もあり、当事者ご本人の補佐人同席もあります。</p>	
手数料	
申請手数料	消費税込3,300円
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	相手方不応諾の場合、書類郵送料(簡易書留)を差し引き、手数料を返戻します。
実施方法	
事前相談	面談による無料のヒアリングを実施
実施日時	土曜日13:00～17:00(除お盆・年末年始休日) ※この日時以外も応相談
手続実施者の構成	あっせん委員(特定社会保険労務士2名・弁護士1名)及び運営委員
解決までの標準期間	1～3か月間、あっせん期日は原則として1回(当事者の合意により設定)
オンラインによる申込み	非対応
オンライン調停	非対応
解決事例・相談事例等	
<p>①取り扱う紛争の内容は、退職金・昇給・賞与及び時間外割増賃金の未払い、不当な人事評価・解雇・退職勧奨・強要、配置転換、セクハラ、パワハラ、いやがらせ等多岐に亘ります。</p> <p>②先ず、地域の労働者及び事業主の皆様方からのお電話等によるご相談を受け、ご要請により岡山県社労士会事務局において、無料で申立書の作成等についてご支援し、申立書受理後、「あっせん」という和解手続により、紛争解決を仲介し、一定の実績を挙げています。</p>	
その他特記事項等	
<ul style="list-style-type: none"> 岡山県社会保険労務士会ホームページのご案内 岡山県社労士会について http://www.okayama-sr.jp/about/index.html 社労士会労働紛争解決センター岡山 http://www.okayama-sr.jp/adr/index.html 	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岡山県行政書士会
住所	岡山県岡山市北区富田町一丁目7番15号富田町ビル2F
名称	行政書士ADRセンター岡山
	TEL: (086)222-9111
	E-mail: jimukyoku@okayama-gyosei.or.jp
	URL: http://www.okayama-gyosei.or.jp/
	認証番号【074】
	認証年月日 平成22年8月6日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

岡山県内において発生した自転車の走行に起因する交通事故(自転車以外の車両、路面電車、鉄道車両との交通事故を除く。)に関する紛争

アピールポイント

当センターでは、岡山県内で発生した自転車事故に関する紛争を取り扱っています。現在は、手続管理委員候補者7名、調停人候補者9名の体制で臨んでいます。また 岡山弁護士会との間で助言体制の協定を締結しており、事案の性質に即して、弁護士が助言者として、あるいは調停人として調停手続きに参加します。

手数料

申請手数料	7,000円(消費税込み)
期日手数料	7,000円(消費税込み)
成立手数料	不要
その他	第2回目以降の期日手数料は当事者双方がそれぞれ平分して納付していただきます。

実施方法

事前相談	事務局への問い合わせ
実施日時	毎週火曜日、毎月第2・第4木曜日/午前10時～12時、午後1時～4時
手続実施者の構成	岡山県行政書士会の会員で、当ADRセンター運営委員会が認めた者
解決までの標準期間	約3ヶ月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

・自転車事故での、相手方と示談金の話し合いをしたい。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページやかいけつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0074.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	広島司法書士会
住所	広島市中区上八丁堀6番69号
名称	広島司法書士会調停センター
	TEL: 082-221-5345
	E-mail: hiroskai@fancy.ocn.ne.jp
	URL: https://www.shiho-hiro.jp/
	認証番号【154】
	認証年月日 平成30年2月6日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】不動産の賃貸、貸金、債務関係等民事に関する紛争
(紛争の価格が140万円以下のものに限る)
- 【対応可能地域】広島県のみ対応可能

アピールポイント

話し合いで困りごとを解決したいけどうまくいかない…。そんなときは当センターにご相談ください。当事者同士の話し合いによる解決をサポートいたします。
トレーニングを積んだ調停人(司法書士)が当事者のお話を丁寧にお伺いし、互いに話し合うべき課題を一緒に考えます。お互いの話し合いがうまくいくと双方が納得できる問題解決に近づくことができます。

手数料

申請手数料	原則5,000円(税込) 調停申立人が負担
期日手数料	10,000円(税込) 調停申立人が負担
成立手数料	経済的利益の額に応じて5,000円(税込)～30,000円(税込) 調停申立人が負担
その他	事業所所在地以外での調停や専門家からの意見聴取について実費を負担

実施方法

事前相談	電話及び面談での事前相談を実施
実施日時	原則として平日午前9時～午後5時 ただし、調停については上記以外でも開催可(要相談)
手続実施者の構成	認定司法書士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	事業所所在地での調停実施に限り対応可能

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】賃貸物件退居に伴う原状回復費用の負担、金銭の貸し借り、共有財産の管理方法
【想定事例】上記解決事例の他、家賃の未払い、交通事故(物損)等

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0154.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター		
住所	広島県広島市中区基町6-27 そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内		
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 中国支所		
	TEL: 082-225-1600		
	E-mail:	認証番号【119】	
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日	平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3:商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

≪1≫背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

≪2≫申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

≪3≫被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

≪4≫争点 商標登録の有効性。

≪5≫結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

≪6≫本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいいけつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	広島県社会保険労務士会
住所	広島県広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階
名称	社労士会労働紛争解決センター広島
	TEL: 082-212-4481
	E-mail: info@hiroshima-sr.or.jp
	URL: http://www.hiroshima-sr.or.jp/
	認証番号【059】
	認証年月日 平成22年2月10日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>紛争の分野…【労働関係】労働関係紛争 解決・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境・派遣労働・配置転換等を扱います。 対応可能地域…広島県内</p>	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは、個別労働紛争に特化し、労使互譲による自主的解決を目指し取り組んでいます。 ・労働問題の事情に詳しい専門家(特定社労士・弁護士)による調停・あっせんにより公平で納得性の高い解決に努めています。 ・ご希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。 ・ご要望に応じ、あっせんは第2土曜日や午後8時まで時間帯を拡大して行うことができます。 ・令和6年7月31日まで広島県社会保険労務士会による社会貢献の一環として手数料を免除(無料)にしています。 	
手数料	
申請手数料	11,000円 (ただし、令和6年7月31日まで無料とする予定です。)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
事前相談	毎月第2、3、4木曜日は、午前10時～午後4時
実施日時	受付:月曜日から金曜日まで(祝日を除く)、午前10時～午後5時
手続実施者の構成	弁護士1名、特定社会保険労務士3名のあっせん候補者のうち原則2名構成で実施
解決までの標準期間	約1ヵ月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>本年度において、あっせんの問い合わせ及び事前相談は数件ありましたが、あっせん申込みはありませんでした。</p>	
その他特記事項等	
<p>労使双方へ効果的な広報活動を実施し、そのための手段として、経営者には商工会議所、経営者団体等に、労働者には新聞広告、行政機関等を通して周知いたします。 法テラスや総合労働相談所との連携を深め、事案受理およびあっせん手続きの実績に繋げてまいります。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県司法書士会
住所	山口市神田町5番11号 山口神田ビル3F
名称	山口県司法書士会調停センター
	TEL: 083-924-5220
	E-mail: ymg-adr@mbr.nifty.com
	URL: https://www.ymg-sihousyosi.or.jp/page34
	認証番号【048】
	認証年月日 平成21年11月30日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
～ 不動産関係、近隣関係、貸金・債務関係、借地・借家関係の法的紛争～
(山口県内のみ対応可能)

アピールポイント

- ・当センターは、法律専門家により運営される組織です。
- ・基本的には当事者の決定事項を最優先して合意を目指しますが、違法な取り決め等がなされないよう、当センターの調停員がサポートします。
- ・事前に山口県司法書士会の相談センターにて無料法律相談を受けていただきますので、予備知識をもって話し合いに臨んでいただけます。

手数料

申請手数料	11,000円(消費税込)
期日手数料	11,000円(消費税込)
成立手数料	33,000円(消費税込)
その他	上記のほか必要に応じて閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	山口県司法書士会総合相談センター(無料相談)をご利用ください。
実施日時	随時(相談に応じます)
手続実施者の構成	山口県司法書士会所属司法書士 2名
解決までの標準期間	約3ヶ月
オンラインによる申込み	不可(まずはお電話でお問い合わせください。)
オンライン調停	対応していません。

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・家主と借借人間のトラブル
 - ・友人間の金銭貸借トラブル

その他特記事項等

問い合わせ先:山口県司法書士会事務局
TEL 083-924-5220

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	山口県社会保険労務士会
住所	山口県山口市中央4丁目5番16号 商工会館2階
名称	社労士会労働紛争解決センター山口
	TEL: 083-923-1720
	E-mail: ymgsrkai@sr-yamaguchikai.or.jp
	URL: https://www.sr-yamaguchikai.or.jp
	認証番号【069】
	認証年月日 平成22年4月21日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
紛争の分野:労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・労働災害等) 対応可能地域:山口県内のみ対応可能	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働管理における専門家として、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手続きにより、迅速かつ簡易に解決(和解の仲介)します。 ・労働契約(解雇や出向・配転に関する事など)その他の労働関係(職場内でのいじめ、嫌がらせ等)に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象となります。 ・令和6年9月30日までは、申立費用は無料となっています。 	
手数料	
申請手数料	11,000円。但し、令和6年9月30日までは無料。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
事前相談	電話での受付:月～金の9時から17時(年末年始・祝祭日・盆休みを除く) 事前相談は、対面で木曜日。事前予約必要
実施日時	原則として、毎週土曜日の午後1時から5時までの希望する時間。
手続実施者の構成	原則として、特定社会保険労務士のあっせん委員2名
解決までの標準期間	1か月から2か月
オンラインによる申込み	行っていない
オンライン調停	行っていない
解決事例・相談事例等	
相談のあった事例として、下記のような相談があります。相談から、あっせん手続きを行い、和解に至った事例はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書を交わしたが、コロナ禍で出勤要請がなかった。 ・有期雇用が継続されていたが、突然契約の打ち切りを言われた。 ・主人が自殺したが、労災でないと会社側から言われている。 ・パワハラがあり、人事課長に相談したが取り合ってもらえず、退職することにした。 ・給与規程の変更があり、役職手当がなくなった。説明がなされていない。 	
その他特記事項等	
労使において、中立公正な立場で、あっせん手続きを勧めさせていただきます。 職場や企業の悩みは、「人を大切にする企業」づくりを支援している社労士にお任せください。	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県行政書士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	行政書士ADRセンターやまぐち
	TEL: 083-976-5835
	E-mail: gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp
	URL: http://adr.yamagyo.com/
	認証番号【136】
	認証年月日 平成27年4月10日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

1. 山口県内において発生した愛護動物(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条第4項に関する愛護動物をいう。以下同じ。)による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争
2. 山口県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争

アピールポイント

- ・ 調停日時、場所については柔軟に対応します。(土日祝日の対応可)
- ・ 法的知識、専門知識、調停技法について専門的なトレーニングを十分に積んだ調停人が、公正中立な立場で話し合いをサポートします。
- ・ 当事者双方が同席しての話し合いを大切にす対話促進型調停により、単なる問題解決にとどまらず、当事者双方の心の充足を目指します。
- ・ 調停人には守秘義務があり、調停は非公開で行われるため、安心して問題解決に臨めます。
- ・ 面談による無料事前相談(詳細な相談内容をお聞きし、調停手続きについて説明)を実施し、相手方も安心して話し合いに応じられるように対応しています。

手数料

申請手数料	申込手数料5,500円
期日手数料	調停期日1回につき5,500円
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	電話又はHPのお問い合わせフォームにより受付
実施日時	調停日時は当事者双方と相談して決定(土日祝日の対応可)
手続実施者の構成	調停人1名(行政書士)、必要に応じて弁護士の調停人が参加
解決までの標準期間	1か月
オンラインによる申込み	現在は対応していません(対応予定)
オンライン調停	現在は対応していません(対応検討中)

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】《敷金返還・原状回復》賃借人と賃貸人間の敷金返還と原状回復費用のトラブル
- 【想定事例】《愛護動物(ペット)》飼猫、飼犬に関する近隣のトラブル
《敷金返還・原状回復》居住用賃貸借建物に関する原状回復のトラブル

その他特記事項等

- ・ 電話又はお問い合わせフォームによる相談はお気軽にどうぞ!
- ・ 相手方が応諾されずに手続が終了した場合、申込手数料の半額2,500円を返還します。
- ・ 24時間受付可能なお問い合わせフォームは右のQRコードからアクセス。



認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県土地家屋調査士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	境界問題解決支援センターやまぐち
	TEL: 083-922-6118
	E-mail: adr@chousashi.net
	URL: http://www.chousashi.net/cms/page116.html
	認証番号【163】
	認証年月日 平成31年4月8日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】土地の境界に関する紛争及び土地の所有権の範囲に関する紛争、土地の境界に関連する相隣関係の紛争
【対応可能地域】原則として山口県のみ対応可能

アピールポイント

境界や登記測量の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で、利用者の自主性を重んじた話し合いによる紛争解決を支援します。
現地に出向いて実際に状況を見ながら話し合いを行うことにも対応しています。

手数料

申請手数料	22,000円(税込み)
期日手数料	当事者一方につき、5,500円(税込み) ※第1回期日は無料
成立手数料	当事者一方につき、55,000円(税込み)
その他	上記のほか、必要に応じて調査・測量費、会場費、旅費等があります。

実施方法

事前相談	振分け相談(無料)実施後、事案に応じて事前相談(有料)を案内
実施日時	平日/午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	調停期日5回まで(第1回期日以降約6か月)を目標
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可能

解決事例・相談事例等

- ・隣人から我が家の塀が越境していると言われた。
- ・隣の樹木が越境しているのに対処してくれない。
- ・隣人が境界立会に応じてくれない。
- ・隣人がこちらの土地の一部を削って取り込んでいる。
- ・隣人が土で境界付近を埋めてわからなくする。

その他特記事項等

その他詳しくは、当センターのホームページや欄外URLをご覧ください。

山口県土地家屋調査士会、山口県弁護士会、山口地方法務局の共催による「境界問題相談所」を開設しています。詳しくはこちらをご覧ください。
<http://www.chousashi.net/cms/page108.html>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	徳島県社会保険労務士会
住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
名称	社労士会労働紛争解決センター徳島
	TEL: 088-654-7777
	E-mail: tokushimakai@tokushima-sr.jp
	URL: https://www.sr-tokushima.or.jp/
	認証番号【120】
	認証年月日 平成24年11月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働】労働関係紛争
労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争
※徳島県内のみ対応可能

アピールポイント

当センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験をいかして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により、簡易、迅速、かつ低廉に解決(和解の仲介)する機関です。

手数料

申請手数料	あっせん手続に要する費用は10,000円(消費税込み11,000円、申立人負担)です。ただし、令和6年3月31日までの間は、申請手数料は無料とします。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合等には、交通費等の実費を請求する場合があります。

実施方法

事前相談	月～金の9時～17時(祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く)
実施日時	原則、毎週火曜日・木曜日の午後1時から午後4時及び午後5時から午後8時、毎週土曜日の午後1時から午後4時(この曜日・時間以外も応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案によっては弁護士があっせん委員に加わることもある。)
解決までの標準期間	申立受理日から1か月程度
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

- ・職場でのパワハラ・いじめ等によりうつ病を発症し、退職を余儀なくされた事案
- ・退職の申し出を事業主が認めず退職することができない事案
- ・退職するにあたり、勤務している間に取得した資格に要した費用の返還を求められた事案
- ・雇用契約書には退職金有り記載されていたにもかかわらず退職金が支払われなかった事案

その他特記事項等

まずは、総合労働相談所にご相談ください。経験豊富な社会保険労務士が対応いたします。(無料)
0570-064-794(ナビダイヤル)又は088-654-7777 平日9:00～17:00

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	徳島県土地家屋調査士会
住所	徳島県徳島市出来島本町2丁目42番地5
名称	境界問題解決センターとくしま
	TEL: 088-626-3366
	E-mail: tokucho@coda.ocn.ne.jp
	URL: http://www.tokucho.sakura.ne.jp/
	認証番号【031】
	認証年月日 平成21年6月1日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争。 徳島県内の土地に関する紛争のみ対応可能です。	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界に関する紛争について、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協働で対応します。 ・当センターでは相談業務も行なっております。相談についても、土地家屋調査士と弁護士が対応します。 	
手数料	
申請手数料	10,000円 (税込)
期日手数料	5,000円(税込)×回数
成立手数料	300,000円(税込)
その他	現地での調停には現地までの交通費(調停員の人数×実費)
実施方法	
事前相談	あり。相談申込書の提出要。相談費用10,000円(税込)
実施日時	午後1時30分～午後4時30分(祝祭日・年末年始除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約5～7か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<ul style="list-style-type: none"> ・隣人間での境界線等に関するトラブルについて、双方の主張についての争点を整理し、境界線を確認することだけでは解決しない問題についても、専門家としてのアドバイスをを行うことにより、最終的に双方が納得する和解案で合意することができました。 ・親族間での境界線に関するトラブルについて、専門家としてアドバイスをを行い、双方話し合いの上、和解が成立し、良好な親族関係を保つことができました。 	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0031.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県司法書士会
住所	香川県高松市西内町10番17号
名称	香川県司法書士会調停センター
	TEL: 087-821-5701
	E-mail: LEP02167@nifty.com
	URL: https://www.kagawa-shiho.com/
	認証番号【109】
	認証年月日 平成24年2月6日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限ります。)
- ・不動産、代金・賃料・貸金等の請求や支払、損害賠償など、幅広く取り扱っています。
 - ・申込みいただける地域等は限定しておりませんが、香川県内で実施いたします。
 - ・当センターで取り扱いできない場合には適切なADR機関などの説明をいたします。

アピールポイント

- ・司法書士が、分かりやすく調停手続を進めていきます。
- ・調停の開催日時は、土日祝日や夜間など、できる限り調整いたします。
- ・場所についても、調停にふさわしい場所で、できる限り調整いたします。
- ・調停が1回も開催されなければ、郵便料金などの実費を差し引いて返金いたします。
- ・問題についての相談は司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。
- ・経済的な理由で費用の支払が難しい場合は、減額・免除になることがあります。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	11,000円
その他	閲覧:1回550円、謄写:用紙1枚22円、証明書:1通1,100円

実施方法

事前相談	司法書士による事前相談を電話等で実施
実施日時	受付:9時～17時(土日祝日休)、調停日時:左記以外でも調整可能
手続実施者の構成	実務経験や研修受講等の登録要件を満たした認定司法書士
解決までの標準期間	3か月以内
オンラインによる申込み	対応していません
オンライン調停	対応していません

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・施設利用中の事故に関する利用者と施設とのトラブルについて、当事者が一時同席してお互いの話を聴くことにより和解成立。
 - ・私道の利用に関する隣人間のトラブルで、譲り合って円満に生活できる内容の合意成立。
 - ・ペットに関するマンション管理組合と住民とのトラブルを、マンションの集会室で調停を開催して解決。

その他特記事項等

- ・問題が発生したときは早く解決することが大切です。問題を解決するためには話し合うのが一番ですが、ご自分で相手方と話すのは難しいと思われるときは当センターがお手伝いいたします。
- ・問題が金銭換算で140万円以内であれば、いろいろな問題解決に利用できますので、お気軽に相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター		
住所	香川県高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内		
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 四国支所		
	TEL: 087-822-3693		
	E-mail:	認証番号【119】	
	URL: https://www.ip-adr.gr.jp/	認証年月日 平成24年11月1日	

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3:商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

《1》背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

《2》申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

《3》被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

《4》争点 商標登録の有効性。

《5》結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

《6》本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	香川県社会保険労務士会
住所	〒760-0006 香川県高松市亀岡町1-60
名称	社労士会労働紛争解決センター香川
	TEL: 087-862-1040
	E-mail: kagawa-sr@mrh.biglobe.ne.jp
	URL: http://www.kagawa-sr.jp/
	認証番号【098】
	認証年月日 平成23年4月11日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
労働関係紛争 香川県在住者で香川県住所地のある事業所	
アピールポイント	
労働紛争に詳しい社労士と弁護士が調停人となり速やかな問題解決を図ります	
手数料	
申請手数料	10,000円(消費税別。) 令和6年4月20日までは無料を予定しています
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	0円
実施方法	
事前相談	無料労働相談からご利用いただけます
実施日時	随時(双方の都合を勘案、土日祝日は休み、開始時刻は19時まで)
手続実施者の構成	社労士1名 弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし
解決事例・相談事例等	
給与等の不利益変更	
その他特記事項等	
まずは労働相談からご利用ください。随時電話で受け付け087-862-1040	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県土地家屋調査士会
住所	香川県高松市丸の内9番29号
名称	境界問題相談センターかがわ
	TEL: 087-821-1890
	E-mail: info@kagawa-chosashikai.or.jp
	URL: https://www.kagawa-chosashikai.or.jp/
	認証番号【082】
	認証年月日 平成22年10月25日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に起因する民事に関する紛争
目的となる土地の所在地が香川県の場合のみ対応可能

アピールポイント

土地の境界に関する紛争について、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で手続に当たります。
また相談業務も行なっております。相談についても、土地家屋調査士と弁護士が対応します。(料金は11,000円です。)

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	55,000円 ～
その他	上記のほか、調査測量が必要な場合には測量費用等が必要です。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施(事前に当センターで扱えるかどうかの判断をします。)
実施日時	受付:月～金/午前10時から午後4時 調停:月～金/午前10時～午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、 弁護士1名の3名構成
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	オンラインによる申込み受付はしていません。
オンライン調停	原則、オンライン調停は受付していません。

解決事例・相談事例等

【解決事例】
・意見の相違する境界につき合意をし、将来の紛争の予防として、その後の利用の方法を含めて合意した。
・境界付近の越境している構造物の取扱いについて、協議・合意した。
・その他、境界の位置に関する問題だけでなく、境界付近の構造物や建築物の利用に関する問題についてのトラブルを扱います。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0082.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県行政書士会		
住所	香川県高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター4階407号		
名称	行政書士ADRセンター香川		
	TEL: 087-867-3722		
	E-mail: adr@k-gyosei.net	認証番号【135】	
	URL: https://www.k-adr.net/index.html	認証年月日	平成27年3月10日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 【生活環境関係】外国人の職場環境等、愛護動物、敷金返還等に関する紛争
※香川県内で生じた紛争に対応します。
敷金返還等は、香川県内に住所を有する居住用建物が対象です。
- 【交通事故関係】自転車事故に関する紛争
※香川県内で生じた紛争に対応します。

アピールポイント

当センターの調停は、当事者同士が同じ部屋で、調停人を間に置いて話を進める形態です。ご自身の言葉を直接、相手に聞いていただくことができます。裁判では、くみ取ることが難しい心情の面も含めて解決を目指しております。
お電話での相談の後に、調停手続に関する事前相談を無料で行っております。まず、お電話で形式的なことを確認した上で、詳しい話は面談で行うことができます。
調停と事前相談の日程は、土日でも対応いたします。(要日程調整)

手数料

申請手数料	10,000円(税込)
期日手数料	20,000円(税込)
成立手数料	不要
その他	上記の他、参考人からの意見聴取にかかる費用等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	日程調整の上で対応(土日でも可)
手続実施者の構成	原則として、行政書士1名または2名
解決までの標準期間	約3ヶ月間
オンラインによる申込み	実施していません。
オンライン調停	実施していません。

解決事例・相談事例等

- 【想定事例】
- ・外国人の職場環境・教育環境に関するトラブル
 - ・自転車事故に関するトラブル
 - ・愛護動物(ペットその他の動物)に関するトラブル
 - ・居住用賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関するトラブル

その他特記事項等



香川県行政書士会ホームページ
<https://www.k-gyosei.net>

行政書士ADRセンター香川ホームページ
<https://www.k-adr.net/>



認証ADR機関の基本情報					
事業者名	愛媛県社会保険労務士会				
住所	愛媛県松山市萱町4丁目6番地3				
名称	社労士会労働紛争解決センター愛媛				
	TEL: 089-907-4864		認証番号【085】		
	E-mail: ehime4@ehime-sr.or.jp		認証年月日 平成23年1月12日		
	URL: www.ehime-sr.or.jp/				
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)					
【労働関係】労働関係紛争 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) ※ 愛媛県のみ対応可能					
アピールポイント					
<ul style="list-style-type: none"> 当センターは、平成23年の認証取得以降、受理件数の総数は15件、うち和解成立は6件の実績があります。 御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。 場合によっては出張相談に応じますので、遠隔地の方も御利用可能です。 あっせんは夜間(午後8時まで)、土曜日(第1土曜日)も行っています。 2025年3月31日まで申立費用は無料の予定となっています。 					
手数料					
申請手数料	申立費用11,000円(税込み) ただし2025年3月31日まで無料の予定				
期日手数料	なし				
成立手数料	なし				
その他	なし				
実施方法					
事前相談	社会保険労務士会館閉館日を除く午前9時～午後4時 (事前に電話で御確認下さい。)				
実施日時	水、木/午前10時～午後8時又は第1土/午前10時～午後5時				
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名				
解決までの標準期間	約1か月				
オンラインによる申込み	不可				
オンライン調停	不可				
解決事例・相談事例等					
【解決事例】					
<ul style="list-style-type: none"> 会社の配慮のない対応により精神的苦痛を被り職場復帰できなくなった。損害賠償金60万円と謝罪文書を求める。(和解金40万円で和解) 経営状態を理由に整理解雇されたのは納得がいかない。不当解雇による精神的苦痛に対する補償として給与12か月分と100万円の補償を求める。(和解金100万円で和解) 					
その他特記事項等					
	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	2	2	0	0	2
平成30年度	1	1	1	0	0
平成29年度	1	1	1	0	0

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	愛媛県土地家屋調査士会
住所	愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
名称	境界問題相談センター愛媛
	TEL: 0120-24-1103、089-943-6785
	E-mail: ehime@kyokai110.jp
	URL: http://www.kyokai110.jp
	認証番号【008】
	認証年月日 平成20年1月25日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【生活環境関係】土地の境界に関する紛争 原則、愛媛県のみ対応可能(他県の場合、他県のセンターを紹介します。)	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して、専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブル解決を目指すようお手伝いします。 ・ 当センターでは、毎月県下3か所において、無料で受付面談手続(事前相談)を実施しています。受付面談手続では、土地家屋調査士が相談者のお話をお聴きし、論点を整理し、最適な問題の解決方法を御提案します。また、案件が当センターの扱うもの以外であるなどの場合は、他の相談機関を紹介します。 	
手数料	
申請手数料	20,000円(税込)
期日手数料	10,000円(税込)
成立手数料	200,000円(税込)より
その他	上記のほか、調査・測量・境界鑑定費用、閲覧・複写手数料等をいただく場合があります。
実施方法	
事前相談	無料の受付面談手続において、問題点の整理、解決方法の提案などを実施
実施日時	午前9時～午後4時(祝祭日・12月29～1月3日及び調査士会で定める日は除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>隣地所有者との土地の境界に関するトラブルにおいて、両当事者が境界を合意の上確認し、和解契約書を作成した。</p> <p>双方現地立会の下、境界標識を設置した。</p> <p>新たに設置するブロック塀の費用負担についても、双方合意の上和解契約書に条項記載し、和解合意が成された。</p>	
その他特記事項等	
<p>隣地所有者との土地の境界に関するトラブルを、ご相談者の事案に合わせて、数ある紛争解決手続から最も適していると考えられるものを一緒に考えていく受付面談を無料で実施しています。</p> <p>まずはお気軽にお問い合わせください。</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県社会保険労務士会
住所	高知県高知市棧橋通2丁目8-20 モリタビル2F
名称	社労士会労働紛争解決センター高知
	TEL: 088-833-1151
	E-mail: sr-kochi@nifty.com
	URL: http://sr-kochi.com
	認証番号【071】
	認証年月日 平成22年5月10日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争
(解雇・賃金・ハラスメント)
※事業所の所在地が高知県内の場合のみ対応可能

アピールポイント

- ・特定社会保険労務士が、労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働紛争を「あっせん」という手続により、迅速、簡易、廉価に解決します。
- ・令和6年12月31日までは、申立手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円(消費税1,000円)ただし、令和6年12月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	電話又は来所による
実施日時	毎週土曜日/午前10時から午後8時の希望する時間
手続実施者の構成	特定社会保険労務士3名構成を原則
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	実施していない
オンライン調停	実施していない

解決事例・相談事例等

【想定事例】
・解雇に関する個々の労働者と事業主とのトラブル
・賃金に関する個々の労働者と事業主とのトラブル

その他特記事項等

毎月第2・4水曜日13:00～16:00無料相談をお受けしております。
事前にお電話でご予約をお願いします。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県土地家屋調査士会
住所	高知市越前町2丁目7番11号
名称	境界問題ADRセンターこうち
	TEL: 088-875-8477
	E-mail: center@k-chosashi.or.jp
	URL: http://www.k-chosashi.or.jp/center
	認証番号【081】
	認証年月日 平成22年10月12日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

高知県内の土地の境界に関する紛争及びこれに起因する民事に関する紛争

アピールポイント

- ・当センターは、土地境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が一緒にお話をお聴きし、紛争解決のお手伝いをいたします。
- ・当センターの解決手続は、当事者双方が納得できる解決方法を見出すことを目的としています。
- ・当センターは、問題の解決にあたり、常に公正で中立の立場を守ります。

手数料

申請手数料	5,000円
期日手数料	40,000円
成立手数料	40,000円
その他	上記の他、測量費用等が必要となる場合があります。

実施方法

事前相談	毎週水曜日(午前9時～午後4時) 事前予約制
実施日時	月～金(午前9時～午後4時)
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士1名
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	実施なし
オンライン調停	実施なし

解決事例・相談事例等

- ・地籍調査事業において筆界未定地として処理された土地の境界に関する相談
- ・境界が明確でなかったことを原因とする樹木の伐採によるトラブル。当センターでの話し合いにより、新たな境界杭を設置し和解した。

その他特記事項等

当センターでは、事前の面談において十分時間を取って事案内容の聴取をおこなっており、当センター以外での問題解決方法についてのご説明もいたしますので、お気軽にご相談下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県司法書士会
住所	福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号
名称	福岡県司法書士会ADRセンター
	TEL: 092-741-0530
E-mail:	
URL: https://www.fukuokashihoushoshi.net/	
	認証番号【055】
	認証年月日 平成22年1月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(全般)

～ 相隣関係トラブル・金銭トラブル・相続に関するトラブル・離婚に関するトラブルなど ～
調停手続実施者が出張し、福岡県及び周辺地域で対応が可能です。
※交通費や宿泊費は当事者負担となります。

アピールポイント

当センターでは、自主交渉援助型調停により、以下の特徴を持った紛争の解決のお手伝いをしています。

- ・ 専門的なトレーニングを受けた調停人により、紛争の当事者同士の話し合いの過程を重視し、主として法的判断による解決ではない、当事者の本音の部分で満足できる解決を目指します。
- ・ 調停人は、当事者の自主的・主体的な解決を促しますので、当事者間の将来的な関係性の維持が期待できます。
- ・ 御希望により夜間、土日やセンター以外の場所での調停開催にも対応できます。

手数料

申請手数料	2025年3月31日まで金9,000円(うち郵送実費3,000円)
期日手数料	2025年3月31日まで無料
成立手数料	2025年3月31日まで金2万円。
その他	上記のほか、センター以外での開催の場合(いずれも予納) ・調停手続実施者の交通費・宿泊費及び当該場所の会場借料その他実費

実施方法

事前相談	面談・電話・オンラインによる無料の事前相談を実施
実施日時	原則として平日の午前10時から午後4時まで(祝祭日を除く)※調停期日については調整
手続実施者の構成	センターの定める一定の研修を受講した認定司法書士 (司法書士法第3条第2項に規定する司法書士)1名～2名
解決までの標準期間	2か月～3か月
オンラインによる申込み	対応可能
オンライン調停	対応可能

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・離婚に伴う親権並びに住宅ローンの負担、養育費の支払方法の取決めを行った。
- ・賃貸アパートの退去時の精算費用について、管理会社との間で和解が成立した。
- ・夫婦間の婚姻費用の負担方法の確認、共同生活に関する取決めを行った。

その他特記事項等



認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 九州支所
TEL:	092-741-3208
E-mail:	
URL:	https://www.ip-adr.gr.jp/
認証番号【119】	
認証年月日	平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)／仲裁110,000円(税込) ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)／仲裁判断書作成手数料220,000円(税込) ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで /中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例・相談事例等

【解決事例】事例3:商標権侵害事件(<https://www.ip-adr.gr.jp/case/>より)

《1》背景 海外の著名な登録商標の使用許諾を受け、我が国である製品の製造販売をしているX社は、同一製品の製造販売をしているY社に対し、商標使用の中止を求める警告書を送ったが、商標登録の無効を主張され、決着の糸口を掴めなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。

《2》申立の趣旨 X社は、商標権侵害行為の停止と損害賠償とを求めた。

《3》被申立人の主張 商標権の登録は、商標法第3条の顕著性の要件を満たしていないため、無効である。

《4》争点 商標登録の有効性。

《5》結論

(1) Y社は、X社に対して和解金として金百万円を支払い、今後1年間に限り在庫品の販売を行う。

(2) Y社は在庫品について広告をしない。

《6》本事例の特徴 商標登録の無効理由の抗弁と、商標権侵害とが争われた例であるが、調停人の調停案が双方に受け入れられ迅速に解決できた。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当センターホームページやかいいけつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	福岡県社会保険労務士会
住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28
名称	社労士会労働紛争解決センター福岡
	TEL: 092-414-4864
	E-mail: fukuoka@sr-fukuoka.or.jp
	URL: https://www.sr-fukuoka.or.jp
	認証番号【038】
	認証年月日 平成21年8月19日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
紛争の分野:労働関係紛争 対応可能地域:事業所の所在地が福岡県内の場合のみ対応可能	
アピールポイント	
<p>当センターはあっせん制度の特性を踏まえ、労使トラブルを迅速・安価・簡便に解決します。あっせんは経験豊富な社労士委員2名、弁護士委員1名で行い公平中立の立場で和解案を提示することを原則としており、和解率の高さも特徴の一つです。</p> <p>申立費用は1,100円(税込)と安価で、原則として申請日より30日以内にあっせんを開催します。労使トラブルで感情的に対立する使用者・労働者に話し合いの場を提供する制度ですので、気軽に利用することができます。</p>	
手数料	
申請手数料	1,100円(税込)
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	なし
実施方法	
事前相談	社労士による無料相談会にて労働に関する相談を承っており、当センターでのあっせん手続を紹介しています。
実施日時	毎週水曜日と毎月第3土曜日の午後1時から午後6時まで(祝日及び12月29日から1月3日の間を除く)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士・弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可
解決事例・相談事例等	
<p>[申立人:事業主]申立人は、被申立人より休憩時間も携帯電話を持たされ、電話対応を余儀なくされているため、労働時間に値するので、休憩時間の未払い賃金と遅延延滞金を求められた。それに対し、申立人は、休憩時間は労働時間とは認識していないため、あっせんを申し立てた。被申立人は話し合いに応じず一方的に未払い賃金を請求してきたため、あっせん手続申立てに至った。</p> <p>あっせん委員が丁寧に聞き取りを行い、賃金請求ではなく、労働条件の改善が目的であったことがわかり、労働環境改善の努力をすること、和解金の支払いにより、和解が成立した解決に至った。</p>	
その他特記事項等	
<p>◆あなたの職場のトラブル あっせん申立てしてみませんか?◆</p> <p><親切>社労士等、専門のあっせん委員が親身になって解決へ導きます。</p> <p><迅速>原則として1回の手続でトラブルを解決します。</p> <p><円満>裁判のように「勝った」「負けた」というような関係を作り出さない手続です。</p> <p>詳しくは専用サイトを御覧ください。 https://www.sr-fukuoka.or.jp/dispute/</p>	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会
住所	〒814-0006 福岡市中央区大名二丁目8番18号 天神パークビル3階
名称	マンション問題解決センター
	TEL: 092-752-1555
	E-mail: fukukan@fukukan.net
	URL: http://www.fukukan.net
	認証番号【023】
	認証年月日 平成20年12月24日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】マンションに関する紛争
～分譲マンションの管理、建替え又は不具合に起因して生じた紛争、その他マンションに関する民事上の紛争～
※家事に関する紛争及び労働関係に関する紛争を除く

アピールポイント

- ・分譲マンションにおけるハード面(建物本体)からソフト面(管理運営等)までの民事上の紛争について、マンション問題のワンストップ相談機関として対応可能です。
- ・会員/非会員を問わず個人の申し立ても受付ます。

手数料

申請手数料	申立人より10,000円
期日手数料	1期日につき申立人及び被申立人より各5,000円
成立手数料	和解成立金額に応じて3%～6%
その他	

実施方法

事前相談	事務所開所中はいつでもどうぞ
実施日時	月～金/10:00～12:00 13:00～17:00(祝祭日、夏季休業日、年末年始を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名及び案件により一級建築士や司法書士、マンション管理士1名の合計2名
解決までの標準期間	2～3か月
オンラインによる申込み	未実施です
オンライン調停	未実施です

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
1. マンションの建物共用部分の工事上の瑕疵に関して、管理組合と施工会社の間で和解成立
 2. 専用庭使用料を永年徴収されていたことの返還について、管理組合と組合員の間で和解成立

その他特記事項等

当法人はマンション問題すべてのワンストップ相談機関としても活動しております(マンション110番)。まずは御相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県土地家屋調査士会
住所	福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号
名称	境界問題解決センターふくおか
	TEL: 092-741-5780
	E-mail: info@fukuoka-chousashi.or.jp
	URL: http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/
	認証番号【168】
	認証年月日 令和3年3月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

【対応可能地域】 原則として福岡県内

アピールポイント

当センターは、当事者の話し合いがうまくいかない場合に、「土地家屋調査士」と「弁護士」が協同して紛争解決の調停をスムーズにすすめ、裁判によらない問題の解決を目指して、お手伝いします。調停なら非公開で当事者双方が納得するまでじっくり話し合うことができます。

まずは無料相談会にお越しください。

無料相談会は完全予約制です。下記の電話番号よりご予約下さい。

電話番号:092-741-5780 (受付時間:10時~12時、13時~16時)

手数料

申請手数料	44,000円(税込) 第1回目の期日費用を含む
期日手数料	33,000円(税込) 第2回目以降は当事者双方で負担
成立手数料	解決額の8%(最低77,000円・税込)
その他	調査・測量、鑑定費用(当事者双方負担)等は事前の見積による

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施(土地家屋調査士1名・弁護士1名)
実施日時	原則として平日10時~16時。1回の調停は2時間以内
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名
解決までの標準期間	調停の標準回数は3回~5回。(当事者双方が納得するまで調停可能)
オンラインによる申込み	現在検討中
オンライン調停	現在検討中

解決事例・相談事例等

想定事例

- ・私の土地に断りもなく物を置かれてしまった。あるいは、勝手に塀を作られてしまった。
- ・私の土地に生えている木を切られてしまった。あるいは、隣の樹木が越境してきている。
- ・私の土地の時効取得を主張された。
- ・私と隣接地所有者の境界の主張に相違がある。

その他特記事項等

県内各地で無料相談会を実施しています。(完全予約制・相談時間30分)

電話番号:092-741-5780 (受付時間:10時~12時、13時~16時)

毎月第1金曜日(中央地区):ソラリアステージ6階(西鉄ホール ホワイエ内)

毎月第2水曜日(北部地区):福岡県土地家屋調査士会北九州支部

※5月・8月・11月・2月は小倉井筒屋新館8階にて第2金曜日に実施

毎月第3水曜日(中央地区):福岡県土地家屋調査士会(ADR室)

毎月第4木曜日(南部地区):久留米市役所6階(広聴・相談課 面接室)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県行政書士会
住所	福岡県福岡市博多区東公園2番31号
名称	行政書士ADRセンター福岡
	TEL: 092-641-2501
	E-mail:
	URL: https://gyosei-fukuoka.or.jp/adr/
	認証番号【158】
	認証年月日 平成30年9月3日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

外国人の職場環境等に関する紛争
自転車事故に関する紛争
愛護動物に関する紛争
福岡県内のみ対応可能

アピールポイント

愛護動物に関する紛争の分野において、当センターは、相談窓口が見つからず困っている方々の受け皿となっています。センター設立以降、ペットを譲渡する際のトラブルやペットホテル利用時のトラブルなど、多岐にわたる内容のご相談、問合せをいただいています。この分野では、現在まで多数ご相談をいただき、うち1件で当事者の和解が成立しています。

当センターでは、専門的な研修を受けた調停人(行政書士)が関与しながら当事者同士の対話を促進し、紛争を解決する調停を行います。この方法の調停により、法的な解決が難しい場合であっても、当事者が互いに納得する、実情に応じた解決を導くことができます。

手数料

申請手数料	3,000円
期日手数料	5,000円(ただし、第1回期日手数料は申込人負担、第2回以降は当事者が均等に負担します。)
成立手数料	不要
その他	ADRセンターが指定した場所以外で調停手続を実施する場合の調停人出張手当、交通費及び宿泊費(原則として当事者が均等に負担します。)

実施方法

事前相談	面談もしくは電話による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金/午前10時～午後4時(但し、祝日、休日、年末・年始・夏季休暇は休み)
手続実施者の構成	行政書士1名(必要に応じ、弁護士1名が関与)
解決までの標準期間	約3カ月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

解決事例
・ペットの譲渡をめぐる紛争(当事者間で感情のもつれがあり、法的紛争解決になじまないもの)
相談事例
・ペットホテル利用に伴うトラブル
・ペットの譲渡をめぐる、新しい飼い主とのトラブル
・ペットの飼育放棄に伴うトラブル
・共同住宅でのペット飼育に伴うトラブル
・動物病院での診療上のトラブル
・飼い主と近隣住民とのトラブル

その他特記事項等

 <p>行政書士ADRセンター福岡</p> <p>お気軽にお電話にてお問合せください</p> <p>092-641-2501</p>	 <p>ホームページは こちらです！⇒</p>
---	--

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県司法書士会
住所	佐賀県佐賀市川原町2番36号
名称	佐賀県司法書士会調停センター
	TEL: 0952-29-0626
E-mail:	
URL: https://sagashiho.jp/	認証番号【142】 認証年月日 平成28年2月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)～お金の貸し借り、賃金の支払い、借家の賃料、損害賠償請求など、身近な法的紛争を広く扱います。
※佐賀県司法書士会館での手続きに参加できる方であれば、地域的な利用要件はありません。

アピールポイント

民事に関する紛争について、認定を受けた司法書士が調停を実施します。
近隣関係のトラブルや、身近な者同士での金銭のトラブルなど、人間関係を破壊せずに話し合いによる解決をサポートします。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	11,000円
成立手数料	合意成立の価額に応じて、11,000円～33,000円
その他	手続実施記録の閲覧は550円/1回、謄本の請求は33円/1枚 各種証明書の発行は1,100円/1通

実施方法

事前相談	いつでも相談可能
実施日時	原則として平日午前9時から午後5時まで
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士(認定司法書士)
解決までの標準期間	2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】
・近隣関係におけるトラブル
・身近な者同士での金銭の貸し借りに関するトラブル など

その他特記事項等

申請手数料は、相手方が調停手続の利用を応諾しなかった場合は全額返還します。
(振込による返還をご希望の場合は、振込手数料を差し引かせていただきます。)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県社会保険労務士会
住所	佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル4階
名称	社労士会労働紛争解決センター佐賀
	TEL: 0952-26-3946
	E-mail: info@sr-saga.com
	URL: https://sr-saga.com
	認証番号【143】
	認証年月日 平成28年2月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野: 労使関係【解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境】

対応可能地域: 佐賀県内に申立人又は被申立人の住所(所在地)がある者 若しくは佐賀県内で発生した紛争に限る。

アピールポイント

- ・当センターは、労使間のトラブルを「あっせん」により解決するところです。
- ・当センターが行う「あっせん」は、労働問題の専門家である社会保険労務士と弁護士がトラブルの両当事者からその言い分を聴き、両当事者の互譲により納得できる「和解」を目指します。
- ・当センターが行う「あっせん」は、「平易な手続、短期間、安い費用」がモットーです。

手数料

申請手数料	1,100円(消費税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	あっせん委員出張の場合、旅費等の負担があります。

実施方法

事前相談	あり(総合労働相談所:毎週水曜日13:30~16:30 予約制)
実施日時	毎週木曜日10:00~20:00、毎月第1.3土曜日13:00~18:00(原則)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

【想定事項】

- ・解雇理由がはっきりしない不当解雇の取消し、慰謝料の請求
- ・残業手当の不払い等の賃金不払請求
- ・上司のいじめ、セクハラ等に対する防止並びに慰謝料の請求

その他特記事項等

佐賀県社労士会で毎週水曜日13:30~16:30に開設している「総合労働相談所」の相談員も「あっせん」に知見のある特定社労士が実施しておりますので、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長崎県社会保険労務士会
住所	長崎県長崎市桶屋町50-1杉本ビル3階B
名称	社労士会労働紛争解決センター長崎
	TEL: 095-821-4454
	E-mail: info@sr-nagasaki.or.jp
	URL: http://www.sr-nagasaki.or.jp
	認証番号【116】
	認証年月日 平成24年7月11日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働関係紛争
労務管理の専門家である特定社会保険労務士(あっせん委員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を聴き取り、話し合いにより簡易・迅速・安価に円満解決を図ります。※取り扱う紛争は長崎県内のものに限りです。

アピールポイント

あっせん申立手数料は無料です。(令和6年3月末まで)

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	詳細は長崎県社会保険労務士会にお問合せください。

実施方法

事前相談	毎週水曜日の13:30～16:00に受付けています。
実施日時	原則として、木曜日・第2土曜日の10:00～20:00で希望する時間
手続実施者の構成	運営委員5名、あっせん委員5名
解決までの標準期間	受理決定から約1ヶ月で和解成立を目指します。
オンラインによる申込み	対応していません
オンライン調停	対応していません

解決事例・相談事例等

平成28年3月10日に、あっせん申立を1件受理

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいいけつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0116.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	熊本県司法書士会
住所	熊本県熊本市中央区大江4丁目4番34号
名称	熊本県司法書士会調停センター
	TEL: 096-364-2889
	E-mail: kumass@kumashi.jp
	URL: http://www.kumashi.jp/index.php
	認証番号【040】
	認証年月日 平成21年9月8日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

・紛争の分野

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
不動産関係・貸金・債務関係、交通事故(物損)関係を中心に法的紛争を広く扱う。

・対応可能地域

熊本県内全域

アピールポイント

- ・当センターは、平成21年の認証取得以降、貸金、建物賃貸借、損害賠償等のトラブルに関する申立を受理しております。近年の和解成立に関しては、約30%の成立実績があり、経験・実績が豊富な調停センターです。
- ・男性、女性、壮年、若年など様々な調停人を豊富にそろえております。
- ・ご希望に応じ、土曜日や日祝日の調停、遠隔地の利用も可能となっております。

手数料

申請手数料	11,000円 (消費税含)
期日手数料	11,000円 (消費税含)
成立手数料	16,500円 ~ 55,000円 (消費税含)
その他	

実施方法

事前相談	毎日、午前9時～午後5時
実施日時	毎日、午前9時～午後5時
手続実施者の構成	司法書士1名～2名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・金銭の貸し借りに関するトラブル
- ・建物家賃賃料未払いトラブル

その他特記事項等



熊本県司法書士会調停センター

認証ADR機関の基本情報

事業者名	熊本県社会保険労務士会
住所	熊本県熊本市中央区細工町4丁目30-1扇寿ビル5F
名称	社労士会労働紛争解決センター熊本
	TEL: 096-324-1124
	E-mail: kaiketsu-center@sr-kumamoto.or.jp
	URL: http://www.sr-kumamoto.or.jp/
	認証番号【066】
	認証年月日 平成22年4月5日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】(解雇・懲戒処分、労働条件不利益変更、配置転換・出向、ハラスメント、育児介護休業、その他職場の紛争全般)
対応可能地域:熊本県内で発生した紛争若しくは被申立人の住所地が熊本県内にあるもの

アピールポイント

- ・利用者の利便性を考慮して、土曜日や夜間でもあつせんを開催できるようにしています。
- ・申立てしやすいように、解決金が支払われた場合のみ、手続き費用をいただくことにしています。

手数料

申請手数料	なし
期日手数料	なし
成立手数料	解決金が支払われた場合のみ解決金の2%
その他	なし

実施方法

事前相談	社労士会の総合労働相談所にて、面談による無料労働相談を実施(毎月第1・第3木曜日の午後1時半から午後4時半制:予約制)
実施日時	毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時～午後8時
手続実施者の構成	社会保険労務士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1.5か月
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例・相談事例等

- 【解決事例】
- ・退職勧奨によるトラブル
 - ・セクシャルハラスメントによるトラブル

その他特記事項等

詳細は、熊本県社会保険労務士会のホームページをご確認ください
<http://www.sr-kumamoto.or.jp/menu-3>

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大分県司法書士会
住所	大分県大分市城崎町二丁目3番10号
名称	大分県司法書士会調停センター
	TEL: (097)532-7579
	E-mail: LEM05417@nifty.ne.jp
	URL: https://oitashihoushoshi.com
	認証番号【165】
	認証年月日 令和元年5月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

(紛争の分野)【民事一般】

- ① 司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争(民事紛争であつて紛争の目的の価額が140万円を超えないもの)。
- ② 紛争の目的の価額が140万円を超える民事紛争であつて登記手続への協力を求めることを目的とするもの。
- ③ 家事・相続に関する紛争であつて登記手続への協力を求めることを目的とするもの。
(対応可能地域)大分県内のみ対応可能

アピールポイント

司法書士(認定司法書士であり、センターの定める研修を受講したもの)及び弁護士が、手続実施者を務め調停を実施します。
ただし、事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。
調停は、土曜、日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。

手数料

申請手数料	5,500円(税込) ※申立てが不受理となったときは、実費を差し引いて返還します。
期日手数料	期日1回につき、11,000円(税込) ※第1回期日は申立人の負担、第2回以降は折半又は当事者間で合意した負担割合によります。
成立手数料	合意成立の価額に応じて22,000～110,000円(税込)
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施。
実施日時	申請は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く。) 調停は、土曜、日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。
手続実施者の構成	司法書士及び弁護士(ただし、事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。)
解決までの標準期間	2か月から3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例・相談事例等

【想定事例】

遺産分割協議、近隣トラブル、金銭の貸し借りに関するトラブル、賃貸トラブルほか

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0165.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	宮崎県司法書士会
住所	宮崎市旭一丁目8番39-1号
名称	宮崎県司法書士会調停センター
	TEL: 0985-82-8538
	E-mail: jdy00321@nifty.com
	URL: http://www.miyashoshi.net/
	認証番号【089】
	認証年月日 平成23年2月25日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
(民事一般)	民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る)
(対応可能地域)	宮崎県のみ対応可能
アピールポイント	
<p>当センターでは、実務経験5年以上・簡易裁判所代理業務認定を受けた司法書士が、研修を受けて手続き実施者となります。</p> <p>法律実務家の専門的な知見・経験を活かした調停手続きが実施できます。</p> <p>なお令和5年度のお申立ての先着5件まで、下記の「申請手数料」・「期日手数料」を無料とするキャンペーンを実施します。</p>	
手数料	
申請手数料	5,500円(税込み)
期日手数料	11,000円(税込み)
成立手数料	合意成立の価額が 50万円未満は22,000円、 50万円以上100万円未満は33,000円、 100万円以上は55,000円 (いずれも税込)
その他	上記のほか、必要に応じて閲覧・謄写料等の実費がかかることがあります。
実施方法	
事前相談	お電話で概要をお伺いし、取扱い可能な案件であれば、別途日時を予約して、無料の事前面談を行います。 事前面談は事案の概要を把握・整理し、手続の流れや費用のご案内をすることを目的としています。
実施日時	月～金/午前9時～午後5時(事情によっては応相談)
手続実施者の構成	司法書士2名
解決までの標準期間	申立から終了まで3か月程度を想定しています。
オンラインによる申込み	未対応
オンライン調停	未対応
解決事例・相談事例等	
<p>アパート退去時の清算費用に関してのご相談が多く見られます。 貸主と借主との間で合意が成立し、円満に解決できた事例もあります。</p>	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート (https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0089.html)を御覧ください。</p>	

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	宮崎県社会保険労務士会
住所	宮崎県宮崎市大和町83番地2 鮫島ビル1階
名称	社労士会労働紛争解決センター宮崎
	TEL: 0985-20-8160
	E-mail: miyaz-sr@circus.ocn.jp/
	URL: http://www.sr-miyazaki.jp/
	認証番号【088】
	認証年月日 平成23年2月14日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
【労働関係】労働関係紛争(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)可能。 宮崎県のみ対応	
アピールポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士会に併設させている総合労働相談所において、あっせん申し立て前に無料相談をすることができます。 ・申立書の代筆も可能であり、申し立てしやすくなっています。 ・労務管理の実態に精通した特定社会保険労務士があっせん委員を務めますので、円滑、迅速な解決が期待できます。 ・事情により申し立て手数料の減免措置があります。 ・特定社会保険労務士を申し立ての代理人として選任することができます。ただし、この場合は別途費用が発生します。 	
手数料	
申請手数料	1,050円
期日手数料	
成立手数料	
その他	
実施方法	
事前相談	電話及び面談による無料の事前相談を実施
実施日時	月～金 9:00～17:00 (この時間外も応相談)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則とします。
解決までの標準期間	2カ月
オンラインによる申込み	現時点では対応していません。
オンライン調停	現時点では対応していません。
解決事例・相談事例等	
その他特記事項等	
<p>その他詳細な情報については、当会ホームページやかいけつサポートを御覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県社会保険労務士会 https://sr-miyazaki.jp/ ・社労士会労働紛争解決センター宮崎 https://sr-miyazaki.jp/consultation/rodofunsou 	

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県土地家屋調査士会
住所	宮崎県宮崎市旭二丁目2番2号
名称	境界問題相談センターみやざき
	TEL: 0985-78-0783
	E-mail: info@miyazaki-tc.net
	URL: https://miyazaki-tc.net/adr/
	認証番号【149】
	認証年月日 平成28年7月15日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争対応可能地域:原則として宮崎県全域
(その他隣接近隣の地域については対応可能な場合がありますので、ご相談ください。)

アピールポイント

調停手続きの申立に先立って、希望による「事前面談」(無料で行う紛争の内容整理と
手続等の説明)を境界紛争地に近い場所で受けられます。
また、他の解決制度の紹介等も行い、申立人がよりよい解決方法を選択できるよう
支援いたします。

手数料

申請手数料	10,000円
期日手数料	20,000円
成立手数料	解決の価額による(50,000円～)
その他	

実施方法

事前相談	土地家屋調査士2名による無料の事前面談を実施 [毎週火曜日(概ね3週間前までに要申込)]
実施日時	第1、第3水曜日
手続実施者の構成	弁護士、土地家屋調査士
解決までの標準期間	申立後、約6か月位を目安にしています。
オンラインによる申込み	検討・準備を進めています。
オンライン調停	検討・準備を進めています。

解決事例・相談事例等

【想定事例】
地籍調査の結果の筆界が現況と異なるトラブル
屋根・桶の越境及び隅切りの通行を互いに主張するトラブル
隣接地の所有者が境界を越えて工作物を作ったことによるトラブル

その他特記事項等

法務局の筆界特定された後の境界標設置について、当センターの「簡易調停手続」にて対応可能です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県司法書士会
住所	鹿児島市住吉町13番1号 ハーバーフロントビル4階
名称	鹿児島県司法書士会調停センター
	TEL: 099-248-8270
	E-mail: jdk05735@nifty.ne.jp
	URL: https://www.shihou-kagoshima.or.jp
	認証番号【091】
	認証年月日 平成23年3月16日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)
鹿児島県のみ対応可能

アピールポイント

- ・事案に応じて、専門的な知識を有する司法書士が調停を実施します。
- ・特に、不動産賃貸借トラブルに関する調停に力を入れて取り組んでいます。
- ・調停の実施日時・場所は、可能な限り当事者の意向を尊重して開催します。
- ・令和6年3月31日までの間に申立書の提出を受けた事案については、期日手数料及び成立手数料は無料とします。また、申請手数料は申立時に納付していただきますが、相手方が応諾しない場合には、経費を控除した残金を返還します。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	50万円未満 16,500円 50万円以上100万円未満 33,000円 100万円以上140万円以下 55,000円
その他	令和6年3月31日までの間に申立書の提出を受けた事案については、期日手数料及び成立手数料は無料とします。

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施
実施日時	平日午前9時～午後5時(祝祭日を除く)(この時間以外も応相談)
手続実施者の構成	司法書士1名又は2名
解決までの標準期間	約2か月～約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	可

解決事例・相談事例等

- ・賃貸借トラブル
- ・近隣トラブル
- ・請負代金請求

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート
(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0091.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県社会保険労務士会
住所	鹿児島県鹿児島市下荒田三丁目44番18号 のせビル2階
名称	社労士会労働紛争解決センター鹿児島
	TEL: 099-257-4827
	E-mail: ksr@po.synapse.ne.jp
	URL: http://www.sr-kagoshima.jp/
	認証番号【028】
	認証年月日 平成21年5月18日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争
(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境)
全国対応可能(ただし、手続場所は社労士会労働紛争解決センター鹿児島の事務所のみ)

アピールポイント

- ・ADR法に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。
- ・相談は毎週火・木曜日の17:00～19:00及び毎月第3土曜日の13:00～17:00に受け付けています。

手数料

申請手数料	3,300円(消費税含む)※当分の間、徴収しない。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施
実施日時	毎週水曜日及び第2土曜日/10:00～20:00
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	対応なし
オンライン調停	対応なし

解決事例・相談事例等

【想定事例】
①退職・解雇等に関するトラブル②未払賃金等に関するトラブル③労働条件等に関するトラブル④パワハラ・セクハラ等に関するトラブルなどについて、双方の立場に立って、専門家の知見と経験により、円満解決を図ります。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページやかいつサポート(<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0028.html>)を御覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県土地家屋調査士会
住所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号
名称	境界問題相談センターかごしま
	TEL: 099-214-2958
E-mail:	
URL: http://www.kagoshima-chosashi.com/	認証番号【159】 認証年月日 平成30年12月3日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争
(筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。)
- 土地の所在の範囲は、原則として鹿児島県内とする。

アピールポイント

- ・ 筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して境界トラブルの解決のお手伝いをいたします。
- ・ 調停の申立てを受けると、相手方が調停に応じていただけるように誠意を持って説明します。
- ・ 相談・調停の内容については、関係者に守秘義務がありますので安心して話合いです。
- ・ 和解がなされた場合、杭等の設置を含め諸費用の負担割合も話合いで決めることができます。

手数料

申請手数料	相談費用22,000円(税込) 調停申立費用33,000円(税込)
期日手数料	2回目以降につき、原則当事者双方が各11,000円(税込)を負担
成立手数料	110,000円(税込)を原則当事者双方で均等に負担
その他	測量費用、出張費用については別途負担となります。

実施方法

事前相談	相談に応じる認定調査士をご紹介します。
実施日時	月曜日から金曜日、午前10時から午後3時までの受付です。
手続実施者の構成	土地家屋調査士、弁護士
解決までの標準期間	約半年
オンラインによる申込み	取扱っておりません。
オンライン調停	取扱っておりません。

解決事例・相談事例等

- ・ 境界と違うところに隣接者がブロック塀を設置して困っている。
- ・ 境界の測量をしたいが隣接者が立会に応じしてくれない。
- ・ 境界ははっきりしていないが、隣接者が土地の管理をしないので荒れて迷惑している。
この際、境界をはっきりさせて隣接者と土地の管理について話し合いたい。

その他特記事項等

境界問題相談センターかごしまでは、本来の調停に加え、法務局による筆界特定をされた後の土地に境界杭等を設置されたい場合について、原則1回の簡易的な調停により、相手方との境界標設置費用の負担割合等まで話合いをして境界標設置を行う調停も実施しております。
この場合の成立手数料は無料です。

認証ADR機関の基本情報	
事業者名	沖縄県社会保険労務士会
住所	沖縄県那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205
名称	社労士会労働紛争解決センター沖縄
	TEL: 098-863-4395
	E-mail: info@sr-okinawa.or.jp
	URL: https://www.sr-okinawa.or.jp/
	認証番号【024】
	認証年月日 平成20年12月26日
取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)	
<p>【労働】労働関係紛争</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働条件に関する紛争:解雇、雇止め、配置転換、労働条件の不利益変更など ◆職場環境に関する紛争:いじめ・嫌がらせなど ◆その他:退職に伴う研修費用の返還、営業車等の会社所有物の破損に関わる損害賠償など <p>◆対応可能地域は、沖縄本島内のみです。</p>	
アピールポイント	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 多くの時間と費用を必要とする裁判に比べ、手続が迅速・簡易です。 2. 労務管理の専門家である特定社会保険労務士が担当します。 3. 非公開(秘密厳守)であり、当事者のプライバシーは保護されます。 4. 当会設置の「総合労働相談所」(098-863-4395)へ、事前に相談ができます。労働者・経営者いずれの方からのご相談もお受けしています。 	
手数料	
申請手数料	11,000円(税込)【ただし、令和10年3月31日までに限り1,100円(税込)】
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
事前相談	あっせん申込書提出者と電話による無料の事前相談を実施
実施日時	原則土曜日(第3土曜日は除く)の午後1時から午後5時までの間
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名(助言及び事案によっては協議に関与)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	実施していない
解決事例・相談事例等	
<p>【想定事例】</p> <p>人事処遇に係る労使のトラブル(解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境等)について、あっせん委員に指名された労働社会保険諸法令に精通する特定社会保険労務士が、労使双方の当事者の主張、説明等を聴取し、互譲を勧めるなどして和解成立を図ります。</p>	
その他特記事項等	
<p>原則土曜日の開催ですが、事情によっては、日曜・祝日にも開催いたします。</p> <p>業務の都合等、平日での解決機関の利用が難しい場合は、是非当センターをご利用ください。</p>	

